人権教育の指導方法等の在り方について

[第三次とりまとめ]

平成20年4月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

目次

はじめに

指導等の在り方編

第 章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

- 1. 人権及び人権教育
 - (1)人権とは
 - (2) 人権教育とは
 - (3)人権感覚とは
 - (4)人権教育を通じて育てたい資質・能力
 - (5)人権教育の成立基盤となる教育・学習環境
 - 2. 学校における人権教育
 - (1)学校における人権尊重の目標
 - (2)学校における人権教育の取組の視点

第 章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

- 1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
- (1)人権尊重の精神に立つ学校づくり
- (2)人権教育の充実を目指した教育課程の編成
- (3)人権尊重の理念に立った生徒指導
- (4)人権尊重の視点に立った学級経営等
- (5)人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上
- 2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
- (1)学校としての人権教育の目標設定
- (2)校内推進体制の確立と充実
- (3)人権教育の全体計画・年間指導計画の策定
- (4)学校としての取組の点検・評価
- 3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携
- (1)家庭・地域との連携
- (2)関係諸機関との連携・協力
- (3) 校種間の協力と連携
- (4)連携推進のための支援体制

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

- 1. 指導内容の構成
- (1)人権に関する知的理解に関わる指導内容
- (2)人権感覚の育成に関わる指導内容
- (3)総合的な指導のためのプログラム
- 2. 効果的な学習教材の選定・開発
- 3. 指導方法の在り方
- (1)人権教育における指導方法の基本原理
- (2)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫
- (3)「体験」を取り入れた指導方法の工夫
- (4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫
- 4. 指導内容に関する配慮事項
- (1)教育の中立性の確保
- (2)個人情報やプライバシーに関することへの配慮

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

- 1. 教育委員会における取組
- (1)総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備
- (2)人権教育に関する情報発信・普及
- (3)教職員を対象とした研修の実施
- 2. 学校における研修の取組
- (1)年間教職員研修プログラムの作成
- (2)研修内容
- (3)研修方法

実践編

この資料の活用に当たって 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等 人権教育の指導内容と指導方法 教育委員会及び学校における研修等の取組 個別的な人権課題に対する取組

おわりに

はじめに

1948 年(昭和 23 年)に国連総会において世界人権宣言が採択された。その後今日に至るまで、人権に関する様々 な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。そして「人権の世紀」と呼ばれる現在、 このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。国連は、全世界における人権保障の実現 のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」(1995~2004 年)を実施した。また、 2004 年(平成 16 年)12 月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のため の世界計画」を 2005 年に開始する宣言を採択し、第1フェーズ 2005~2007(平成 17 年~平成 19 年)は初等中等教 育に焦点を当てることを決定した。2005 年(平成 17 年)7 月には、その具体的内容を定めた「行動計画改定案」(わが 国は協同提案国)が国連総会において採択されている。さらに、第1フェーズについては、その期間を2 年間延長す ることとされ、現在世界各国が計画の実施に取り組んでいるところである。

我が国も「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、全ての国民に基本的人権の享有を保 障する日本国憲法の下で人権に関する各般の施策を講じてきた。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、 平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、家庭・学校・地域のあらゆる場において推進されてきた。こ のような人権尊重社会の実現を目指す施策や教育の推進は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定。以下、「基本計画」という。)でも指摘されているように、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題(注)が生じている。特に、次代を担う児童生徒(幼児を含む。以下同じ。)に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。

基本計画は、様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、社会の急激な変化などとともに、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」等を挙げている。

このため、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一 人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、 これをどんなに強調してもし過ぎることはない」として人権教育の重要性を指摘し、政府として人権教育・啓発を総合 的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・ 充実を求めている。

さらに、基本計画は、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教 育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権 教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。

本調査研究会議は、こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付け ることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行ってきた。そして、平成 16 年 6 月には、「人権教 育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということをわかりやす〈示すと ともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示すこととした。

次いで、平成16年度以降は、都道府県・政令指定都市教育委員会の協力の下、人権教育の実践事例等を収集する とともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討を進め、平 成18年1月には、〔第二次とりまとめ〕を公表した。〔第二次とりまとめ〕は、すでに全国の学校・教育委員会へ配付さ れ、積極的に活用されている。

しかしながら、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後も高まっており、これに対処するための実践的な ノウハウ等の情報を求める要請も大きくなっている。

このような中にあって、本調査研究会議では、全国の学校関係者等が〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解 を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進めてきた。その成果として、掲載事例等の充実を図るとともに、 「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、今般、第三次のとりまとめに至ったものである。 今後、このとりまとめが、全国の学校・教育委員会において幅広〈活用され、人権教育のより一層の推進に資することとなるよう、切に願うものである。

(注)基本計画は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の個別的課題 を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その 際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。

指導等の在り方編

第 章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1.人権及び人権教育

(1) 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される(人権擁護推進審議会答申 (平成 11 年))。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構 成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできな い権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は 「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権 利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのよ うな性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住の充足などに 関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、 教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして 連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有 の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐっ て生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よ りも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と 価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを 侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。

(2)人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)で は、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」((第 2 条)」をいうものとしている。この定義に ついても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の 形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として(a)知識及び技術 - 人権及び 人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、(b)価値、姿勢及び行動 - 価値を発展させ、 人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、(c)行動 - 人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとして いる。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実 に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要 性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必 要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意 欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが 求められる。

(3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを 望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な 感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害 されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったもの である。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが 侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えて くる。 つまり、 価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、 問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や 態度になり、 自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面(知識的側面、価値的・態度的側面及び 技能的側面)から捉えることができる。

知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立 つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識 人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防し たり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的である ところにその特徴がある。

価値的·態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえ ない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを 内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育 が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能 合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技 能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能 責任を負う技能な どが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

(5)人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大き な意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人 間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の 精神がみなぎっている環境であることが求められる。

なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認 識しておきたい。



2.学校における人権教育

(1)学校における人権教育の目標

学校における人権教育の取組に当たっては、上に見た人権教育の目的等を踏まえつつ、さらに、人権教育・啓発 推進法やこれに基づく計画等の理念の実現を図る観点から、必要な取組を進めていくことが求められる。人権教 育・啓発推進法では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが できるよう(第3条)」にすることを、人権教育の基本理念としている。 一方、各学校において人権教育に実際に取り組むに際しては、まず、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが肝要である。人権教育に限らず、様々な教育実践を進めるためには目標を明確にすることが求められる。それによって、組織的な取組が可能となり、改善・充実のための評価の視点も明らかになるからである。しかしながら、「人権尊重の理念」などの法律等における人権に関わる概念については、抽象的でわかりにくいといった声もしばしば聞かれるところである。

人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えととらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]であるということができる。

この[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]については、そのことを単に理解するに止まることなく、 それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。すなわち、一人一人の児童生徒が その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認める こと]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重され る社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

このような人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくものと考えられる。

各学校においては、上記のような考え方を基本としつつ、児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達 成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である。

(2)学校における人権教育の取組の視点

[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

このようなことからも、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくることが、まず学校・学級の中で取り 組まれなければならない。また、それだけではなく、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつ くることが必要であることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるよう にすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重 し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生 徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば 次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力

考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能

自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係 づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。

【参考】隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」 が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活 を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構 成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分で ある。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「い じめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の 雰囲気づくりが重要である。

第 章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

前章では、人権教育の目標に関連して、人権に関する知的理解の深化及び人権感覚の涵養を基盤として、人権擁護の意識、意欲、態度、さらに実践行動にまで高めてくことの必要性について指摘した。さらに、人権教育の成立基盤としての学校・学級の在り方そのものが持つ重要性にも言及した。これらを踏まえ、本章では、さらに学校における人権教育がその目標を達成するためにどのような点に留意すべきかについて示すこととしている。その際、「学校としての組織的な取組等に関すること」、「人権教育の内容及び指導方法等に関すること」、そして「教育委員会及び学校における研修等の取組に関すること」の3つの観点から検討することとした。

なお、本調査研究会議は、調査研究を進めるに当たり、都道府県教育委員会の協力を得て人権教育の実践状況及 び指導事例等の収集・把握を行った。この章では、これらの事例と国際的な人権教育に関する理論的・実践的研究成 果を踏まえて、上記のそれぞれの観点ごとに考え方を示すとともに、これへの理解を補うための基本的な事例等を 併せて提示している。さらに、より具体的・実践的な事例資料等については、実践編にまとめて収録しているので、必 要に応じ、これを参照しつつ活用されたい。

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1.学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。平成20年1月の中央教育審議会答申では、 現行学習指導要領が重視する「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきているこ と、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等 を指摘している。

「生きる力」については、平成8年7月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられている。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な 実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権 問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このよう な「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間(以下「各教科等」と いう)や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

(1)人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校 づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加 等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こう した基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開してい くことが求められる。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人 権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダ ーシップを発揮しなければならない。



(2)人権教育の充実を目指した教育課程の編成

現在、学校教育においては、各教科等の教育活動全体を通じ、児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの意義 や尊さを実感できる教育を充実し、学ぶ意欲を高める活動に取り組んでいる。人権教育についても、各教科等のそ れぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切である。

学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

また、教育課程の編成に当たっては、以下の【参考】に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実し、 一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指 導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくこと が大切である。

【参考】教育課程の編成に当たっての留意点

1 「地域の教育力」を活用する

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動 全体を通して人権教育を推進する。

2 「体験的な活動」を取り入れる

フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。

3 学習形態、教育方法上の工夫を行う

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー(地域人材等)とのティーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。

4「生き方学習」や進路指導と関わらせる

学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の 機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

(3)人権尊重の理念に立った生徒指導

学校における生徒指導は、個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての 児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学 校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている。この点において、生徒指導の 活動は、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一 人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるものということができる。

生徒指導の取組に当たっては、学業指導、個人的適応指導、社会性指導、余暇指導、健康安全指導などその指導の全体を通じ、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、 人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。

学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指 導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとと もに、これらの取組を通じて[自分の大切さともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していく ことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなる と考えられる。

同様に、児童生徒の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の 取組と歩調を合わせてこれを進めることで、より大きな効果を上げることができるであろう。

なお、児童生徒の問題行動等への対応などいわゆる消極的な生徒指導の側面について見れば、暴力行為、いじ め、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、また、これらの事案の個々のケースにお いては、複数の児童生徒の人権相互間の調整を要することとなる場合も少なくない。学校においては、こうした可能 性を常に念頭に置きつつ、問題解決に向けた取組を進める必要がある。とりわけ、いじめや校内暴力など他の児童 生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さ らに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その 行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。



【参考】生徒指導における自己指導能力の育成

自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義については、中学校学習指導要領においても、従来 よりこれを重視し、「生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実 を図る」こととしている。

生徒指導とは、本来一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成 し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の 児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。自己指導能力には、自己受容、自己理解を基盤とし、自ら追 求する目標を確立し、その目標の達成のために自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行することが含まれま す。そして、その能力は児童生徒が日常生活のそれぞれの場でどのような選択が適切であるか、自分で判断し実 行して、それらについて責任をとるという経験を広く持つことの積み重ねを通じて育成されます。 「生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導」

生活体験19人間実际を豊かなものと9る生徒指導。 (文部省 生徒指導資料第20集 昭和63年3月)

(4) 人権尊重の視点に立った学級経営等

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。

学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。

そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけ を行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなけ ればならない。

また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互 に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。

なお、人権が尊重される環境整備のための積極的な取組として、人権コーナーの設置や人権ポスターの掲示、人 権学習会の定期的な開催などを通じ、児童生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくこと等も重要であ る。



(5)人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

学校教育においては、現在、全ての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を 確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育むことが求められている。

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実 を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環 境が成立していなければならない。

このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施 を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられる。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のあ る学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係 等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められている。

【参考】効果のある学校(effective school)

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下 にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求され ている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかり でなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。 一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や

思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからである。

2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価

各学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要である。また、こうした人権教育の取組については、当該学校における活動全体の評価の中で定期的に点検・評価を行い、主体的な見直しを行うとともに、その取組に関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供するよう努めることが求められる。

その際、学校評議員や保護者等の意見を聞く機会を設けることも重要となる。

(1)学校としての人権教育の目標設定

学校としての人権教育の目標を設定するに当たっては、様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認 識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意することが重要であ る。

同時に、こうした目標設定の取組を通じ、人権教育とは、人権に関する知的理解だけでなく、[自分の大切さととも に他の大切さを認めること]ができるような人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、 自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等について、教職員の 共通理解を図っていく必要がある。

これらを踏まえつつ、各学校がこれまでの活動の中で取り組んできたことや、児童生徒の実態、地域の実情等も考慮し、自校の具体的目標を設定することが大切である。

(2) 校内推進体制の確立と充実

学校としての組織的な取組を推進するに当たっては、校内における推進体制を確立するとともに、各教職員による 効果的・効率的な役割分担の下に、その機能の充実を図ることが求められる。

ア.人権教育を推進する体制の確立

各学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、 研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。この推進体制において、校長 のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。推進組織 の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、 各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられ る。

イ.人権教育担当者の役割

各学校において、人権教育の活動に関する企画立案や、各校務分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネートなどを担う人権教育担当者は、人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的 役割を果たすことが期待される。また、人権教育担当者の業務として、人権侵害が生じた場合における当該事案への対応のほか、保護者や児童生徒への相談活動等も重要となる。



(3) 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

ア.人権教育の全体計画・年間指導計画策定の観点

各学校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進組織を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間 指導計画を策定し、組織的な取組を進めていくことが重要である。

全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、 児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら、総合的・体系的に示した計画である。また、年 間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画である。

各学校においては、当該学校における人権教育の推進の観点を明確化した上で、これらの計画を策定すること が求められる。

イ.人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

全体計画の策定・見直し及び年間指導計画の策定は、管理職及び人権教育担当部(担当者)による策定・見直し 方針の提示を端緒として、具体的な目標や実践的課題の設定、各学年組織による学年ごとの年間指導計画案の作 成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議への提示による全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な 取組として、これを進めていくことが求められる。また、このような過程を通して、全教職員の人権教育の推進に対 する参画意識を培うことが望ましい。

人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボラン ティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられる。その際、当該学校における教育目標全 体の中での位置付け等を明確にすることが必要である。

全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。

また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体 験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際 には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。

(4)学校としての取組の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められる。点検・評価 は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見 直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

ア.教職員による点検・評価

点検・評価の実施に当たっては、教職員自身によるアンケート等を行い、その結果を分析していくこと等も考えられる。

また、日常的な授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を積極的に行うことも大切である。

イ.児童生徒による評価

点検・評価の取組の一環として、児童生徒の発達段階等も考慮しつつ、学校の取組に対する児童生徒の評価をア ンケート等により調査し、その調査結果を学校としての評価に反映させていくことも考えられる。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する 上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、 不可欠な取組となる。さらに、学習の節目ごとに児童生徒自身による評価を行い、その全体的な結果を学級で共有 することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能となる。

ウ.保護者等による評価

学校における毎年度の評価等の実施に当たり、保護者等による評価を取り入れることも重要となる。保護者等の評価についてアンケート調査等を行う場合には、その結果を公表することが求められる。また、調査結果をもとに学校評議員等の意見を求めたり、PTAの会合等において意見交換を行ったりすることも考えられる。

このほか、例えば授業参観後の保護者との懇談会のように、学校・学年・学級における取組を公開し、活動状況 の説明を行うとともに、これらに対する保護者等の意見や感想を聞く機会を、学校として積極的に設けていくことも 大切である。

【参考】点検・評価の視点 教職員における人権教育の目標の理解 学校全体としての取組の進捗 年度ごとの新しい(特色ある)取組、その他の取組 人権感覚の育成等に向けた指導の効果 学校・学年としての指導の継続性の確保 学校全体としての組織体制の構築 管理職 - 人権教育担当者 - 各研究部・各学年の有機的な連携 家庭・地域との連携の強化 家庭・地域との連携の強化 家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備

など

3.家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

人権教育は、一人一人が大切にされ、尊重される社会の発展に寄与するものである。各学校においては、人権教育のこのような意義も踏まえ、人権文化の構築に向けた各般の取組とも歩調を合わせながら、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って、人権教育の活動を進めていく姿勢が重要となる。

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を 担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感とし て受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つように なることも期待できるのである。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取 組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを 積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同による取組を実践していく際には、多くの人々の 参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意すること が必要である。

さらに、保・幼、小・中・高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められる。児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組を通じて、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが望まれる。

なお、今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。 人権教育の推進に当たっても、家庭や地域社会、関係諸機関等との連携や協力を進める際には、各学校における人 権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である。

(1) 家庭·地域との連携

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性 について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受 けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくこと は容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域 の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、家庭や地域等の身近な人々との連携に当たっては、児童生徒と保護者、地域住民等が一緒になって活動に 当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることが望まし い。

このほか、PTA 等における人権教育の一層の推進も期待される。

(2)関係諸機関との連携・協力

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、①幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館な

どの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、の各人権課

題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、^①公益法人や民間のボランティア団体、企業等との連携の可能性 やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めている。また、その際には、教育の中立 性が確保されるべきことを指摘している。

大学や研究機関、市民団体など、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感 覚の育成に大きな効果を上げるものと思われる。実際に、人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々 な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、児童生 徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりする などの学習活動は、広く取り組まれ、人権感覚の育成に効果を上げている。

人権に関する一連の学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、その 人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培うことの契機となるであろう。人権尊重の姿勢を持って誠実に職 責を果たす人々の話を直接に聴くことで、将来設計やキャリア形成を考える上でも、適切な教育的効果を持つものと 思われる。

また、施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより 一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。

さらに、指導講師を依頼して研修会を実施したり、児童生徒の人権意識に関する調査・分析についての協力を得たり、施設訪問などの参加体験型学習を進めるに際し専門家の助言を受けたりするなどの取組は、児童生徒に対する人権教育の指導の充実に止まらず、教員の資質向上に大きく資するものと思われる。

各学校においては、適切な連携協議の場にこのような機関の関係者の参加を得て、普段からの連携・協力体制を

整えておくことが必要である。また、関係する諸機関においても、積極的にこのような連携や協力の要請に応える姿 勢を持つことが期待される。

(3) 校種間の協力と連携

子どもは、保育所・幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長する。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画 することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠で ある。

義務教育である小学校と中学校との交流・連携が重要であることは言うまでもないが、さらに、児童虐待をはじめ 子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等と の連携が必要である。また、高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極 的に組み入れていくことが重要となる。

これらを踏まえつつ、校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが望ましい。

学校における人権教育の取組の一環として、異なる校種の学校との交流学習を推進し、異年齢の子どもが共に活動する機会を整備していくことは、互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり、人権尊重の精神を育てる上で意義深いことである。なお、相互交流の実施に当たっては、よりきめ細かな学習の円滑な実施のため、 他校への訪問を計画する学校の教職員が、事前に、訪問先となる他校種の学校の教職員を訪ね、当該校における 交流学習や体験的活動の取組への考え方等について、助言や指導を得ておくこと等も考えられる。

(4)連携推進のための支援体制

学校が、家庭、地域や関係諸機関等との協力を深め、校種間の連携に取り組むことにより、専門家からの有用な 知識の習得や、地域における体験的な活動等の実施、校種を超えた一貫性のあるカリキュラムの整備等を円滑に 進められるようになり、人権教育の適切かつ効果的な推進に資することとなる。各地方公共団体や教育委員会にお いては、このような連携の意義にかんがみ、人権教育・啓発に関する国の基本計画等の趣旨も踏まえ、連携促進の ための環境整備を図り、学校・教職員における連携の取組を支援していくことが不可欠である。

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

人権教育の指導の改善・充実という課題に直接的・具体的に関わるのが、人権教育の指導内容及び指導方法の問題である。本節では、指導内容の構成、学習教材の選定・開発、指導方法の在り方について順次述べることとする。 その際に、特に人権感覚の育成、児童生徒の自主性・主体性の尊重、発達段階や実態への着目、体験的な学習の 活用等の視点に焦点を合わせることにしたい。

1.指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導 内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技 能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育 成を総合的に位置付けることが望ましい。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、 この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。このような中にあって、人権教 育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、なお、様々な工夫や検討が求められるところである。

現代社会における人権尊重の理念の徹底の重要性にかんがみれば、児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、人権教育の指導内容についても、総合的な内容構成が目指されることになるが、同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。

そこで、各教科等の指導で即座に実践できると思われるいくつかの指導内容の構成の事例を参考として提示しておきたい。

(1)人権に関する知的理解に関わる指導内容

まず知識的側面の育成についてであるが、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会を とらえて積極的に取り組むことが求められる。

これまで、人権教育の知識的側面は、社会科等を中心とした教科の学習において扱われる場合が多かった。他方、 様々な人権意識に関する調査等の結果からは、人権に関する客観的・科学的知識をある程度まで習得している人 についても、その知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないとい った傾向がうかがえる。こうしたことからも、人権教育をより一層充実させる観点から、知的理解に関わる内容の指 導を特に取り立てた形で行うことが必要となってくる。この側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、 その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習 を可能にする教授法を活用する努力が求められる。その指導は必ずしも教材を読んだり、講話を聴いたりする方式 である必要はなく、むしろ、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎と する体験的な学習の機会を提供できるよう、工夫が求められる。同時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グルー プ活動も含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれる。

なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に 組み込むことも必要である。

【参考】知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・ 分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広 い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた 授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。

総合的な学習の時間、特別活動(特に学級活動やホームルーム活動)及びその他のあらゆる学習の機会を活用 して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用 する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えな〈、例えば、児童生徒の発達段階やその他の実態に照 らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し 合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりと理解の深化を目指す学習を進める。また、自分や 身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか 等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。

外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語 学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促 進に結びつける。

(2) 人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、 人権感覚を養うことが特に重要となる。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する 諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要である。しかし、いきなり整合的な全体計画の中で これらを一挙に育成することは容易ではない。そこで、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつ つも、その諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必 要となる。

その際に、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力など、第 章 2 (2)に挙げた諸技能について取り上げて、それぞれの育成に取り組むことが重要である。

【参考】人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容構成の例

国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共 感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、 上記 に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッ

(3)総合的な指導のためのプログラム

上記の(1)及び(2)のように、人権教育を通じて育てたい資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的な内容を 取り上げて行う指導と併せ、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも 大切である。

【参考】総合的な指導のためのプログラム例

1. 次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背 景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な 流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。 自分が生きている価値の実感(自己についての肯定的態度) お互いの間にある違いの自覚と尊重 人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習 |様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習(自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等 観·特権など) 具体的な場面での行動力の育成 人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成 上記の要素のどれが重視されるかは、児童生徒の発達段階やその他の実態によって異なる。 例えば、小学校低学年では などが重視され、学年が高くなるにつれて などに重点が移る、 小学校高学 年や中学校、高等学校ではこれらに加え
なども重要な位置を占めるようになる。 さらに、同一学年内における学習の進行においても、時期によって重点の置き方は異なる。 など 例えば、年度当初は などが重視され、その成果を土台に継続的・恒常的学習が継続されつつ、 が児童生徒の状況に応じて組み込まれる。そして などの具体的行動力の学習へと進む、というような構成が望 ましい。

以上のように順次性への着目が求められるが、場合によっては改めての側面を強調する学習が必要となる。

2.効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識 や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要がある。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。むろん、このことは、身近でない課題を取り上げないということを意味するのではない。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられる。

学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、 多様な学習教材の選定・開発が望まれる。

この場合において、既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。 例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ 学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。

また、それと関連して、教師・教授者の役割を問い直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な

学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ(学習促進者)」としての役割が期待される。すなわち、知識の 一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。

なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。

【参考】効果的な教材の例

1:地域の教材化

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。市区 町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いので、それらの活用は可能で あり、容易であろう。ただし、活用に当たっては、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、また、学校がねらいとして いる課題との関連等の点から検討する。

2:外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である。なお、高齢者や障害のある人と直接ふれあい学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要がある。

3:生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、 できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きること を肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。具体的には、例えば、以下のような工夫も考えられる。

- ・ 医療機関や消防署等で救命活動に直接関わる人々からの講話や体験談の教材化
- ・ 保護者や産院等の協力を得る誕生の記録の教材化
- ・ 保育所や幼稚園で働く人の講話の教材化
- ・ 妊娠中の女性をゲストティーチャーとした講話の教材化

4:保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる大勢の人達との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるととも に、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していきたい。学 校だけが主導権を握るのでなく、地域の人権擁護委員など、公の組織や団体の支援を積極的に取り入れていくこ とが、成功につながる。

5:視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオなど、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できる。読み物資料も視聴覚 教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となる。パソコンの 活用なども考えられる。例えば、児童生徒が自ら演じる「人権劇」などは、当事者としての意識を高めるだけでな く、観劇する児童生徒達にとっては、効果的な教材となる可能性を持っている。

6:小説、詩、歌などの作品の教材化

学習教材は、一人一人の児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましい。小説、詩、歌 などの作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用し たい。また、取り上げ方によっては、ねらいから外れてしまう危険性も考慮し、指導過程上のどこでどのように活用 していくのかを事前に想定して開発していく。

7:同世代の児童生徒の作品の教材化

人権作文・人権標語・人権ポスターをはじめ、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、児童生徒にとって身近な学習教材である。広く社会にその成果が認められた作品はもちろんであるが、当該校の児童生徒による人権 作文などは、特に、興味や関心を高めるために効果的であり、十分に児童生徒の心に迫るものとなる。ただし、活 用に当たっては、誤解や偏見を生じさせないよう、事前に人権上の配慮をしておくことが重要である。 8:歴史的事象の教材化 児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方に触れさせたり、人権侵害の出来事 について考えさせるような教材を選定することも重要である。

9:教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人権教育の教材は、人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そう した出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。児童生徒が人間同士の関係に ついて考えるための基礎・基本として、「権利に関する知識を習得する」、「世界人権宣言、児童の権利条約、憲法 などの条文化された法規への理解を深める」、「知識を通して行動や態度の変容を促し実践へとつなく」などの学 習が必要であり、そのための教材の工夫が求められる。また、技能を学ぶ学習においては、例えばエンカウンタ ーのような、児童生徒の人間関係づくりのための手法やプログラムの活用も念頭に置き、必要な教材の選定・開 発を行っていくことが考えられる

10:情報交換できるシステムの活用

教材の選定・開発に当たっては、開かれた体制づくりに留意することが重要であり、ホームページやメールの活 用などにより、情報の共有化を図ること等が求められる。相互の交流や情報交換を通じて、広い視野に立ち、学校 に対する様々なメッセージ等を収集し、これを活用することで、児童生徒の実態に迫る資料の作成や、より望まし い教材の選定等において、大きな成果を上げられるものと期待できる。

3.指導方法の在り方

(1)人権教育における指導方法の基本原理

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深 めるとともに、人権感覚を育成することが必要である。知的理解を深めるための指導を行う際にも、人権についての 知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、 他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められる。人権感覚を育成する基 礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるという ような指導方法で育てることは到底できない。例えば、自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にす る、人権を弁護したり、自分とちがう考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度 や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児 童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他 の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。民 主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境の中で、 またその学習過程を通じて、はじめて有効に学習されるのである。したがって、このような能力や資質を育成するた めには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践 的に学習に取り組むことが不可欠なのである。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原理として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くこ との意義が理解される。「協力」、「参加」、「体験」を中核とする学習形態には、それぞれ次のような特徴があると一般に考えられている。

「協力的な学習」

児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習 である。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を 与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技 能や自尊感情を培う。

「参加的な学習」

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。

「体験的な学習」

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能 を身に付ける学習である。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識 や技能を身に付けることができる。

なお、「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来よ り普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に 求められているといえよう。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サ イクルの中に位置付くものである。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し 合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んで いくべきものである。こうした基本的視点を踏まえた活用が是非とも必要である。



上図における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。 むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動(アクティビティ)に取り組むことによる 擬似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、 ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体 験」に終わらせるのでなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的 な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結びつけさせるこ とにある。

指導方法に関わる上のような基本原理を踏まえ、以下に、児童生徒の「自主性」、「体験」、「発達段階等」という 3 点に焦点を置いた指導方法の考え方とその事例を提示しておきたい。

(2)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育 てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的な ものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的 に行動するような力を育成することが目指される。指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの 関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるようにすることが不可欠である。

例えば、学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通じ、それぞれが異なる意見 を持っていることに気付く経験や、自分達でルールをつくる経験などを積み重ねていくようにするなど、児童生徒の 自主性を尊重した指導方法の工夫によって、多面的・多角的に考える力や合理的なものの見方・考え方を育ててい くことが求められよう。

(3)「体験」を取り入れた指導方法の工夫

豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要がある。 しかし、体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育の目標が自ずと達成されるわけではない。児童生徒 が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が 不可欠である。

例えば、様々な人々との交流活動や擬似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能 他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組 むことが望ましい。なお、体験的な活動等については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するな どにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成 果を効果的に活かしていくことが肝要である。また、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわ せ、自立心を養うような工夫に努めることが求められる。

(4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、 それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。

【参考】発達段階に即した人権教育の指導方法

1:幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との 関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に 安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表 情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解 に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2:小学校1~3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れ て、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期 の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3:小学校4~6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4:青年初期(中学校段階)

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている 状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まる。他者と の関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよし とし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5:青年中期(高等学校段階)

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操 作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性 のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛 容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体 験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解でき るようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最 後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、 就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

なお、青年中期より後の段階の者を対象とした学習指導においても人権教育の推進は必要であり、そのための学 習指導方法の工夫改善が求められる。

また、児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもある。例えば、児童 生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場 合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、こ れに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、 考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必 要な支援を行っていくこと等も重要となる。

4.指導内容・方法に関する配慮事項

(1)教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。

学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があり、 学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければならない。

各学校においては、これらを踏まえ、学習プログラムや具体的な授業計画を組むに当たり、中立性の確保に十分 な注意を払わなければならない。

(2)個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際には、様々な個人情報等と否応なく接する機会が多くなる。特に、人 権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うことと なるものが少なくない。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動などに積極的に取り組もう とすればするほど、個人情報に接する度合いも増すことになる。

個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、 それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)をはじめとした関連

法律や各地方公共団体の条令に具体的なルールが定められている。また、国際的な原則としては、自分に関する 情報は自分でコントロールするとの基本的考え方の下に、「プライバシー保護と個人データの国際流通についての ガイドライン(1980 年 OECD 理事会勧告附属文書)」が示されており、我が国の個人情報保護法制もこれをベースと している。

学校においては、これら関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げながら、その学習活動を進めていく必要がある。人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。

なお、情報化が進展する中にあって、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分 に関する情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けることも、より一層大切となっている。すな わち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでな く、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものであり、このことについて併せて指摘しておきたい。

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

学校における人権教育を推進・充実させていくに当たっては、これまで述べてきたように、学校としての組織的な取 組や指導内容・方法の工夫等が必要になるが、こうした活動をより実のあるものにしていくためにも、教職員の研修 や学校等に対する情報の発信・普及などの取組が重要となる。こうした取組が効果的になされることによって、教職 員一人一人の実践や各学校の組織的な取組も、より力強いものになる。

教育委員会・学校・教職員は、これらの研修等の取組が、ひとえに児童生徒のためにあることを強く意識する必要 がある。教職員においては、教育委員会や学校が実施する研修を積極的な態度で受講するとともに、教育委員会に おいては、学校におけるこれらの活動を支援するため、教育の実情を常に考慮した研修等の施策の実施に、総合 的・計画的に取り組んでいく必要がある。

1.教育委員会における取組

各教育委員会は、人権教育・啓発推進法第5条に定める地方公共団体の責務を受け、学校等における人権教育を 充実させていく上での重要な役割を担うこととなる。

各教育委員会においては、この法律や、この法律に基づき定められた国の基本計画等を踏まえつつ、人権教育の 施策に関する基本的な方針や推進計画の策定、効果的な研修の実施、地域の実態に応じた優れた実践事例の紹介、 人権教育の充実を通じ学校全体の改善につながった事例等についての情報提供、カリキュラムの作成等に関する実 践的な研究とその成果の普及、家庭・地域、関係機関との連携や校種間の連携を推進する体制づくりなどの施策を 総合的に推進することが求められる。また、これらの諸施策の実施状況や効果については、十分な検証等を行い、 その改善を進めることが大切である。

(1)総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備

ア.施策の推進方針・計画の策定と推進体制の整備

各教育委員会は、施策推進の基本的な方針を策定し、それに基づき推進計画等をとりまとめることが肝要である。 基本的な方針の策定に当たっては、人権教育・啓発推進法や国の基本計画等を踏まえるとともに、全ての教育活 動が、人権尊重の立場から着実に推進されるようにすること、一人一人が自分自身の課題として、人権尊重の理 念について理解を深め、行動できるようにすることを、基本的な方向として示す必要がある。

また、推進計画の作成に当たっては、学習プログラムの開発、教材・資料の整備、効果的な教職員研修プログラムの策定等、推進すべき施策の内容・方法等に関する基本的な事項を定め、これを明示することが重要である。

さらに、人権教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育委員会内の関係各課及び知事・市町村長部局の 関係各課との緊密な連携の下に、年度ごとの施策の重点を定めるとともに、各学校への支援や地域の関係機関等 との連携のための仕組みを整備し、その推進体制の確立を図ることが大切である。

【参考】推進方針の視点

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、「世界人権宣言」をはじめ、諸条約等を踏まえた推進の基本 理念を示す。

ー人一人が、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得し、実践していくことができるよう、積極的かつ継続 的な施策の方向性を示す。

「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点と各個別の人権課題の視点から内容等を示す。

域内における取組の進捗状況を的確に把握し、実態に応じた推進施策の策定に当たる。

家庭・地域社会、関係機関等との連携、校種間の連携を視野に入れる。

教育の中立性の確保に配慮する。

【参考】教育委員会が確立する推進体制の視点

1.「地域等との連携」

学校教育機関及び公民館等の社会教育機関、法務局・地方法務局、人権擁護委員等の人権擁護機関と連携を図り、地域社会の実態を踏まえた取組を推進する。

2. 「校種間の連携」

各校区において、異なる学校種の学校が合同による研究協議会等を実施するなど、取組等の方針について共通理解を図りつつ、域内の人権教育を推進する。

3. 「各個別の人権課題への対応」

各個別の人権課題に関係する知事・市町村長部局内の関係各課と連携を密にし、各人権課題の解決に向け、具体的施策の推進を図る。

イ.推進状況調査等の実施

各教育委員会が人権教育の推進に当たっての課題を明らかにし、適切な施策を講じていくため、また、各学校 において人権教育の組織的・計画的な推進を図っていくためにも、各学校等における取組の進捗状況や効果につ いて、的確に把握することが必要である。教育委員会においては、地域の実態に応じつつ、例えば、各学校等を対 象にした推進状況調査などを実施することが望ましい。

推進状況調査等については、その取組を通じ、調査対象等となる各学校においても自らの活動の検証がなされ、 次年度の計画立案へとつなげていけるようにすることが重要である。調査等の実施に当たっては、年度途中や年 度末などの適切な時期を選んで行うとともに、全体結果がとりまとめられた後には、速やかにこれを周知し、各学 校等における人権教育の充実に役立てることが求められる。

(2)人権教育に関する情報発信・普及

人権教育の活動を広め、充実させていく上で、教育委員会による情報の発信は大きな意味を持つ。その際、教育 委員会からの一方的な発信ではなく、双方向の情報交流を進めていくことが重要である。教育委員会においては、 学校や家庭、地域の意見等を幅広く聴き、その内容等を適切に評価した上で施策に反映させ、十分な説明を行って いくことが求められる。

なお、情報提供に当たり、個人情報やプライバシーの取扱いには細心の注意が必要である。

ア.学校への発信・普及

児童生徒への人権教育に直接携わる各学校に対し、教育委員会から積極的に情報を発信していくことは特に重要である。

学校等における優れた取組等を集め、事例集や指導資料として編集し、紙媒体やインターネットを通じて提供し

たり、教育センター等において人権をテーマとした研究やプログラムの開発等に取り組み、それらの成果を各学校 に普及していくことなどが考えられる。また、文部科学省の指定による人権教育研究指定校及び人権教育総合推 進地域等のほかに、各教育委員会においても地域の実態により即した形で研究指定を行い、それらの成果を研修 等に活かしていくことも有効である。

なお、財団法人人権教育啓発推進センターでは、現在、人権教育・啓発のナショナルセンターとして、各地方公共 団体等で作成した各種人権教育資料などを集積し、関係者において有効活用できるよう整備を進めている。各教 育委員会において、フィールドワーク等の研修を実施したり、新たな人権教育資料を作成したりする際には、これら の情報を積極的に活用していくことも有効である。

【参考】学校への発信・普及の例

1. 例えば個別的な人権課題や地域の特色を踏まえた学習課題等について、具体的な研究テーマを設定し、先進的 な取組を推進している学校に委嘱して、カリキュラムや教材等の開発を行うとともに、その成果を域内の他校に普 及する。

2. 教員等によるグループ研究等を推奨し、特色ある実践等を進めている教員等のグループに研究(プロジェクト)を 委嘱して、その成果を域内の学校に普及する

3. 優れた実践例や指導案等を集め、実践事例集や学習プログラム集として編集・発刊し、各学校に配付して、その 有効な活用を求める。

4. 教育委員会が主催した研修会の内容や、視察訪問した先進的な学校の取組等に関する情報が広く教職員の間で 共有されるよう、域内の各学校に情報提供する。

イ.家庭・地域への発信・普及

人権教育の取組を広めていくためには、各学校や教職員に向けた発信に止まらず、家庭・地域への情報発信を 進めていくことも大切である。

特に、家庭や地域との双方向的な情報交流を進めつつ、効果的な発信を行っていけるよう、家庭や地域との多様 な関わりに配慮することが必要であり、保護者や地域住民、関係機関等と連携した取組を継続的に維持していくこと が、まず重要な鍵となる。

その上で、広報誌やパンフレットへの記事の掲載、各種イベント等における取組の紹介などを通じ、広く家庭・地域 に向けた発信を行っていくことが望まれる。

また、家庭教育の担い手となる保護者等に対しては、様々な子育て支援策の中で、人権啓発の視点を含めつつ、 積極的な発信を行っていくことも大切であり、例えば、幼児教育段階の子どもを持つ保護者向けには、命の大切さ、 豊かな心情、道徳性の芽生え等、人権尊重の精神の芽生えを大切に育んでいくことをねらいとした資料などを、義 務教育段階の保護者向けには、親子で共に人権について学ぶ内容を盛り込んだ資料などを作成・配付することも考 えられる。

【参考】家庭・地域への発信・普及の例

- 1. 広報誌等を発行するとともに、地域・家庭と情報の交換が行えるよう工夫する。例えば、広報誌に「人権コーナー」 を設けたり、「人権教育通信」等の刊行物を定期的に発行し、各学校や地域の取組を紹介する。また、人権教育カ レンダーの作成も考えられる。
- 2. 例えば発達段階に即した「家庭教育の手引き」などの子育て支援に関する資料に人権に関わる内容を盛り込むな ど、保護者向け資料を作成するとともに、その活用に当たっての留意点を示す。保護者会や市民講座等の機会に おいても、その資料の活用を図る。

(3)教職員を対象とした研修の実施

人権教育の推進のためには、効果的な研修が不可欠である。教育委員会においては、各学校における研修の充 実に資するよう、学校訪問等を通じ日常的な支援を行うとともに、各種研修会を自ら主催するなどにより、教職員の人 権意識と指導力の向上に努めていくことが求められる。

ア.研修における教育委員会の役割

現在、管理職研修、年次研修、人権教育担当者の研修、指導者の養成研修などの様々な研修の場において、人 権教育に関わる研修が実施されている。

とりわけ、都道府県教育委員会においては、都道府県内全域において人権教育の一層の改善・充実が図られる ようにする観点から、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を 企画・立案、運営することが大切である。

また、市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会が主催する研修等の内容を踏まえ、市町村単位で人 権教育担当者等を召集し、人権教育に視点を当てた授業研究を行うなど、地域の実態や特色により即した研修会 を企画・立案、運営することが大切である。

さらに、管理職研修をはじめとした職種別の研修や、初任者研修をはじめとした年次研修など教育委員会が主催 する各種研修の中にも、人権教育の視点が明確に位置付けられる必要がある。

こうした様々な研修の場を通じて、人権教育の基本的な考え方を学ぶための講座や、人権感覚を高めるための ワークショップなど、教職員の多様なニーズに応える研修機会が提供されることが望まれる。また、各学校や市町 村・都道府県レベルの連携・分担も図りつつ、必要な研修機会を整備していく上では、教育委員会が、ライフステー ジに応じた教職員研修の総合的な計画を立て、主催の研修会等を実施していくことも有効である。

なお、人権教育に携わる教職員による自主的な研修・研究が行われている場合には、その趣旨や内容等につい て十分考慮し、人権教育の推進のために有意義であると判断できる場合には、これらの活動への支援を検討する ことも考えられる。

イ.人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が 自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援する という役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動 の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要 な意味を持つ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職 員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生 むことにもなる。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切である。例えば、指導上の課題について相互に話し 合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められる。

これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断で きる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。教育活動や日常の生活場面の中 で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶 えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高め ること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働 きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。

このほか、情報化の進展に伴う新たな人権課題の実態について知ること、IT 関連の知識・技能を習得することなど、時代の変化への対応等のために必要となる能力を兼ね備えることも重要である。

ウ.効果的な研修の取組

以上を踏まえ、各教育委員は、人権教育に関する研修の機会の整備と内容の充実に努めていく必要がある。教

育委員会における研修をより効果的に進めていくためには、次のような観点から取組の充実を図ることが望まれる。

内容別・目的別の研修

)人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修

人権教育の視点から原点に立ち返り、子ども達の最も近くにいる大人の一人として、「教師」に求められる基本 的な知識や態度、技能について、全ての教職員が繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要で ある。

例えば、子どもと接する態度、子どもへの共感的な理解や背景理解、集団づくりへの支援、学校での組織的な 課題解決の手法、保護者や地域の人々と接する姿勢等については、人権尊重の理念を学校教育の中で実現す るための基礎・基本として、習得を図ることが必要である。

教育委員会においては、このような観点から研修の充実を図るよう、例えば、各地方公共団体が作成した教職 員向けの指導資料等を活用し、必要な研修機会を設けること等が考えられる。基本的な知識や態度、技能の理 解・確認等が中心となるこれらの研修については、2~3時間をひとまとまりの講座ととらえる研修方法のほか、1 回の内容を15分程度にまとめ、複数回にわたって行う連続講座として設定するなど、受講者の研修意欲を高め るための工夫を図ることも大切である。

)人権尊重の理念の知的理解のための研修

知識的側面に焦点を当てた研修を実施する際には、人権に関する知識を増すことのみを目的とするのでなく、 教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を 提供することに主眼を置く必要がある。

例えば、法教育や人権関連の法規等について学ぶ場合においても、その知識が、現実の社会の中でどのよう な意味を持つのかを深く学ばせ、生きた知識となるよう、内容の工夫が求められる。

また、知識として得た内容が、実際の教育活動の中で積極的に活用されるようにするためには、当該内容に関する研修の方法についても、講演を聴く・受けるという「受動的」な研修から、自分で調べる、聞き取る、まとめる という「能動的」な研修へと発展させていくことが大切である。その際、受講者に具体的な人権課題の中から興味 のあるものを選択させ、自分の担当する人権課題について研究を進めさせるといった方法等も考えられる。

)人権尊重の理念の体得のための研修

人権尊重の理念をさらに確実に身に付けるためには、「参加体験型の実技研修会」等が有効である。

人権尊重の理念を、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]として、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自らが体験することが重要である。また、その際には、教職員が意欲的、主体的に指導に当たれるようになるよう、研修内容・方法の工夫が必要である。

そのような研修の一例として、ファシリテータ(学習促進者)としての指導の技術を体験的に学ぶファシリテーション実技の研修が挙げられる。この実技研修は、まず、体験的な学習における指導力・実践力の向上を目的とした講義(「人権教育と参加体験型学習について」など)等を実施した後に、いくつかのグループに分かれ、参加者 一人一人がファシリテーションの実技を行い、これを見ていたグループのメンバーとともに、振り返り、評価を行う等の手順で進められる。

【参考】グループ研修の内容例(ファシリテーション研修の進め方)

- 1. 話し合い・学び合いの場づくり
- ・ 自己紹介、 アイスブレーキング、 アクティビティ体験
- 2. ファシリテーション実技の準備
- ・グループごとにアクティビティを選択、グループ別準備・検討(ねらいの理解、役割分担、道具や資料の準備)
- 3. ファシリテーション実技
 - ・各グループでの実演、振り返り、評価
- 4. まとめ
 - ファシリテータのスキルや役割・一般化や応用を引き出すための手法や問い、対象に応じたアクティビティのアレンジの視点等について確認

対象者に視点を当てた研修

)ライフステージに応じた研修

各教育委員会では、初任者研修、10年経験者研修のほか、例えば5年次研修や20年次研修など、年次別の研 修機会を設けている。また、管理職となった教員に対しては、新任教頭研修、新任校長研修などの研修も行われ ている。

上記^① i)に見たような人権教育の基礎・基本に関する研修内容については、人格の完成を目指す教育の目的そのものの実現にも関わるものとして、教職経験の各々の節目に位置付け、繰り返し確認していくことが必要である。

特に、初任者や 2、3 年次の経験の浅い教員に対しては、具体的で身近な実践事例をもとに研修を進めること が大切である。例えば、「人権感覚を高めるワークショップ」でのアクティビティ等、参加体験型の研修を企画し、 活動そのものの楽しさを体感させるとともに、具体的な経験の中から、人権尊重の理念の重要性を体感させ、人 権教育に対する意欲を高める等の方法も有効と考えられる。

また、管理職については、各学校で、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、リーダーシップの発揮を求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権及び人権教育への識見が高められるよう、研修の 機会の確保とその充実が求められる。

)人権教育担当者(指導者)研修

人権教育担当者(指導者)は、各学校の人権教育を牽引し、研究の推進体制の確立を図る役割を担う重要な 存在である。人権教育担当者の研修内容としては、例えば、「人権教育行政の重点事項」、「学年・学級経営の視 点に立った人権教育の充実」、「個別の人権課題に関する理解と対応」などのテーマが考えられる。

教育委員会においては、人権教育担当者に対し、教育センター等が主催する人権教育の指導者養成研修など に参加するよう促すとともに、これにより得られた成果をもとに、各学校や地域で伝達研修会を開催するなど、人 権教育担当者が、各校区における人権教育の質的向上のためにも能力を発揮するよう、働きかけることも重要 である。

その際、各学校、地域、児童生徒の実態に合わせて活用できるよう、研修内容を工夫することが大切である。

	内容	ねらい・留意点
前期	児童生徒の現状と学校の役割について 集団づくりについて 人権教育の課題と具体的取組について 個別人権課題等について 各種研究発表会の参観と意見交換 人権フィールドワーク	本年度の取組に活かせるようにする 各学校・地域の実態に合わせて内容を決定 する 他の多数の取組に学ぶ 体験、聞き取りを大切にする
中 期	各学校における人権教育の課題と取組の交流 公開授業・報告会の参観	自校の課題を整理する 課題を明確にして参観する
後 期	集団づくりの実際の取組についての研究協議 各学校における人権教育の総括についての情報 交換	来年度の計画に活かせるようにする

【参考】人権教育担当者向けの研修例

)学校と地域等が一体となった研修

人権教育は、学校、家庭、地域社会の連携があってこそ、大きな成果を挙げることができる。人権教育の推進 に当たり、保護者や地域の人々の参加や協力を促すよう、教育委員会において、協力体制づくりや広報活動(保 護者用の資料配付、講演会、啓発だより等)などの具体的な取組を進めていくことも大切である。

その際、社会教育機関(公民館等)、公的機関(児童相談所、人権擁護委員、民生・児童委員等)や福祉施設、 ボランティア団体、NPO 等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。 例えば、教職員がファシリテータとなって地域における研修を実施したり、人権週間に連動して学校と地域が一体となった研修会を開催したりすることも有効である。また、年次に応じて、学校、家庭、地域のそれぞれの関係 者の参加を求めながら、研修内容を深めていくような、継続的・発展的な研修を企画するなど、研修体制の工夫 を行うことも考えられる。

【参考】学校と地域等が一体となった研修の例

3年間を1つの計画期間とし、保護者や地域関係者を対象に、総合的な研修計画を立てて研修を行う。

- 1 年次は、PTA と協力し、児童生徒の生活の場である家庭での教育の担い手たる保護者を対象とした研修会を 実施する。
- ・ 2年次は、1年次の成果をもとに、研修会の対象を青少年対策協議会や民生・児童委員へと広げる。
- ・ さらに、3年次は、学校が主体となった研修会・発表会を行い、積極的に情報を発信する。

2. 学校における研修の取組

人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体 を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない。

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要 である。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めるこ とにより、児童生徒が、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面 や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していくこととなる。

各学校において、このような観点から、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、これに取り組むことは大変 重要である。

(1)年間教職員研修プログラムの作成

各学校においては、人権教育の年間指導計画に基づき当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めることが重要である。研修プログラムの作成に 当たっては、教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的 確に把握することが重要である。なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成するなどにより、各年度末等 には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度 の計画につなげていくことが大切である。

(2)研修内容

学校において人権教育に関する研修を進めていく際には、その内容について定期的に評価を行い、見直しを図ると ともに、その評価結果を各年度の研修プログラムに反映させ、これを組織的に実施していくことが重要である。このようなプロセスを通じ、学校全体として、研修内容の改善を図っていくことが可能となるのである。

さらに、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、次の点に留意しつつ、各学校の実態に応じて研修内容の充実に取り組むことが重要である。

ア.児童生徒の理解等に関すること

人権教育がその効果を上げるためには、まずは、学校全体の場の在り方として、自分の大切さや他の人の大切さ が認められていることを児童生徒自身が感じ取れるような場としていくことが必要である。

さらに、人権教育においては、自他の人権を大切にする人権感覚を育てるとともに、他の人とともによりよく生き ようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、身近な人権問題を解決しようとす る実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせることを目標としており、人権教育の指導の出発点として、児 童生徒の理解が重要となる。

人権教育のこのような特性や目標にかんがみれば、学校における日常の教育活動等についての実態調査や、 人権に関する児童生徒の意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなど の取組も有効と考えられる。

【参考】児童生徒の理解のための取組

1 児童生徒の現状と課題の共通理解(校種間連携の充実)

- 各学年・学級の全体的な現状と課題の交流
- ・ 配慮を要する児童生徒の理解のための情報交流
- *年間を通して適時実施する。

2 年間計画等の交流

- ・ 学校全体における年間計画の調整と共通理解
- ・ 各学年・学級の取組に関する具体的な計画の交流と意見交換
- ・ 学校全体における年間計画の見直しと再構築

3 集団づくりのための取組

- ・ 集団の実態把握と分析
- ・ 具体的実践例をもとに集団づくりの方針立て
- 集団づくりの課題整理と取組の構築
- 継続した集団分析(児童生徒理解)の交流
- *集団づくりは、学校全体の課題である。

4 総括

- ・ 児童生徒の理解
- ・ 集団づくりの成果と課題の整理
- *次年度の取組につなぐ。

イ.指導に関すること

各学校で人権学習の活動を進めるに当たり、教職員には、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証など、多面的な取組が求められることになる。このような取組を適切に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会、学年会、職員会議等において必要な研究・研修の機会が設けられることが重要である。

また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、児童生徒に対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応を求められることになる。各学校においては、これらのことを踏まえ、人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識・態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要がある。

【参考】人権教育に視点を当てた授業研究の例

総合的な学習の時間に、福祉・ボランティア教育、交流体験、国際理解教育、キャリア教育などとの関連を図りつ つ、「人権」をテーマにした学習活動を進める授業の研究

「人権週間」の期間に、人権問題についての作文、「人権の花運動」の取組を通した発表会、人権標語づくり、人 権擁護委員をゲストティーチャーとした授業など、人権についての授業を集中的・多面的に展開する取組について の実践的な調査研究

ウ.家庭・地域との相互理解に関すること

人権教育においては、家庭や地域社会との連携・協力が不可欠であり、相互の共通理解の下に指導に当たることが大切である。保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意 識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、子どもに示していくことが望まれる。

そこで、学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供を はじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体 験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることが大切である。

また、地域の人々の参加や協力等を得て具体的な連携の取組を進めることも大切であり、その際、関係機関等と

の柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。

これらの取組事例や実施上の留意点について、教職員が情報を収集し、共有するために、適切な研修機会が設定されることも必要である。

[参考]保護者や地域住民に対する人権研修の例 視聴覚教材等の使用、参加体験型研修の実施等、研修手法の工夫が大切である。

[テーマ例]

- ・「子育てと人権」
- ・「子どもと親の関係・親と親の関係」
- 「子どもを被害者にも加害者にもしないために」
- 「あたたかい街をつくるために」
- ・「ちがいを認め合って、共に生きる社会を」
- ・「豊かな人権感覚を育むために」

(3)研修方法

学校における研修活動については、研修目的に応じた適切な研修方法により実施するとともに、多様な研修方法に よる様々な研修機会の提供を通じ、これらが相互に補完し合いながら、教職員の資質向上を総合的に進めていける ようにすることが望ましい。

研修方法については、例えば、対象となる教職員の範囲によって、全体研修、グループ別課題研修、個別課題研修 などの区別がある。全体研修は、全教職員の参加によって行う研修方法であり、学校全体の共通理解を図る際に有 効である。グループ別課題研修は、学年、分掌、教科などの少人数のグループを編成することで、全体研修との関連 を踏まえ計画的に行う研修であり、組織内の横や縦の連携を図る際に有効である。個別課題研修は、教職員一人一 人が、学級や教科などで課題を設定することにより、全体研修及びグループ別課題研修との関連を踏まえ計画的に 行う研修であり、個々の実態に応じた取組を図る際に有効である。

学校においては、これらの研修を組み合わせ、効果的な研修プログラムを作成していく必要がある。

また、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法(討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等)などを 取り入れる工夫も望まれる。

目次

この資料の活用に当たって

学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

- 人権尊重の精神に立つ学校づくり 参考:人権が尊重される授業づくりの視点例 参考:人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組
 全体計画及び年間指導計画
- (1)全体計画
 - 参考:全体計画の見直し等に当たっての留意点
 - 事例1:全体計画の構成例
- (2)年間指導計画
 - 参考:年間指導計画充実のための留意点
 - 事例2∶年間指導計画の作成例
- 3. 学校としての取組の点検・評価 参考:学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント 事例3:点検・評価アンケートの項目(教員向け/児童生徒向け/保護者等向け)
- 4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携
- (1)家庭・地域との連携の取組
 - 参考:家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策
 - (視点)中学校区を単位とする連携
 - 事例4:地域の高齢者宅訪問の取組
 - 事例5:「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組
 - 事例6:人権ポスター市内掲示の取組
- (2)関係機関との連携の取組
 - 参考:関係機関との連携の例
 - 事例7:福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組
- (3) 校種間の連携の取組
 - 参考∶保・幼・小・中・高等学校間の連携
 - 事例8:幼稚園を中心とした校種間の連携の取組
 - 事例9:特別支援学校との交流の取組

人権教育の指導内容と指導方法

- 1. 指導内容の構成
- (1)人権に関する知的理解に関わる指導内容
 事例 10:人権概念を明確にする指導
 事例 11:人権についてのイメ ジを育てる指導
- (2)人権感覚の育成に関わる指導内容
 事例12:聴く技能を育てる指導
 事例13:イマジネーション能力を育てる指導
 事例14:感受性を高める指導
事例15:建設的な問題解決法についての指導

- 2. 効果的な学習教材の選定・開発
 - 事例16:地域の教材化
 - 事例17:外部講師の講話の教材化/生命の大切さに関する教材
 - 事例18:同世代の児童生徒の書いた作品の教材化/生命の大切さに関する教材
- 2. 指導方法の在り方
 - 参考:人権教育の効果的な指導のための方法と技術
 - グループ活動を効果的に進めるテクニック
 - ディスカッション技能を発達させるための方法と技術
- (1)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組) 事例 19:地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちにできることをさがす取組(グル
 - ープで調べる学習の取組) 事例 20:自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組
 - 事例21:学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組
 - 参考:児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント
- (2)「体験」を取り入れた指導方法の工夫
- 事例22:交通安全ウォ キングを通じた高齢者との交流体験の取組 事例23:保育所・幼稚園との交流と保育実習体験の取組 事例24:一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流・ボランティア体験の取組 事例25:達人・名人への弟子入り修行体験の取組 参考:体験的な活動を取り入れた指導のポイント
- (3)児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫 事例26:幼児期における取組
 - 事例27:小学校低学年における取組
 - 事例28:小学校高学年における取組
 - 事例29:中学校における取組
 - 参考:プライバシー保護と個人データ流通についての原則
 - 事例30:高等学校における取組
 - 【資料】「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」

教育委員会及び学校における研修等の取組

- 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備
 参考:教育委員会の人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例
 参考:学校に対する人権教育推進状況調査の項目例
- 2. 各学校の成果に関する情報の発信
- (1)学校への発信・普及
 - 事例31:先進的な取組を推進している学校に対する研究指定 事例32:実践事例集・指導資料、学習プログラムの作成・配付
- (2)家庭・地域への発信・普及
 - 事例 33: 広報誌の人権教育の月別連載記事
 - 事例34:「家庭教育の手引き」における人権教育の視点の反映
- 3. 効果的な研修プログラムの例
- (1)内容別・目的別の研修
 -)人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修(児童生徒理解、人間関係づくり等の基本を学ぶ)

事例 35:子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修(子どもたちがつながる - どうするか考えてみよう

事例 36:児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修(子どもたちがつながる - 今どん な気持ち?)

参考:児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例

参考:授業等で配慮したいポイント例(人権尊重の視点から)

)人権尊重の課題について認識を深める研修(知識理解を深める)

事例 37:人権教育への取組姿勢を主体的にするための個別人権課題等に関する研修 - 教育委員会にお ける研修の進め方 -

)人権尊重の理念を確実に身に付ける研修(人権感覚を磨く)

事例 38:人権感覚を培う参加体験型グループ研修

(2) 教職員のライフステージに応じた研修

事例 39: ライフステージに応じた総合的な研修計画

事例40:家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた教員研修の全体構想

(3)学校と地域等が一体となって行う研修

事例 41:教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修

事例 42:人権週間に合わせた研修の機会の設定

4. 学校における系統的・計画的な研修の推進
 事例 43: 学校における年間研修プログラムの作成

個別的な人権課題に対する取組

この資料の活用に当たって

「指導等の在り方編」においては、人権教育の指導方法等の在り方に関する指針として、第]章で、人権教育とは

何かについての考え方を整理するとともに、第 章では、「学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等」、 「指導内容と指導方法」及び「教育委員会及び学校における研修等の取組」についての理論を提示している。「在り方 編」のとりまとめに当たっては、指導方法等のまさに「在り方」を語ることに主眼を置いており、指導方法等の改善・充 実のための方策(ノウハウ)に関しては、概ね、基本的な方法論を提示するのみに止めている。

しかしながら、「在り方編」で示した理論等が、十分理解され、具体的な実践へと結び付くようにするためには、当該 理論に沿った実際の取組イメージが明確になるような事例等の情報を、別途、提供することが必要となる。そこで、 「在り方編」の理解を助け、「在り方編」と対をなすのものとして、人権教育の実践事例等をとりまとめた「実践編」を公 表することとしたものである。

「実践編」においては、「在り方編」の中では収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報を掲載するほか、応用可能性に富むと思われる 43 の取組事例を新たに収集し、「在り方編」第 章の記述に対応する形で提示している。

紹介する事例は、いずれも「在り方編」で示した理論を、学校・教育委員会において実践する取組例として位置付け られるものであり、「在り方編」の内容等も併せ参照しながら、有効に活用されたい。

なお、人権教育の取組を効果的に進めていくためには、個々の学校等ごとの多様な実態を踏まえた対応が必要と なるものであり、無論のことながら、本編のねらいも、各事例の取組を、形式的・マニュアル的になぞらせることにあ るのではない。

こうした観点から、事例の活用に当たり、特に留意してほしい事柄として、以下の点を挙げておきたい。

(1) 各学校等で本編の事例を基にした活動を行う際には、ただ単に事例を取り入れればよいというのでなく、年間指 導計画等に照らしてしかるべき位置付けをした上で、見通しをもって取り組んでいただきたい。そのためにも、事例に ついては、それぞれの趣旨や意義について十分探究し、理解した上で活用されるよう期待したい。

(2)本編において採り上げた事例は、多様な応用可能性を持つものであり、各学校の教育目標等に応じより効果的に 取り組めるよう、適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、弾力的に活用いただきたい。

(3)本編の事例は、特定の人権課題を想定せずに集めたものであるが、そこで使われている手法等の多くは、普遍 的アプローチからの学習に限らず、様々な個別的人権課題の学習においても有効に活用できるものと考えている。 各学校においては、本編の事例が示す手法を、必要に応じ、個別的な人権課題の学習にも当てはめて適用するなど

しながら、幅広く活用いただきたい。

本資料が、各学校・教育委員会の創意工夫により、さらに発展的に活用され、人権教育のより一層の充実が図られるよう、期待するものである。

所要時間についての目安

本資料中の事例における「所要時間」の目安は、次の分類による。

短; 1日の中の連続した授業時間等の中で実施が可能なもの(概ね2.3時間程度まで)

中; 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上の授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が 長期にわたらないもの(概ね10~12時間程度まで)

長; 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上の授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が 長期にわたるもの(概ね10~12時間を超える程度)

学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1.人権尊重の精神に立つ学校づくり

参考:人権が尊重される授業づくりの視点例

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気を醸成する上での重要な 要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つと ともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのでなく、その背後にある心情や意味を理解するよ う心がける必要がある。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、 児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常 に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互 いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の、主な視点の例である。

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感を持 たせる支援を工 夫する。	「授業に参加している」と いう実感を持たせる。	学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工 夫を行う。 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視 点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題(教材)を複数 準備したり、ヒントカードを与えたりする。 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされてい る」という実感を持たせ る。	
	教師自身が一人一人を大 切にする姿勢を示す。	一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法 を示す。
共感的人間関係 を育成する支援を 工夫する。	「自分が受け入れられて いる」と実感できる雰囲気 をつくる。	「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認 識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と 実感できる雰囲気をつく る。	他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能 を育てる。 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を 育てる。 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。

人権が尊重される授業づくりの視点例

自己選択・決定の 場を工夫して設定 する。	学習課題や計画を選択す る機会を提供する。	発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を 選択する機会を設定する。 発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援 を行う。
	学習内容、学習教材を選 択する機会を提供する。	児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を 与える。 自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択で きる場を設定する。
	学習方法を選択する機会 を提供する。	児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学 習方法を提示し、選択の幅を与える。 課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適 宜助言する。 ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助 言する。
	表現方法を選択する機会 を提供する。	児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を 与える。 考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示す る。
	学習形態や場を選択する 機会を提供する。	児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様 に提示し、選択の幅を与える。 自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を 設定する。
	振り返りの方法を選択し、 互いの学びを交流する機 会を提供する。	児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に 提示し、選択の幅を与える。 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返っ て交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習 課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

参考:人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて 進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される 「人間関係づくり」、「環境づくり」として、推進していく必要がある。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教 室環境の整備に努めることが重要である。

人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例

取組	内容
----	----

「人権コーナ -」等の設置	校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権 が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。また、児童生徒 の作品を展示する場合は、作品に教員や友だちの評語を付けたり、本人のコメントを付けたりす るなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や、児童生徒間の相互理解の促進を図る。
人権 啓 発 作 文・標語・ポスタ ーの作成・掲示	
人権集会・人 権学習発表会等 の開催、学習成 果の発信	

人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例

取組	内容
人間関係を深め、安心 して生活・学習ができる 場づくり	前面に、学級目標(目指す子ども像)を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲む などして、一人一人の帰属感を高める。 「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせ る。
	。。 「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生 徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。
	学級組織(係)ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくる ための問題提起を行う。
	「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にする ための手がかりとなるポスターを示す。
	学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、 課題解決のヒントとして活用する。 いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。
	学習の成果物(作品等)を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価(自己評価、 他者評価)、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図 る。
課題意識を高める場 づ<り	児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示す る。
	学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社 会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学 習課題設定のきっかけにしたりする。
発見の喜びを味わえ る場づくり	児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせ るコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発 見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。
創造する喜びを味わ える場づくり	児童生徒が共同作業をすることのできる作業台(広めの机)を設置したり、筆記具・文房 具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。

2.全体計画及び年間指導計画

(1) 全体計画

参考:全体計画の見直し等に当たっての留意点

各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画は、校長のリーダーシップの下、人権教育担当部(担当者) 等においてその見直し・策定方針の検討を行い、これが提示された後に、運営委員会など各校務分掌組織等の代表 が参加する場で、具体的な課題案の設定や関係分掌間の連絡・調整等を行い、さらに、各学年ごとの年間指導計画 の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議における共通理解などのプロセスを経て、策定されることにな る。

全体計画の見直し(策定)に当たっては、校種、学校や地域の実態等を踏まえ、各教科等の教育課程全体の中での 整合を図ること、交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組を取り入れることが重要である。

以下は、全体計画の充実を図る観点から留意すべき点である。

全体計画充実のための留意点

- ・ 重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。
- ・ 児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。
- ・ 児童生徒への取組だけでなく、教職員、家庭、地域の人権意識を高める取組が盛り込まれている。
- ・ 児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。
- ・ 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- ・ 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- ・ 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたもの(より身近な課題への取組)として示されている。
- ・ 交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成(豊かな人間関係づくり)など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。
- ・ 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。
- ・ 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して作成している。
- ・ 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し(改善)を行う。

事例1:全体計画の構成例 目標の体系化による全体計画の構成例

		_
 市民憲章等 ○ 高齢者や子どもをい たわり、共に助け合う 住みよい町・づくり 	学校の教育目標 ○自他を大切にする生徒(児童) ○思いやりのある生徒(児童) ○すすんで学ぶ生徒(児童)	【←】「学校の教育目標」は、憲法、教育基本法、 学校教育法等の趣旨、児童生徒や家庭・地 域の要望・期待を踏まえて設定する。 教員のとしての目標であるとともに、児童生 徒の目標ともなる。
市における人権教育 の重点目標 〇豊かな人間性の育成 〇男女共同参画社会 の実現 〇人権問題の解決 【1】市町村の人権教育 目標なと、地域にお ける人権問題に関す る施策や目標等との	人権教育の目標 【基本目標】 〇人権に関する知的理解の深化 〇人権感覚の育成 【重点目標】 〇安心して学び合える学習環境の整備 〇とい学び合う関係づくり 〇対話の力の育成 〇自他の人権を尊重する態度の育成	【←】「学校の数育目標」や市町村の人権数育目 標などを踏まえ、自校における人権数育の「基本目標」、「重点目標」を設定する。 「基本目標」において、一般的な目標を提示するとともに、「重点目標」においては、各学 年や各数科等の目標などとの関連・対応も念 頭に置きつつ、学校全体としての目標をより具体的に設定する。
-	学校経営の重点目標 ○いきいきとした学校生活の実現を図る ○学ぶ意欲を高める ○健全な規範意識を育む ○人権尊重の精神を培う ○地域とともにあゆむ	【←】「学校経営の重点目標」は、対外的に学校 の特色を説明する内容になっていることが必 要である。
	学級経営の目標 〇なかよく助け合える学級 〇違いを認め合える学級 〇ともに学び合える学級	【←】「人権教育の重点目標」との関連を踏まえつ つ、すべての学級において共通に目指すべき 「学級経営の目標」を設定する。
	冬党年の垂占目標	

	各学年の重点目標				
低学年(1年)	中学年(2年)	高学年(3年)			
○誰とでも仲良くする	〇相手の立場に立つ	〇自他の人権を尊重する			
【↑】 児童生徒の発達段階に応じた重点目標を記載する。					

	各教科等にお	ける目標					
国語	○教材を通して人間としての生き方について の考えを深める。	外国語	○表現力やコミュニケーション能力を育 成する。				
社会	○人権問題を正しく理解する。	'情報	○人権に配慮して情報を主体的に活用				
<u>数学</u> 理科	○論理的思考や合理的な考え方を養う。 ○科学的な見方や考え方、自然や生命を愛		しようとする態度を育てる。 〇差別や偏見に気付かせ、人間尊重の				
生活	する心情を育てる。 〇身近な人々とのかかわりに関心をもつ。	特別活動	精神を育てる。 〇学級活動、生徒会活動、クラブ活動、				
音楽	○合奏や合唱を通して豊かな感性を育てる。	עייי אונימניר	学校行事において、望ましい集団活				
美術	○表現活動や鑑賞活動を通して豊かな感性 を育てる。		動や人間関係について体験を通して 学び、自他を尊重し社会に貢献する				
保健体育	○協調性・連帯性を育てる。		姿勢を養う。				
技術・	Oよりよい家庭生活の在り方に気付き実践す	総合的	○教科横断的な内容の学習や体験的活				
家庭	る力を育てる。 〇情報モラルについて考える。	な学習の 時間	動を通して、課題を解決するための実 践的行動力や豊かな人間性を養う。				
	について、人権教育に関する目標を記載する。学習指	導要領においう	て人権に関する直接的な学習内容が示されてい				
1	その内容を反映させた目標(「個人の尊厳と人権の尊重						
	いやりの心」「生命尊重」「国際理解」など)等を盛り込む						
	「想像力や共感的に理解する力」、「コミュニケーション						
1	の目標である「「自分の大切さとともに他の者の大切さを認めること」とのかかわりから、捉えることができる。						
	の時間には、「生命尊重」、「公正」、「公平」、「自己を9 キュール・キー・	見つめる」などの	内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生				
	」する感性や実践力を育成する。						
; [特別》	舌動」については、学級 (HR)活動等において、生活上	の諸問題の解説	来や望ましい人間関係の育成を図るとともに、児				

 金会・生徒会活動や学校行事等を通じ学校生活の充実・発展を目指す。その際、体験的な活動が可能な内容にする。
 「総合的な学習の時間」については、教科横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色
 に応じた課題などを設定する。

個別的な人権課題への取組

○男女が互いに尊重され協力する活動。

〇高齢者や障害のある人との交流。

|【↑】 学校の教育目標や地域の特色を踏まえた個別的な人権課題への取組について記載する。____



教職員研修

○人権問題を学び人権意識・人権感覚の高揚に努める。

○人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりについての実践を交流する。

○人権尊重の視点に立った学級経営、生徒指導の在り方についての事例研究を行う。
○授業研究を通して、参加体験型学習の取り入れなど指導方法等の工夫改善を行う。

○12米町光を通じて、参加体験生产者の状況へれると指導方法等の工人以書を打ち

|【↑】 数員研修を企画・実施する際の留意点や重点的に取り上げたい課題等を踏まえて記載する。____

(2)年間指導計画

参考年間指導計画充実のための留意点

年間指導計画は、全体計画に基づき、各年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画であり、当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものである。

年間指導計画の策定は、全体計画の見直し等と並行して(又はその見直し結果等を踏まえて)、すべての教職員の 参加・協力の下に行われる必要があり、一般的には、管理職及び人権教育担当部(担当者)が提示した方針に基づき、 各学年単位で年間指導計画の案を検討した上で、これをとりまとめ、決定することとなる。

年間指導計画を作成する際には、下記の点に留意することが大切である。

年間指導計画充実のための留意点

- ・ 児童生徒の発達段階を踏まえ、6 年間・3 年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間における具体的な取組なども位置付ける。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点(例:「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など)を明らかにする。
- ・ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能 を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。
 - * 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共 感的に理解する力
 - * 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - * 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及 び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な 人権課題に関する学習内容(個別的な視点からの取組)を含む単元等、また、「法の下の平等」、「個人の尊 重」、「生命尊重」などに関する学習内容(普遍的な視点からの取組)を含む単元等を設定する。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とかかわりの深い内容を設定する。
- 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- ・ 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題地 域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。
- ・ 年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

事例2:年間指導計画の作成例 各学年における年間指導計画の作成例

(平成 年度 年間指導計画(総括表))(略)

(第1学年)~(第5学年)(略) (第6学年)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	語		1 1 1	- 人格	■ 筆作文の	, 作成	 				平利	↓ \$\$<>>>>	7
社	会		0 1 1 1 1 1 1				· 江戸時代 	;明治	維新	15年に	▼ わたる戦 暮	らしと憲法	法 ▼ とつながり い国々
算	数	~通	年;對	を用いた	-論理的	な思考力	- を養う	1 1	1	1 1			
理	科	動物のた)かった 頃と生活			1 1 1 1 1		かったつ	১০০২ জঁশ	はたらき	自然の	環境	
家	庭		1	 		 			高調	。 ●者・障害	「者と家族	<u>ن</u>	
図画	텤 工作		بر	、 権ポスタ	▼の作用	, 戎	1	1					
音	楽		 	 		¦ t	、 技界の音楽	¥に親しる	t				
保修	準体育	健康な	出活と病	気の予防	5 変化	: する心とは	- 本		;	▼ 感染疽⊂	ついて		- - - - - - -
道	徳	人権感) 礼儀	。 見とは 公(_		↓ 放·感謝	_					
				' -	主命尊重 2 親切	-	公正	公平		 	. .	者の理解	
特別	活動	* 7 -	-∀;							· P早古1	9. Leyen-	百〇八八王府年	
	 学 級 活 動	最上級	¦ 生 ▼ なかき	 まつくり 障害症	皆理解の		 - ト・話し合	 心、障	 害者のフ	きとの交流	 充		
	会動					特別支	援学校と	の交流@) 				
	クラブ 活動	~ 通 	年;ク 	ラブの活 	動による 	;異学年間 +]の交流≹ ↓	£促進す ¦'	ъ 				
	学校 行事		1 	1			 	文化祭	くし、権作	: ■文発表・フ	ポスター展	示、ユニ	, セフ学習)
総合学時	合的な 習 の 間			; 特別支	▼ 援学校3	' 上の交流() !	」 D 高調	/ ▼ ŝ者施設	の訪問	1			
家服 との	^{宦•} 地域 連携		 	1	人権	。 作文コン	∀~л^c	の応募	ر بر	▼ 権週間			

3.学校としての取組の点検・評価

参考:学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

- ・ 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- ・ 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- ・ 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- ・ すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体 制が執られている。
- ・ 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- ・ 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- ・ 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- ・ 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- ・ 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取り組みに 生かされている。
- ・ 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- ・ 教育の中立性が保たれている。

事例3:点検・評価アンケートの項目(教員向け/児童生徒向け/保護者等向け)

点検・評価アンケートの項目例

【教員向け】

観点	項目(例)
学年·学級経営	人権教育の視点が学級経営目標の中に位置付けられている。 児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。 配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図っている。 言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかい や掲示物等の指導をしている。
教科等指導	人権についての知的理解を深める指導を推進している。 人権感覚を育成する指導を推進している。 人権教育の視点に立った各教科等の指導目標や年間指導計画が作成されている。 道徳の時間や学級活動の時間で、人権に関する内容を計画的に指導している。 様々な人権課題を身近な生活と結びつけて理解できるようにするための教材の工夫を行って いる。 人権教育の指導を進めるに当たり、協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活 動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。 人権を尊重し支え合う集団づくり(人間関係づくり)に取り組んでいる。 集団活動において、児童生徒が、互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすこと のできる場や機会を適切に設けている。 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行ってい る。
生徒指導、教育相 談、進路指導	積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを援助してい る。 いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。

		児童生徒理解については、受け身の姿勢だけでなく、一人一人の性格や抱える問題等を積極 的に理解・把握するための取組を、日頃から行っているか。 児童生徒が自他のよさを理解し、将来への目標と希望を持って生きることができるように指導・ 援助している。 自己の進路や生き方について考える機会を設けている。 人権教育の視点から進路指導の目標が立てられている。
 	家庭・地域 との連携	人権教育の全体計画及び年間指導計画の中に、家庭・地域との連携に関する取組が組み入れられている。 PTA 組織や学校評議員等を活用して、人権教育に関する意見や要望等を的確に把握し、日々の教育活動に反映している。 家庭訪問等の機会をとらえて、家庭や地域の意識・関心・要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映させている。 人権教育に関する連携に限らず、家庭や地域と連携した取組を日頃から積極的に進め、相互の信頼醸成に努めている。 人権教育の指導に当たって、地域や保護者の協力を得ている。 人権教育の指導に当たって、地域や保護者の協力を得ている。 人権教育の指導に当たり、地域の人材を活用した授業や、保護者参画型の授業等の工夫を行っている。 人権教育の年間の活動の中に、家庭や地域との連携事業等を組み入れている。 PTA による研修会や役員会、担任による家庭訪問等の機会をとらえて、保護者に対する計画 的な啓発がなされている。 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公 開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行うなど、人権教育につい ての理解を図っている。 人権教育の取組の様子や成果を、「学校(園・学級)だより」や「PTA だより」等を通して、家庭や地域に発信する機会を設けている。
	関係機関 等との連 携	
	校種間の 連携	校種間の協議の場を通して、人権教育の教育課程の編成等に関し、長期的な観点から検討・ 調整を行い、その結果を各学校の年間指導計画等に反映している。 校種間交流の取組など、複数校種の連携による人権教育の活動を行っている。

【児童生徒向け】

観点		項目(例)
	自他の大切さ	自分のよいところを知っている(気付いている)。 友だちのよいところに学ぶことがある。 先生や家の人のよいところに学ぶことがある。 学級のみんな(や部活動のメンバー)と協力し合っている。 問題が起こったとき、みんなで話し合って解決している。 周りに困っている人がいたら助ける。 自分が困っている時は周りの支援を求める。 自分のことを大切にして生活している。 自分と同じように、相手のことを大切にしている。 人の気持ちがわかる人間になりたい。
	人権の理解	人間は、誰でもいきいきと生活できるはずだと思う。 考えや感じ方には、人それぞれ違いがあってよいと思う。 他人の人権を侵害する行為(相手のいやがること)は、どんな理由があっても行ってはならないと 思う。 人権の大切さについては、憲法などの法律にも示されていることを知っている。
自分自身について	社会的な行動	自分の考えや気持ちを、友だちや先生によく話している。 勉強などのとき、友だちや先生の話をよく聞いている。 誰かがつらい(悲しい)思いをしているとき、一緒に考えるようにしている。 誰かがいじめ(や人権侵害)受けているとき、それを止めるようにしている。 友だち同士の間で問題が起きたときに、それに向き合って話し合うようにしている。 相手と対立したとき、互いの立場を尊重して解決しようとしている。 地域や社会の活動に協力し、よりよい社会づくりに参加したい。
	体験の事実等	誰かからしてもらったことで、とてもうれしかったことがある。 自分が誰かにしている(した)ことで、その人に喜ばれている(喜ばれた)ことがある。 自分のしている(した)ことで、地域や社会に役立っている(役立った)ことがある。 友だちに何でも相談できる。 友だちは、がんばったことを認めてくれる。 友だちない間違っていたら注意する。 自分の大切さや他人への思いやりについて考えている。 今している勉強は将来に役立つと思う。 大人になったときの夢や仕事について考えることがある。 地域の行事に積極的に参加している。

学校について		学校で、友だちに会うのは楽しい。 学校で好きな授業がある。 学校の勉強はよくわかる。 学校で楽しみにしている活動がある。 学校に行きたくないことがある。 学校は、悩みをごとや相談ごとをよくきいてくれると思う。 学校は、もめごとなど私たちが困っていることについてよく助けてくれると思う。 学校は、努力したことを認めてくれると思う。 学校では、間違ったことを納得いくように話してくれていると思う。 学校で、地域の人々の活躍や家族からの話を聞いたりすることがある。	
【保護者等向け】			
観点	項目(例	[目(例)	
子どもについ	子どもは、学校に楽しく通っている。 子どもは、学校生活の様子を家庭で話している。 子どもの考えや話をよく聴くように心がけている。 子どもの生き方や将来を親子で話し合うことがある。 子どものよさ、努力(がんばり)、可能性を大切にしている。		
家庭の取組等	授業参観や運動会などの行事には積極的に参加している。 学校だよりなどの配付物にはよく目を通している。 家庭や地域で問題が起こったとき、学校にも相談している。 家庭の教育方針を学校にも伝え理解を求めている。 子どもの教育に関する学校からの要請を踏まえ、家庭や地域で実現しようとしている。		
学校の取組について	 学校は、家庭や地域に対し、自校の教育の方針や内容を十分説明していると思う。 学校の教育の方針や内容については、よく理解している。 学校は、人権教育の活動に関する計画や実施状況等について、わかりやすく伝えていると思う。 学校で取り組んでいる人権学習の様子については、子どもからよく聞いている。 学校(教師)は、子どものよさを大切にしていると思う。 学校は、子どものよさを大切にしていると思う。 学校は、子どもの努力や能力を適切・公平に評価していると思う。 学校は、子どもの間違った行動に対し適切に指導していると思う。 学校は、子どもや保護者の相談事によく対応していると思う。 学校は、問題が生じたとき迅速に対応していると思う。 学校は、いじめを許さない学校・学級づくりに積極的に取り組んでいると思う。 学校は、地域の人々や保護者に対する人権啓発を積極的に行っていると思う。 学校は、子育て等の教育相談に気軽に応じてくれると思う。 学校は、保護者や地域の要請に応えようと努力していると思う。 学校は、地域人材や保護者の教育活動への参加を積極的に促していると思う。 		

4.家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

(1)家庭・地域との連携の取組

参考:家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策

人権教育を効果的に進めるため、家庭・地域との連携に積極的に取り組むことが大切である。

学校における人権教育の取組を家庭や地域等でも肯定的に理解してもらい、協力や支援を得るためには、日頃からの信頼関係を築くことが重要であり、適切な情報発信等の取組により、連携の基盤を整備する必要がある。

連携の方策については様々なものが考えられるが、各学校等においては、それぞれの地域の実情等に応じ、適切な方法を選び、連携の推進に努めていくことが求められる。

家庭・地域との連携推進のためのポイント(例)

- 年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事中・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図る。
- ・ 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく(その際、個人のプラ イバシー等への配慮が必要)。
- ・ 地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進める。
- 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解 増進を図る。
- ・ 学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組 への理解を広める。
- ・ 例えば、地域の教育力と学校教育のネットワークによる「人権フェスタ」の開催など、それぞれの立場で一人 一人の子どもを見つめ、育成する取組を推進する。
- ・ 以上のような取組を通じ、人権を尊重しようとする意識を家庭や地域にも浸透させ、地域社会における人権 感覚豊かな人間関係の形成を促進する。

家庭・地域との連携推進のための様々な方策(例)

連携の機会	連携推進の方策
日常(通常の授業等)	学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信 を進める。 PTA の広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に 対する考え方を学ぶ。
学習発表会	校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。
授業参観・学校公開	子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。
学年·学級懇談会	人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。
PTA 研修会	人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。
地区懇談会	中学校区単位で、校区内の各学校・PTA の合同による研修会を実施する。 校区で子どもを中心としたまつりを開く〔〇〇まつり・フェスティバル〕。
家庭訪問	児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握する。
地域における取組との 連携	市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 市町村の国際交流イベント等に参加する。 人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。

(視点)中学校区を単位とする連携

中学校区等は、その区域内において、地域に根ざした住民のつながりを有しているところが多い。中学校区等の区割りは、一般に、自治会、町内会などの従来からの地域団体の区割りとも連関しており、中学校区の構成単位となる小学校区の範囲が、そのまま自治会等の範囲となっているところも少なくない。また、比較的人口規模の大きな地域においても、複数の中学校区等の間で連絡調整のための協議会が機能し、子どもの健全育成をはじめとした地域の課題に共同で取り組んだり、年間行事での連携が行われたりしているところが少なくない。

このように、学校と家庭・地域の連携、学校間の連携に当たり、中学校区等を基本的な単位として取り組むことも、 一つの方法として考慮することが適当であり、教育委員会においては、こうした連携を支援する体制を整備していくこ とが望ましい。

【中学校区等を単位とする連携の支援等の例】

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOなどの多様な機関・団体による「地域教育協議会」を各中学校区ごとに組織し、「子育て支援」、「児童生徒の問題行動への対応」、「障害者との共生のための支援活動」などの様々な取り組みを進めるとともに、校区が一体となった人権教育推進体制の基盤を整備する。

モデルとなる中学校区において、校区が一体となった人権教育推進体制の整備を進めるとともに、そこでの連携の実施方法等に関する情報をホームページ上で提供する。モデル校区内の学校の優れた取組の報告や、それらの取組を通じて作成された学習プログラムや教材等については、教育委員会で保存し、閲覧できるようにする。

事例4:地域の高齢者宅訪問の取組

1 目的と概要

地域の高齢者宅を訪問し、依頼のあった家事等の手伝いをしたり、高齢者と直接話したりする活動を通して、高齢 者の生き方に出会い、そこから学ぶべきことが多くあること、お互いに社会を構成する一員であることの認識を深め るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、高齢者の人権等について理解を深めることができるようにす る。

2 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む)/特別活動、総合的な学習の時間等

3 準備するもの

依頼のあった家事等の手伝いに使用する道具

4 進め方

ガイダンス及びコース分け コース別グループの編成 課題の設定及び活動計画の作成 事前学習・勉強会

例えば、高齢者が生きてきた時代についての学習など

活動準備(小グループ編成)

体験·交流活動

- ・ 小・グループごとに高齢者宅を訪問し、笑顔で接して気持ちよくあいさつをする。
- ・ 依頼のあった家事等の手伝いを行う。(庭の草取り、窓の拭き掃除、障子の張り替え、ゴミ捨てなど)
- 奉仕の気持ちを持って積極的に、また、共に協力して行うように意識付けるとともに、判断や行動には責任が伴うことを理解させる。
- ・ 高齢者の方と会話をして、高齢者の方の生き方に学ぶ。
- 活動を通して、高齢者の方がどのようなことに困っているかに気付き、課題を解決する方法や自分にできることはないかなどを考えさせる。
- ・ 活動や話の中での気付きなどをワークシートに記入し、お礼のあいさつをする。

事後学習(反省)

発信活動(再調査·研究活動)

5 留意点

地域で自分をいかに生かすかという視点で学習を進めることにより、自ら具体的な課題を設定し、主体的に活動し ようとする態度を身に付けさせる。

自らが生活する地域で活動し、認められることにより、課題解決の達成感を持たせる。

地域での活動を通した課題解決学習での達成感を味わうことにより、自らの存在価値を認識し、協力して生きてい こうとする意欲を高めさせる。

「高齢者と自分」について、そのかかわりを明らかにして、今後につなぐ工夫をする。

事例5:「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組

1 目的と概要

月に1度の「あいさつの日」を定め、学校・家庭・地域の関係各者が、それぞれの方法で「あいさつ運動」の取組を 展開する。校区全体で、誰にでもできる共通実践を継続的に積み重ねることにより、学校・家庭・地域が協働して、 人権教育を推進するための環境の下地をつくる。

2「あいさつの日」におけるあいさつ運動の取組例

学校・家庭・地域のあいさつ運動

毎月第2金曜日をあいさつの日とする。週末(金曜日)に設定することにより「家庭の日」の取組へとつなげていく。

家庭(PTA連合協議会)...「朝のあいさつ」と「三歩一声運動」

家族であいさつをかわし大人が玄関から三歩出て、子どもが一角曲がるまで見送る。

学校(児童会・生徒会、教職員)…登校時の「あいさつ運動」

児童会・生徒会の当番児童生徒と教職員が校門前に立ち、登校してくる児童生徒とのあいさつ運動を行う。通学路上のあいさつについて、保護者や地域の方々の参加も求めていく。

地域(青少年団体)…駅頭での「あいさつ運動」

地域の駅頭に立ち、保護者や地域の人々に呼びかけるとともに「家庭の日」を周知・徹底し、家庭の果たす役割 の重要性を訴える。学校のあいさつ運動にも参加する。

事例6:人権ポスター市内掲示の取組

1 目的と概要

児童生徒が制作したポスターを市民に広く見てもらう活動を通して、

- ・ 学校から地域に向け、人権教育の成果を発信する。
- ・

 児童生徒自身が人権啓発の大切さを理解するとともに、人権学習の活動における有用感・達成感を味わう。
- ・ 地域の人々との協力による人権教育・啓発の取組を進め、相互の信頼を深める。

2 所要時間 / 教科等

中/図画工作·美術·芸術、特別活動 等

- 3 進め方
- 6月 オリエンテーション
- 7~9月 人権ポスターの制作
- 9月 市内掲示用ポスターの選定[教職員・児童生徒代表]
- 10月 「人権ポスターに込めた思い」発表会
- 11~12月人権ポスターの市内掲示[教職員・学級]
- 12月 人権ポスターの回収
- 1月 掲示協力者(商店主等)との意見交換会(全校人権集会)

4 留意点

自校の人権教育の意義・目的・内容等について地域社会に対して説明責任を果たすことの意義について、全教 職員間で、十分に共通認識を図っておく。

各教科等のねらいとの関連を明確にするとともに、児童会・生徒会活動など児童生徒の自主的な活動と連動させたり、近隣の学校との共同事業化等を図ったりするなどにより、より一層効果的な取組になるよう工夫する。

(2)関係機関との連携の取組

参考:関係機関との連携の例

学校における人権教育の充実を図る上では、大学や研究機関、市民団体など、関係機関との密接な連携を図ることが重要であり、児童生徒への指導や、教職員の研修等に際しこれらの機関の協力を得て、多様な教育・研修活動 を積極的に展開していくことが期待される。

関係機関との連携の取組としては、例えば、福祉関係機関との交流活動をはじめとして、下のような活動が広く行われきており、児童生徒の人権感覚の育成等においても、大きな効果を上げているところである。

関係機関との連携の例

活動形態·内容

福祉体験 県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て、模擬福祉体験等の活動の取組 を行う。

社会福祉協議会等と連携し、夏季·冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当作り」

ア活動 や、保育所での「お泊り保育」の手伝いを行ったり、地域のボランティア団体と協力して、「駅周辺クリ ア活動 ーンアップ作戦」(清掃活動)への参加など、活動を行う。

生き方に触「ふるさと先生講演会」として、地域の有識者や助産師、大学教員などを招き、「命の大切さ」、「人の れる講演会の権利」などのテーマについて話を聞くとともに、講演を聞いた感想の発表会を後日開催する。

開催 講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。

事例7:福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組

1 目的と概要

人と人とのつながりを広げ、人権感覚を育成するための取組として、福祉施設等の訪問による交流活動・ボランティア活動を進める。障害者や高齢者、幼児・児童等との交流を通して、誰にとっても住みよい地域にするため必要な ことについて考えさせるとともに、ボランティア体験を通して実践的態度を育む。

訪問に先立ち、施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、例えば、車椅子体験等の活動や、点字や手話についての学習など、訪問先に応じた事前学習を行うことにより、訪問の効果を一層高めることができる。

2 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動等

3 準備

訪問に際し、コミュニケーションを豊かにするための技能(表現、表情など)や、ボランティア活動で直接必要となる 技能(布絵本づくり、人形劇、手話、点字、紙芝居、絵本の読み聞かせなど)について知り、練習を行う。グループに 分かれて実技講習を受ける。

4 進め方

ボランティアへの関心を高める(「ボランティア」って何だろう)

ボランティアについて調べ、ボランティア体験をした人の思いや期待に共感し、関心を高める。

福祉ボランティアの方から話を聞く。

福祉ボランティアの方から、活動に対する思いや活動内容について、直接話を聞いて理解を深める。 訪問先を調べる

高齢者施設、障害者施設、保育所・幼稚園など具体的な訪問先を決定し、施設について学習する。

訪問先で必要となる技能についての練習を行う。

施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、コミュニケーションの技能や、ボランティア活動で直接必要 となる技能について、練習する。

施設を訪問し、ボランティア活動を行う。

習得した技能や表現力を活用して施設の人々との交流を深め、心のつながりや互いの理解を深める。

活動を振り返り、ボランティア体験の意義について話し合う。

5 留意点

訪問先となる施設等の状況を予め十分把握しておく。 訪問先に合わせてボランティア活動等の内容を計画する。 訪問先の人々の思いや願いを大切にし、施設内での人々の生活に配慮した訪問計画とする。

(3) 校種間の連携の取組

参考:保・幼・小・中・高等学校間の連携

人権教育の推進に当たっては、異なる校種の学校間で、子どもの育ちと学びをつなぐために、各園・所、学校で何 をどこまでする(できた)のか、どんな学習を積み上げていく(きた)のか等について、十分な確認と役割分担を行う 必要がある。各園・所、学校が連携して、授業研究や全体計画・年間指導計画等の検討を行うことにより、指導内容 の重複の調整、指導方法の改善が進むとともに、教職員の指導技術の向上が図られることが期待される。

また、学校における人権教育の活動の一環として、異年齢の児童生徒間の交流や、障害のある児童生徒との交流を深めるよう、校種間の交流活動を積極的に展開することは、大きな意義がある。

このような観点から、以下のポイント等も踏まえつつ、校種間の連携を推進することが重要である。

校種間連携の推進のポイント

連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標の設定
9年、12年を見通したカリキュラムの作成
各校との交流会、授業参観・各校の研究発表大会等への積極的な参加
校種間の合同授業研究、合同職員会、情報交換会の実施
* 合同の取組等を実施していく上でのポイント
・ 子どもの実態と教育課題(学力・生活等)についての共通理解
・ 9年、12年を見通した系統性を保つための共通理解
・ 年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
・ 校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討

特別支援学校(学級)との交流。

保、幼、小、中、高等学校間の連携の取組例

校種具体的な活動例

保育所・幼稚 小学校における町探検の学習で保育所や幼稚園を訪問して一緒に遊ぶ、「手作りおもちゃで遊ぶ 園と小学校の集会」に園児を招待して遊びを教える、小学校の教員が鉛筆の持ち方や勉強の仕方などについて 連携 の出前授業を実施するなどの取組を行う。

地域の人々の協力の下、近隣の児童生徒が公民館などで一緒に寝泊まりしながら学校へ通う「通 小学校と中学合宿」の取組を小・中学生合同で行う。高校生や社会人もサポーターとして参加する。

学校の連携 中学入学前の不安をなくし、中学への期待感を持たせるため、中学校の教員が小学校で出前授業 を実施する。

幼稚園と中 中学校の家庭科における保育実習の授業で、地域の保育所・幼稚園を訪問する。幼児と中学生と 学校の連携 の出会いの体験、遊びの体験を通じて、相互の交流を深める。

小学校と高 小学生と高校生が一緒になって、地域の清掃活動を行い、互いに協力し合った感想等を発表し合

校種間連携のステップの例(交流から連携へ)

行事を通しての子どもの交流 クラブ見学、文化祭見学等 日常の活動の交流 授業体験、遊びやゲームを中心とした交流 教職員合同研修 子どもの実態交流、合同授業研究会等 年間を通しての連携 合同遠足など、様々な年間行事における連携 教員間の授業交流、カリキュラム検討委員会、合同進路説明会等

事例8:幼稚園を中心とした校種間の連携の取組

1 目的と概要

幼稚園を中心に、保育所、小学校、中学校、行政機関などと一体となって、幼児の将来を見通した様々な活動を実施し、地域ぐるみの子育てを推進する。

2 取組例

(1)教員相互の交流

懇談会

校種間の連携協議会等の組織を活用して、子どもの学習や生活の実態について情報交換するとともに、子どもの育ちと人権に関する事項をテーマに協議を行う懇談会を定期的に開催する。

研究会

地域の幼稚園と保育所、小学校、中学校の教職員が定期的に集まり、学校種を通じた人権教育の在り方や、授業改善の方策等について研究協議を行う研究会を開催する。

(2) **園児の交流体験**

保育所との交流

運動会や防災訓練などの機会をとらえ、保育所との相互交流の機会を設定する。多くの友だちと一緒に活動する楽しさ等に気付かせるとともに、教職員や保護者も積極的に参加して交流を深める。

小学校との交流

運動会、学芸会などの行事の訪問、学校見学、生活科における交流活動、プールの施設利用など、多様な機会を通じて、小学校との交流活動を行う。小学校以降の生活や学習の基盤を培うとともに、幼児・児童間の人間関係 づくりを促進する。

中学校との交流

保育実習やボランティア活動等を通じて交流し、自分を大切に思う人が地域に多くいることを、幼児に実感させる。中学生には、園児から頼られる経験を通して、自己肯定感を醸成する。

3 留意点

懇談会や研究会の機会を効果的に活用し、教職員間の相互理解を深める。

交流相手となる児童生徒への親しい気持ちやあこがれの気持ちから、幼児にとっても、将来に対する肯定的な 展望を実感できる機会となるようにする。

幼児と児童生徒のそれぞれが、自他を大切にする思いにつながるよう工夫する。

事例9:特別支援学校との交流の取組

1 目的と概要

特別支援学校との交流を通じて、一人一人に多様な行動や表現があることを認め、「共に生きる社会」についての意識や態度を養う。障害のある児童生徒と一緒に活動したり、特別支援学校の教員から話を聞いたり、家族の思い

に触れたりしながら、人間は一人一人が個性を持った存在であることを知り、自他の違いを認め、お互いを尊重し合う態度、相手のことを深く理解しようとする態度を養う。

- 2 所要時間 / 教科等
- 中(事前·事後学習を含む)/特別活動 音楽 等
- 3 準備と進め方
- ・事前に特別支援学校の校長及び担当教員等と、交流活動のねらいや活動内容を確認し、共同で計画を作成する など、綿密に打合せを行うとともに、交流体験の前後には、双方が協力して事前指導、事後指導を行う。

・交流後に感想を書いて、各学校内で発表し、それらをまとめて交換するなど、交流体験の時間に止まらない活動に発展させていく。

【進め方】

1 学期

- ・ 養護学校について知っていること、知りたいことを出し合おう
- ・ プールで遊ぼう
- 2 **学期**
 - ・ 運動会を楽しもう(事前指導)
 - ・ 遊具施設で遊ぼう
 - 校内音楽会への友情出演
 - 特別支援学校の運動会等への自主参加
- 3 学期
 - ・ 交流体験の感想の発表・交換
 - ・ お別れ交流会
- 4 留意点
 - ・相手を思いやる態度、協力する態度、コミュニケーションや自己表現の技能を育てるため、
 - 自分から進んでかかわらせる場面、
 - 声かけをしたり遊んだりすることで相手との理解が深まることを学ばせる場面、
 - 違いを認めながら交流が深まるような場面など様々な交流場面を工夫する。
 - ・すべての人が「共に生きる」社会を実現していくという人権教育の目的について、教職員自身が十分認識して おく。

人権教育の指導内容と指導方法

1.指導内容の構成

(1)人権に関する知的理解に関わる指導内容

事例 10:人権概念を明確にする指導

人権とは何かについて明確に理解することは人権教育の第一歩である。人権に関する基本的理解が不十分であ るために様々な誤解や曲解が生じ、それが社会問題や混乱の原因になる場合も少なくない。次に挙げるのは、人 権とは何かについてわかりやすく理解できるための効果的な指導事例である。

1 テーマ「欲しいもの」・「必要なもの」・「人権」

2 目的と概要

人が「欲しいと思うもの」と「必要とする(大事な)もの」との関係を情緒と思考を働かせて理解し、さらにそれらと「人 権」との関係について考え、理解することを目的とする。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動等

4 準備するもの

- · B5 又は A4 の白紙(各学習者に1枚ずつ)
- ・「世界人権宣言」の要約(条項一覧表)

5 進め方

1 枚ずつ白紙を配り、「欲しいなあ、と思うものを 20 個書いてください」と指示する。 しばらく楽しませてから、「20 個書いたものの中で、自分にとって手放せない大切なものを5 個だけ残して、残り をすべて消してください」と指示する。

全員が5個だけ残す作業を終えたら、4、5人ずつの小グループに分かれさせる。

各グループごとに、自分たちが残した大切なもの(それぞれの子どもたちにとって大事なもの=「必要なもの」)

を互いに発表させ合う。

各グループで自分たちが残した「必要なもの」も含め、人間が人間らしく生きるためにどうしても欠かせないもの、誰にとっても「絶対的に必要不可欠なもの」にはどんなものがあるかについて考え合い、話し合って、グループとして一覧表を作らせる。

各グループに「世界人権宣言」の内容を要約した表を与え、自分たちが合意した「絶対的に必要不可欠なもの」 の一覧表と「世界人権宣言」の中身とを比べさせる。

この活動を通して考えたこと、「欲しいもの」と「必要なもの」と「人権」の関係などについて、話し合いをさせる。

6 留意点

・「欲しいもの」を書かせるときには、あまり深く考えずに思いつくままに書かせる。

・ 、 での発表のしあいや合意形成の過程を通して、「欲しいもの」と「必要なもの」については、人それぞれに 違いがあること、人権は誰にとっても必要不可欠で、誰もがなるほどと思えるような大切なものであることに気付か せることに焦点を置く。

世界人権宣言要約

- 第1条 平等権 (平等の権利)
- 第2条 差別からの自由 (差別されない権利)
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利(自由に、安心して生きる権利)
- 第4条 奴隷からの自由 (奴隷にされない権利)
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由 (苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされ ない権利)

- 第6条 法のもとで人として認められる権利 (いつでもひとりの人間として認められる権利)
- 第7条 法の前での平等の権利 (法律で平等に扱われる権利)
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利 (裁判で守られる権利)
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由 (理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利)
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利 (公正な裁判を受ける権利)
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利(裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利)
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由(私生活の自由が守られる権利)
- 第13条 国内外における居住の自由の権利(住む場所を自由に選べる権利)
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利(自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利)
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利(ひとつの国の国民となる権利)
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利(結婚して家庭を持つ権利)
- 第17条 財産を所有する権利 (家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利)
- 第18条 思想と宗教の自由(自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利)
- 第19条 意見と情報の権利(意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利)
- 第20条 平和的な集会と結社の自由(平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利)
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利(政治や選挙に参加する権利)
- 第22条 社会保障を受ける権利 (人間らしく生きることができるような保障を受ける権利)
- 第23条 望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利 (仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利)
- 第24条 休暇と余暇を得る権利(休暇をとったり、余暇を楽しめる権利)
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利 (人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利)
- 第26条 教育を受ける権利 (学校に通い、ただで義務教育を受ける権利)
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利(権利や自由を受けられるための秩序を得る権利)
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務(お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務)
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由 (様々な権利や自由を国や個人から無 効にされない権利)
- 事例 11:人権についてのイメージを育てる指導

人権に関する知識を深め、人権の尊重と実現のために必要な想像力や連帯の感情を高めるために、想像力と描写技能を活用させる指導事例である。

- 1 テーマ 人権を絵に描く
- 2 目的と概要

小グループに分かれ、1 人が世界人権宣言に定める権利を絵で描き、他のメンバーは、その絵がどの権利を表したものであるかを当てるゲームを行う。言葉で示された人権の内容について、イメージをふくらませ、創造的に描画するもので、次のような目的を持つ。

世界人権宣言についての知識を発展させること

チーム形成の力と創造的思考及びイメージの使い方についての自覚を発展させること

連帯と多様性への尊重を促進すること

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 等

4 準備するもの

- ・ 世界人権宣言の条項を一覧表にした掲示板
- スコアを書き込むための大きな紙か模造紙、マーカー・グループで描画するための A4 の用紙(ゲームごとに 各グループに1枚ずつ)
- ・絵を掲示するための画鋲(又はテープ)
- 5 進め方

予め世界人権宣言の要約版を利用して、児童生徒に描かせたい人権を選んで一覧表にしておく。

4、5人の小グループに分かれさせ、それぞれの小グループにそれぞれチーム名を付けさせる。

各グループは、A4版の用紙と鉛筆を受け取り、他のグループの発言が聞こえないように離れた場所に分かれて、席に着く。

すべてのグループから各1人のメンバーを呼び寄せ、例えば、「拷問からの自由」とか「生存権」とかいったよう に、一覧表に載せてある権利の中から一つを示す。

呼ばれたメンバーは、それぞれのグループに戻り、示された権利を絵に描く。絵にはイメージを描くだけで、数 字や言葉は一切描いてはいけない。

各グループの他のメンバーは、描かれた絵がどの権利を表しているかを推測し、1人ずつ順番に解答する。その際、自分が推測したことがらについて声に出せるだけで、質問はできない。

描いたメンバーは、解答が合っている場合は「正解です」と、間違っている場合は「違います」と言って正否を伝える。その際、それ以外の話をしてはならない。

正解が出たところで第 1 ラウンド終了とする。ラウンドが終了したら、描いたメンバーは、どの権利を描いたの かをその絵の傍らに文字で書き込む。描かれた絵は各グループごとに 1 箇所に積み重ねていく。

第2ラウンドに移る。それぞれのグループから新たにメンバー1人を呼び寄せ、別のある権利を示す。このよう にして 7~8 ラウンド行う。各ラウンドごとにそれぞれ別のメンバーが絵を描くようにし、誰もが、少なくとも1度 は絵を描く機会を与えられるようにする。

最後に、それぞれ違う権利について人々がどのように異なる解釈やイメージをするかを比較したり、議論した りするために、各グループで描かれた絵をラウンドごとにまとめて画鋲(又はテープ)で止めて展示する。 描かれた絵を比較したり、解釈やイメージのしかたの違いや人権の意味について討議する。

6 留意点

・8人未満の小さいグループの場合、このアクティビティは全体で1つのグループとして行うとよいと思われる。 まずひとりのメンバーに最初のラウンドで絵を描いてもらう。次には、例えば、その絵が表現する権利を言い 当てた人に描く役割をしてもらい、次々に進める。

(2) 人権感覚の育成に関わる指導内容

事例12:聴く技能を育てる指導

他者の感情をくみ取り、共感的に理解する技能は人権感覚を育成する上で不可欠である。相手の話をきちんと傾聴し、自分の意見を自信を持って発信する技能を育てるための指導事例である。

- 1 テーマ 「どうぞ続けて、ちゃんと聴いていますから」
- 2 目的と概要

このアクティビティは聴く技能に焦点を当てるが、論理的思考及び意見を表明する自信を高める支援もすることができる。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 等

4 準備するもの

特になし

5 進め方

どうすればすぐれた聴き手になれるのかについて、学習者全体でブレーン・ストーミングをする。

3人一組に分かれてもらう。そのうち、1人は話し手、他の1人は聴き手、そしてもう1人は観察者になる。 話し手には、例えば「人間性を犯す犯罪に対する死刑について」など、論述と分析を要し、時に意見が分かれる ような話題の中から、特に自分が興味を持っているものについて、個人的見解を5分間話してもらう。 聴き手はよく聴いて、その問題が何に関するものであるか、なぜ話し手はその問題に興味を持っているのか、

また、話し手の観点はどのようなものであるのかについて、自分がよく理解していることを確認しなければならない。

観察者は、聴き手の能動的な聴く技能を観察する。観察者はディスカッションに参加しないで、ディスカッション を注意深く観察し、アクティビティが終了するまでは改良点に関する提案をいっさい口にしない。

5分たったらアクティビティを終了し、観察者は気付いた点を聴き手、話し手にフィードバックする。全員が話し手、 聴き手、観察者の3つの役割を経験するまで繰り返す。

- 再び学習者全体が集まり、アクティビティについてディスカッションを行う。教員は、ディスカッションを活性化す るため、例えば、次のような質問をする。
- ・話し手は話題に関する自分たちの見解や感情をうまく伝達することができたでしょうか。
- ・わからない点を質問するなど能動的な聴く技能を使用している人に対し、話し手は話しやすいと感じていたでしょうか。
- ・聴き手になるということはどのような感じのするものでしたか。聴くことに徹し、批評したり、自分自身の意見を 述べたりして相手の話を中断しないことは難しいことでしたか。

6 留意点

· 学習者は最初から次のようなことがらに気付いているかもしれない。アクティビティが終了するまでには、これらの ことがら全部を、あるいはもっと別の観点を挙げることができるようになることが期待される。

*よい聴き手は、

- 話し手に敬意を示し、アイコンタクトを維持し、せかせかしない。
- 時々うなずいたり、「どうぞ続けてください。 聴いていますから。」と言ったりして、注意深く、 聴いているという サインを送る。
- 話し手の邪魔をしない。
- 話の間合いを急いで埋めようとせず、話し手が考えたり、話を再開したりする余裕を与える。
- 批評したり、反論したりして、話の焦点をずらせるようなことをしない。
- 様々な答えがありうるような質問をして、話し手が談話を続けたり、より詳しく話したりするように促す。
- 時折、話し手の論点を要約したり、別な言葉で言い換えたりして、話を理解していることを示す。
- 話し手の言葉の背後にあると思われる感情に応え、話し手の感情を理解していることを示す。

事例 13:イマジネーション能力を育てる指導

人の感情を読み取り、愛情と共感をもって対処する能力は人権感覚を高める一つの重要な技能である。様々な写 真を読む能力を育てるための指導事例である。

1 テーマ 写真を読む

2 目的と概要

人の痛みを理解し、共有するにはイマジネーションの力が必要であるが、この力を育てる一つの方法として、写真 から人々の心を読み取るアクティビティがある。これは様々な場面での人物を写した写真を使って、人々の心を理解 するイマジネーションの力や共感的理解力を高めることを目的とする。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 等

4 準備するもの

いろいろな国の人々の様々な状況を写した写真(人物の顔が写っているもの)を用意する。

5 進め方

喜怒哀楽をはじめ、様々な感情を表している人物の写真を、5、6 人からなるグループに 1 枚ずつ、あるいは数枚ずつ与える。

学習者それぞれにその写真の人物の気持ちを読み取らせる。

それがどんな場面で、その人物はどんな感じや思いを抱いていると考えられるかについて、順次、意見を言い、 そう考える理由も述べる。

それをもとに話し合いをし、意見を分かち合う。

ー枚の写真に表れた人の表情がいかに多様に解釈されうるかも含め、他人の感情を理解することの意味を話 し合う。

6 留意点

表情が必ずしも人の心のすべての面を表しているとは限らないことも議論の論点に加えることが必要である。

写真のソースは様々あるはずなので、機会あるごとに気を付けて集めておくとよい。他のアクティビティにおいても 活用が可能である。

表情を読む活動から、表現する活動につなげることが考えられる。ある場面を提示して、その当事者となったつもり でそれを表情や態度で表す活動、あるいは、それを絵や文章で表現する活動も、この感性を育てる上で役立つと考 えられる。

事例 14:感受性を高める指導

他者の感情や望みを感じ取り、配慮できる能力は人権感覚を高めるための重要な要素の一つである。次の事 例は、様々な問題状況に直面する体験やロールプレイングなどを活用し、感受性を育成しようとする指導事例であ る。

1 テーマ あなたならどうする?

2 目的と概要

他の人々との関係において生じがちな様々な問題状況を提示し、学習者が自分の感じ方や行動の仕方などを それぞれ率直に出し合ったり、ロールプレイングを交えるなどして、人の感情や思いや痛み、関心等を感受する能 力(感受性)を高める。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動等

4 準備するもの

- ・ 前もって、次のような問題場面を表す文章をそれぞれ厚紙等に書いておく。
- ・ ある男の子(女の子)が学校でいつもあなたをいじめたり、悪口を言ったりしています。
- あなたのお父さんはあなたと議論するときに、いつも無分別で攻撃的であるようにあなたには思われます。
- あなたは自分の服を買うために、お母さんといっしょに買物に行きます。お母さんはどれを選びなさいと、あなたに指図したがります。
- ある人が、あなたの家族の誰かの悪口を言います。
- 近所の人たちがあなたのことをあれこれとうわさ話のタネにします。
- 5 進め方

いずれかの場面を読みあげるか、黒板に書く。

学習者に、この場面で自分はどうするかを書いてもらう。

学習者が考えた様々な反応のしかたを発表してもらう。あるいは、反応のしかたを書いた紙を集め、それらの中からまず一つを選び出す。

選び出されたその反応の型について、同じような反応をした学習者を集めてグループを作り、その場面、反応、予想される結果、などについてのロールプレイングを実施する。

異なる反応をした学習者は、グループに加わらず、グループによるロールプレイを観察する。

その反応やロールプレイングについて、全員での批評や討論をする。

学習者の興味が持続するかぎり、提出されたその他の反応についてのロールプレイングと討論を続ける。 6 **留意点**

まとめが行われてよいが、学習の初期の段階に教員がある一つの反応をあからさまに強調することは望ましく ない。様々な反応について賛成、反対の意見を言わせ、最終的な判断は生徒に委ねるようにすることが望ましい。

反応の型は様々であれ、その内実として、生徒が他者の欲求、感情、利害関心への感受性を深めることが、こ の教材のねらいである。ある「場面」ついて人々の多様な反応に接することそれ自体が、人間性の様々な表れに ついて生徒の知見を広げ、深めることとなる。肯定的であれ、否定的であれ、人間性の多様な発現のしかたについ ての生徒の理解を深めることが重要である。

生徒相互の批判、討論を通して、相手の欲求・感情・利害関心を考慮したより望ましい反応のあり方についての 反省が促されることに留意したい。

事例 15:建設的な問題解決法についての指導

対立や争いごとが全くない学級や集団をつくることは困難であるとしても、大切なのは、対立や争いごとが起きた ときに、暴力や腕力によらず、お互いが納得のいくような建設的な問題解決を図っていくことである。そのための初 歩的な指導事例である。

1 テーマ お互いが益を得る解決法

2 目的と概要

対立や争いごとの解決法がわからず、しばしば深刻な結果を生むことがある。 児童に 3 つの解決法を示し、それ ぞれが関係者にどのような影響を与えるかを考えさせ、実際生活の中でその成果を生かせるようにする。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 社会 等

4 準備するもの

特になし

5 進め方

対立や争いごとには3つの解決法が考えられることを説明する。

- * お互いが益を得る解決法
- * 一方だけが他方を犠牲にして益を得る解決法
- * どちらも益を得られない解決法

この3つの解決法をよく見えるように黒板か模造紙に書く。絵文字等を添えてもよい。

それぞれの解決法を例えば次のような例話で説明する。

『男の子と女の子がボールを取り合ってけんかしています。大人の人がやってきて、二人がいっしょにそのボールで遊ぶようにさせたり、時間を決めて順番にボールを使うようにさせます。これはお互いが益を得る解決法になります。もしこの大人の人がボールをどちらか片方の子どもだけに使わせたとしたら、もちろん、その子どもだけが益を得ることになります。また、子どもたちがいっしょに遊んだり、順番にボールを使うのはいやだと言うことを聞かないとき、その大人の人がボールを取り上げてしまったとすれば、どちらの子も益を得られないことになります。』

二人ずつに分かれさせるか、グループに分かれさせて、自分たちがどんな対立や争いを経験したことがあるか 振り返らせる。家庭や学校からはじまって、グループやもっと大きな集団や社会で起きた出来事などについてもディ スカッションを促す。

の例話になぞらえて、それぞれの経験における当事者の誰がそのときの解決方法から益を得たかを分析させる。お互いが益を得る解決法は何かを考えさせる。

全体会で自分たちの分析結果を分かち合う。

6 留意点

ここでは小学校低学年児童を対象とする事例を挙げたが、②の例話の中身を工夫すれば、高学年児童や中学生を対象としても活用できる。

これは自他の要求を共に満たせる解決方法の探究の事例であるが、平和的で建設的な方法で他の人との人間関係を調整する能力の育成にも関連づけて展開することができる。

2. 効果的な学習教材の選定・開発

事例16:地域の教材化

地域の様々な活動に携わる人々との出会いを通して、地域についての肯定的な意識や地域社会に積 極的に参画する態度を養うための教材化事例である。

1 テーマ 地域に親しむ

2 目的と概要

地域の様々な公共施設、NPO、作業所、商店などの施設や、すみよい街づくりの活動などに携わってい る方と出会い、地域の方の願いや歴史について学び、校区に対する肯定的な意識と地域の一員としての 自覚を持ち、地域社会に積極的に参画する態度を養う。

期待できる効果

1) 自分の生活が地域と関係していること、また多くの地域の方によって生活がよりよくなっていることを 学び、地域の一員としての自覚を持つ。

2) 興味関心に応じた調査活動を主体的に進めることにより、自ら学ぶ力を養う。

3) 地域の方との出会い、活動や願いを聞き取ることを通して、人と出会うことの喜びと人への信頼を得る。

3 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 社会、総合的な学習の時間、特別活動等

4 準備するもの

校区地図、資料、ワークシート など

5 進め方

校区地図やその他の資料を使って、校区の様々な公共施設について、その場所とはたらきや自分たちの日常生活とのかかわり等を調べる。

公共施設で働く方を招いて仕事の内容や願いを聞き取り、次の時間からとりくむフィールドワークの 聞き取りの視点を確認する。

グループで計画を立て、フィールドワークを行い、様々な施設やそこで働く人、校区の歴史について 聞き取る。

グループごとに活動のまとめを行い、全体で共有しながら、自分たちが地域の一員として参画できる ことについて考え、提言や行動提起文を作成する。

自分たちの意見を、聞き取りした方やお世話になった方に発表し、評価をもらう(発表については、ポ スターセッション、パソコンによるプレゼンテーション、劇化など児童生徒の発達段階やその他の実情 に応じて、様々な形態で行う。)。

6 留意点

- ・校区の課題や歴史、どんな活動をしている人がいるかによってテーマを設定する。(環境、福祉、人 権など)
- ・子どもの主体的な調査活動を行うためにも教員が事前に校区について知り、協力を依頼しておく。また、校区に限らず、活動を市区町村域に広げてもよい。

・子どもたちが校区に出て活動する上で、保護者に協力を依頼するなどして、安全の確保に留意する。

・取組の期間中だけでなく、その後も継続的なかかわりを維持していくことが望ましい。

事例 17:外部講師の講話の教材化 / 生命の大切さに関する教材

自分自身の生育歴を振り返り、保護者や様々な人たちの自分に対する願いについて知り、自分と他の 人たちの生命を大切にできるような態度・技能を養うための教材化事例である。 1 テーマ わたしが、いま、ここにいること

2 目的と概要

自身の生育歴を振り返り、そこにある保護者や自分の成長を支えてくれた様々な人々の願いに触れ、 自他の生命を大切にする心を育む。

期待できる効果

- 1) 生命誕生について知ることにより、命の大切さを実感する。
- 2) 保護者からの聞き取りや発表会の時のコメントを通して、自分が大切に思われていること、また、まわりの仲間も同じであることを実感する。
- 3) 日常の学級、学年での課題や社会の問題について考え、自身の行動について考える。

3 所要時間 / 教科等

中(事前・事後学習を含む) / 道徳、保健体育等

4 準備するもの

ワークシート

5 進め方

助産師さんから生命の誕生のすばらしさについて聞き取りを行う。

保護者に協力を呼びかけ、子育てについて何人かの保護者に語ってもらい、今後の活動の視点を 確認する。

ワークシートに基づいて、保護者や成長を支えてくれた様々な方に、その時の願いやかかわりのあ る物や出来事などをインタビューする。(生まれたときの様子、名前の由来、たいへんだったこと、う れしかったこと、思い出の品、写真など)

インタビューした内容とともに、写真や思い出の物を用意し、自分史写真絵本を作成する(コンピュー タを使ったプレゼンテーションやそれを収録した DVD にしてもよい。)。

自分史絵本を基に、参観日等で自分史について発表する。それぞれの保護者にもコメントをもらう。 学習を振り返り、保護者に手紙を書く。

日常生活の課題や命についてより深く考えるために、いじめや病気などを乗り越えたくましく生き抜いた方の体験談や手記等を読み、意見交流を行う。

6 留意点

- ・事前に保護者説明を行い、理解を得るとともに協力体制をつくる。
- 一人一人の生活背景をしっかり掴み、家庭環境等に十分配慮しながら進める。
- 学級・学年に生活上の課題があれば、そうした問題とつなげて学習できるようにする。

事例 18:同世代の児童生徒の書いた作品の教材化 / 生命の大切さに関する教材

阪神淡路大震災という大災害に遭遇して悲しい思いをした子どもたちの作文等を読むことを通して、他者 に対する共感性や命の大切さの感覚を養うこと等を目的とする教材化事例である。

1 テーマ 阪神・淡路大震災の被災児童生徒の作文を読んで

2 目的と概要

阪神・淡路大震災に被災した同世代の児童生徒の作文を読む等の学習を通じ、歴史的な事件に遭遇し、 悲しい体験を共有した同世代の児童生徒の思いに共感し、生命の大切さを感じとる。さらに、防災に関わ るボランティア活動に参加して、助け合いの心を養う。

- *期待できる効果
 - 1)命の大切さや生き抜くことの強さを感じる。
 - 2)ボランティア活動を通して人に貢献することの喜びを知る。
 - 3)人と人がつながり合い、支援しあうことのすばらしさを感じる。

3 所要時間 / 教科等

中(事前·事後学習を含む)/国語、特別活動等

4 準備するもの

大規模災害の被災者の暮らし等に関する新聞記事等

阪神・淡路大震災の被害に遭った同世代の児童生徒の作文(その他被災者や支援者の文章)

5 進め方

新聞記事などを活用し、各地の様々な災害被害やそこに生活している方々の苦労について学習する。

阪神・淡路大震災の被害に遭った児童生徒の作文などを読み、厳しい状況の中でも生き抜いた強さ に学ぶとともに、その背景に様々な支援があったことを知る。

消防士等の実際に災害救助に当たっている方や、防災に関わるボランティアに参加された方を招き、 災害援助や防災の実際について話を聞く。

防災に関わる身近なボランティアに参加し、感想を交流する。

- 6 留意点
 - 子どもたちがより身近に感じられるように、同世代の文章を用いたり、阪神・淡路大震災に限らず身近なことがらを教材にしたりする。
 - ・ 実際に進行形の災害被害があれば、安全には最大限配慮しながら、子どもたちにも可能な支援 活動を行わせる。
 - 災害援助に携わっている方から海外での様々な災害に関するエピソードを聞いたり、現在ボランティア活動をしている元被災者の方から「震災被害にあったからこそ真っ先に支援の手を差しのべたい」との思いで活動されている話を聞くなど、子どもの実情にあわせて様々な話題を紹介してもらってもよい。

3.指導方法の在り方

参考:人権教育の効果的な指導のための方法と技術

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の学習においては、児童生徒が自ら主体的に、 しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することが不可欠である。このよ うな能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」することが求められる。こうした学 習の取組においては、基本的には個別的活動よりもグループ活動が必要となってくる。

以下に挙げるのは、グループ活動を効果的に進めるために教師が熟練していることが望ましいテクニックである。

グループ活動を効果的に進めるテクニック

グループ活動を効果的に進めるテクニック

ブレーンストーミング

ブレーンストーミングは、新しい主題を導入し、創造性を促進し、多くのアイデアをすばやく生み出す方法です。特定の問題を解決したり、ある問いに答えるのに使用できます。

【使用法】

- ブレーンストーミングしたいと思う問題を決め、様々な答えが出せるような問いを作ります。
- 全員が見えるところに問いを書きます。
- 自分たちの考えを自由に発言し、誰もが見ることのできるところ(例えば模造紙など)に一語で、又は短文 で書いてもらいます。
- コメントを求めながら、提案されたことがらを一つずつ検討していきます。

【留意点】

- 新しい提案はどれも残さず書き留めます。しばしば最も創造的な提案がいちばん有効で興味深いものであるものです。
- 意見の提案が終わるまでは、他人の書いたものについて誰も意見を述べてはいけません。また、すでに 出された意見を〈り返してはいけません。
- 誰もが意見を出すように激励してください。
- 学習集団を励ます必要がある場合にのみ、指導者の意見を出すようにします。
- 出された提案の意味がよくわからない場合には、説明を求めます。

ウォール・ライティング

ウォール・ライティングは、ブレーンストーミングの一種です。学習者は、自分たちの意見を小さな紙片に書いて壁 に貼ります。この方法の利点は、他の人たちの意見の影響を受けずに、学習者が自分で静かに考えることができる こと、さらに貼り付けた紙は、意見を分類しやすくするように自由にあちこちに張り替えることができることです。 ディスカッション

ディスカッションは、ファシリテータ及び学習者が、当面している問題に対して自分たちがどんな態度でいるかを、 自分で発見するのによい方法です。これは人権教育においては、非常に重要なことです。というのは、学習者は事 実を知っているだけではなくて、自分自身で問題を調査し、分析することも必要だからです。ニュース、ポスター及び 事例研究は、ディスカッションを活性化するのに役立つ手段です。「・・・についてあなたはどのように考えますか?」 と問いかけることから、ディスカッションを開始させてください。

バズグループ

これは、全体でのディスカッションで意見が出ないような場合に有効な方法です。学習者に、二人一組になって主題 についてそれぞれ1、2分間討議してもらい、その後でそれぞれの間で出た意見を全体会で分かち合いをさせます。 すぐに教室が互いに話し合う声でいっぱいになり、様々な意見が飛び交うのを体験することになるでしょう。

小グループ活動

小グループ活動は、全体活動と対照的なもので、誰もが参加できるように奨励し、協力的なチームワークを発展させる支援をする方法です。小グループのサイズは、全体の参加者の数とか、使えるスペースの大きさというような、 実際的な事情に応じて決めることになります(注)。小グループ活動は、取り組むべき課題によって、15分、1時間、あるいは1日というように、割り当て時間は異なってきます。

学習者に対して、「この問題について討議してください」と言うだけでは生産的な討議になることは困難でしょう。主 題が何であれ、活動目的がまず明確に定義され、小グループのメンバーは後で全体会で報告することを求められる 活動目標を意識し、それを目指して討議することが必要です。例えば、解決を必要とする問題とか、答えることを要求 する問いという形で課題を出すことが必要でしょう。

• (注)場合によっては2、3人になるかもしれませんが、6人から8人という規模が最もうまくいくようです。 はしご形ランキング、ダイヤモンド・ランキング

特定の情報を提供しようとしたり、小グループで焦点化して討議を行うよう促すのに有効な方法です。

それぞれの小グループに声明文カードを1セットずつ準備してください。1セットは、9枚の声明文カードから成ります。学習者に議論してもらいたい話題に関連する、短くて単純な声明文を9つ準備して、各カードに1つずつ書きます。

それぞれのグループは、各声明文について議論し、次に、9つの声明文を重要さの順で並べます。並べ方は、はしご形でも、ダイヤモンド形でもかまいません。また、合意形成のための機会を提供します。

はしご形ランキングの場合には、最も重要な声明文が最上段に置かれ、その下に2番目に重要なもの、3番目にその次に重要なものという順に並べ、最も重要でない声明文が一番下に位置付けられます。

ダイヤモンド・ランキングの場合は、最も重要な声明文はどれであるか、その次に重要な声明文はどれとどれの2 つか、中ぐらいの重要性の声明文はどれとどれとどれの3つか、というように選び、9つの声明文をダイヤモンド形に 位置付けるのです。どれが重要でどれがそうでないか、というように単純明快に区別できるような問題はほとんどな いのですから、ダイヤモンド・ランキングの方が、より適切な方法であるといえるでしょう。これは、それほど意図的な 工夫をこらしたものではないので、学習者にとっては受け入れやすいのです。

このランキング法を変形して、声明文を8つにしておいて、残りの1つは学習者たちが自分たちで考えて書



くようにさせる、というものがあります。

ロールプレイング

ロールプレイングは、学習者によって演技される短いドラマです。人々は状況をロールプレイングで演出するため に自分の生活経験を活用しますが、ほとんどは即興的に演じられます。ロールプレイングは、学習者になじみがな いような環境や出来事を経験できるようにすることを目標とします。ロールプレーは、状況についての理解を改善し、 その状況にかかわっている人々への感情移入を促進することができます。

ロールプレイングとシミュレーションとの違いは、シミュレーションが同じく短いドラマから成っていながらも、通常は 台本が書かれていて、ロールプレイングほどには即興性を含んでいない、という点にあります。

ロールプレイングの価値は、現実の生活を模倣するところにあります。ロールプレイングは、登場人物の行動が正 しいか間違っているかというような、単純な答えは出ないような問いを突きつけるかもしれません。学習者に役割を 入れ替えて演じてもらえば、より大きな洞察が得られるでしょう。

ロールプレイングは、感受性を働かせながら使用する必要があります。第一に、ロールプレイングが終わった時点 で、演じた人がその役割を抜け出すのに必要な時間がきちんと確保されることが不可欠です。第二に、学習者のそ れぞれが、個々人の感情やグループの社会的構成を尊重する必要があります。例えば、障害のある人々に関する ロールプレイングの場合、学習者の中に障害のある人が(もしかしたら見えない形ででも)いるかもしれないこと、あ るいは、障害のある親戚や友人がいる学習者もいるかもしれないということを、しっかり考慮に入れるべきです。そ んな人々が心を傷つけられたり、他の人々から注目されたり、周辺に追いやられたりするようなことがあってはなら ないのです。もしそんなことが起こってしまった場合には深刻な事態として受け止め、謝ることはもちろん、その問題 を一つの事例として、同様のことが二度と起きないよう再度検討しなければなりません。また、ステレオタイプ化する ことがないように、十分気を付ける必要があります。

ロールプレイングは、演じたり、模倣したりする「能力」を通して、学習者が他の人々についてどんなことを考えているか、その中身を引き出すものです。これこそが、こうしたアクティビティを大いに興味深いものにするのです。「あなたが演じた人々は、実際生活でも、あなたが演じた通りにふるまうでしょうか?」と報告会で尋ね返しながら問題に取り組むことは有用でしょう。情報を常に批判的に考察することが必要であることに気付いてもらうことは、いつも教育的には有用です。

さらに、自分たちの性格形成の土台となっている情報をどこで入手したかを学習者に尋ねることもできるでしょう。 **シミュレーション**

シミュレーションは、学習者全員を巻き込んだ、いわば拡張型のロールプレイングと見なすことができるでしょう。シ ミュレーションは、安全な環境の中で、学習者が挑戦的な経験ができるようにするものです。シミュレーションは、しば しば、一定程度の情緒的な関与を要求しますが、この情緒的関与のおかげで、シミュレーションは非常に強力な手段 となるのです。人々は自分たちの頭と体で学習するだけでなく、自分たちの心も使って学習するのです。 シミュレーションの後で報告会をすることは、特に重要です。シミュレーションを演じた人たちは、自分たちの感情に ついて議論すべきでしょう。例えば、なぜ自分がある行動を選び取って演じたのか、どんな不公正に気付いたか、そ して達成された解決法がどれくらい自分たちにとって受け入れうるものであると考えるか、等々を議論するのです。 指導者は、学習者が、自分たちが経験したことと、世界における現実の状況とを比較してみることができるよう、必要 な支援を行っていきます。

絵、写真、漫画、図面、コラージュ

「一枚の写真は、一千語の文章に匹敵する。」視覚的なイメージは、情報を提供し、興味関心を刺激する強力な手段です。視覚的な思考様式を好む人々にとってばかりでなく、言語を使って自己表現をするのが苦手の人々にとっても、図画は、自己表現とコミュニケーションの重要な手段であることを記憶しておいてください。

<写真コレクション作成のためのヒント>

- 写真は何にでも使える手段であるので、ファシリテータが、自分自身の写真コレクションを構築しておくのは 結構なことです。画像は、新聞、雑誌、ポスター、旅行パンフレット、郵便はがき、あいさつ用のカードなど、 様々なところから集めることができます。
- 写真を切り取ってカードに貼りつけ、本のカバー用に販売されている透明な粘着テープでカバーをかけて、 長持ちがして、取り扱いやすいものにしておきます。カードのサイズをそろえておけば、写真コレクションは セットもののようになるでしょう。
- それぞれの写真の裏側に、整理番号を書いておき、どこかにその出典、オリジナル・タイトル、その他の有用な情報を記録しておくとよいでしょう。そうしておけば、学習者は応答すべき対象としての写真だけに立ち向かい、余計なヒントなどに当惑させられずにすむことになります。

写真を選ぶ場合には、バラエティーに富むように注意しましょう。ジェンダー、人種、障害の有無、年齢、国 籍、サブ・カルチャーを含めた文化などを、意識して選びましょう。世界の東西南北各地からなる、また様々な自然 的・社会的・文化的環境にある地域からの写真を選択するようにしましょう。さらに、それぞれの写真のサイズ及び色 が与える影響のことも考えましょう。このサイズや色の効果は、学習者の写真理解を歪める可能性がありますので、 ほどよい均質の写真セットになるように、写真コレクションを整理してください。

映画、ビデオ及びラジオドラマ

映画、ビデオ及びラジオドラマは人権教育のための強力な手段であり、青少年にも人気があります。映画鑑賞後の ディスカッションは、さらに進んだ学習活動にとってのよい出発点となるべきものです。映画の中の「現実的生活」は どれくらい真実味があったか、登場人物が現実的に描写されていたか、あるいは登場人物がある特定の道徳的観点 などを促進しようとしていたかなど、映画に対し学習者が最初に感じたことの中に、話し合うべきことがらがあるはず です。

新聞、ラジオ、テレビ、インターネット

メディアからはすぐれたディスカッション用資料を得ることができます。メディアの内容及びそれが提示される方法 について討議し、そこに含まれる不均衡やステレオタイプを分析することはいつも興味深いものです。

写真撮影と映画作り

携帯型のカメラやビデオカメラの技術は、写真撮影や映画制作を誰にでもできるようにしてくれました。青少年の写 真や映画は、その観点が態度を生き生きと示していて、すぐれた展示資料となります。ビデオ便りは障壁と偏見を取 り除くための方法として有効であることが証明されています。ビデオ便りは、おそらくは出会うことがないと思われる ような人々が「語り合う」こと、お互いにどんな生き方をしているか、またどんなことが自分たちにとって重要であるか ということについての洞察を分かち合うことなどをできるようにするのです。

ディスカッション技能を発達させるための方法と技術

ディスカッション技能を発達させるための方法と技術

ディスカッションは、聴き方や順に発言する仕方、あるいは他人の権利を尊重するために重要な他のグループ技能 などを実践する機会でもあります。誰もが参加できるようにするためには、グループは適切な規模であることが重要 です。例えば15人から20人くらいというように、グループが大きすぎる場合、ディスカッションのためには小グループ に分割する方がよいでしょう。相互作用や参加を促すためには、メンバーが相互に見えるように円形ないしは半円形 に着席するのが好ましいのです。グループで討議して合意されるべき一般的原則には、次のようなことがらが含ま れるでしょう。

- 一時に一人だけが発言すること。
- 非難するようなコメントやいかなる形態のあざけりも止めさせること。
- それぞれが自分自身の観点や経験から発言し、他人に代わって一般化しないこと。つまり、「一人称単数の主語での発言をすること。
- たった一つの「正しい」答えだけがあるとはかぎらない、とういことを忘れないこと。
- 微妙な問題について話す時には、内密性の維持に同意すること。
- 各人に沈黙を守り、本人の意志にしたがって、特定の問題についてのディスカッションに参加しない権利があること。

マイクロフォン

他人の話すのをきちんと聴く習慣をつけるための活動です。

【進め方】

円形に着席させます。テープレコーダーのマイクロフォンとかそれに似た形のものを順番に回していきます。マイク ロフォンを持っている人だけが発言を許されます。

他の人たちは話し手に耳を傾け、また話し手に注目します。その人の発言が終わったら、次の発言したい人にマイ クロフォンを渡します。

ディレンマ・ゲーム

自分自身の意見を発表し、他人の意見を傾聴し、新たな理解に照らして意見を交換するように促すための方法です。様々な変形が可能です。

【進め方】

- (1)取り上げている問題、例えば「表現の自由にはいかなる制限もあるべきではない」というような問題に関連 する3つか4つの対立する意見を用意します。
- (2)チョーク又はテープで床に線を引きます。
- (3)線の右側は意見に賛成であることを示し、左側は反対であることを示すことを説明します。その線からの 距離が賛成ないしは反対の程度を示し、距離が大きければ大きいほど、賛成や反対の程度が高いこと になります。部屋の両壁が最高限度となります。線上に立つのはその人は特に意見がないことを示します。
- (4)最初の意見を読みます。
- (5)その意見についての自分の見解を示すように線のどちら側かに立ってもらいます。
- (6) 自分たちがその場所に立っている理由を話すように促します。
- (7)話したいと思う人には誰でも発言してもらいます。その後、立つ場所を変えたいと思う人があるかどうか尋ねます。
- (8)移動したいと思う人たちが移動し終えたら、その人たちに移動した理由を言ってもらいます。

(1)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組)

事例 19:地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちにできることをさがす取組(グループで調べる学習の取組)

教科の学習を通して活動の動機付けと課題設定を行った上で、子どもたち自身が計画して聞き取り学習を行い、その成果を新たな行動へと発展させる取組事例である。

1 テーマ 人にやさしいまちづくり

2 目的と概要

地域の歴史について学習し、自分たちのまちを振り返る活動に対する動機付けと課題設定を行う。その上で、人 にやさしいまちづくりのために活動している人々の生き方に触れ、聞き取りや活動の中で分かったことや学んだ ことを自分たちの生活に結び付けて考えるとともに、自分たちの住む地域に愛着を持つ。さらに、地域の一員とし て何ができるかを考える。

3 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 社会、総合的な学習の時間、特別活動等

4 準備するもの

インタビューカード

5 進め方

動機付け・課題決定

- 校区を流れる川の切りかえの歴史についての学習
- 地域の公園ができるまでの歴史についての学習
- 課題追求·交流
- 自分たちのまちを振り返る。
- 自分たちの校区、地域の中でこれがあってよかったと思うものを書く。
- 家の人や近所の人に、このような施設や活動ができたらもっとうれしい、助かるというものを聞き取る。
- 校区内で、地域のためにがんばっている人を見つける。
- 施設を訪問してその施設等の役割について調べる。
- グループごとに調べたい施設と人を決める。
- 施設を訪問して聞き取りを行う(障害者施設、高齢者施設、保育所、公民館など)。
 発信・行動
- 交流と振り返りの中で自分たちにできることをさがす。
- 施設訪問で調べた内容をもとにガイド番組をつくる。
- ガイド番組を使い、全校や地域に発信する。

6 留意点

- インタビューカードを作成して、あいさつや知りたいこと、質問内容、役割分担などを事前に明確にしておく。
- 自分たちが住むまちの人たちと出会い、そこで学んだことを仲間たちと協力して、また地域や保護者に発信し認められていく中で、自分たちが様々な人に支えられて生きていることを実感させる。
- 自分に自信がなく、人間関係がうまく結べない子どもたちに、これから起こるであろう様々な課題に向き合う力を付けていきたい。

事例20:自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組

自分を見つめ、自分の夢や希望は何かを考えた上で、個々の児童生徒が、その夢や希望を実現した人を探して、 フィールドワークを行い、自分の考えた方法で発表する活動についての取組事例である。

1 テーマ 見つめよう自分 広げよう出会い・ふれあい

2 目的と概要

身近な大人への聞き取りや職場へのフィールドワークを行い、人との豊かなかかわりを通して、夢や希望を持ち、 自己実現への意欲を高め、自分のできることを考えて行動することができるようにする。また、共に活動することを通 して、他者の思いや願いに触れながら、互いに違いを認め、生き方に共感することができるようにする。

3 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動等

- 4 準備するもの
- インタビューカード、まとめるのに必要な紙等の材料
- 5 進め方

今の自分を見つめる。
- 今の自分はどのような自分か書かせて発表し合う。
 身近な人(自治会長さん、校長先生)の生き方を聞いて、自分の夢や希望を持つ。
 職場訪問をして自分と同じような夢を実現した人から学び、友だちに紹介する。
- 福祉施設の職員
- 生花店の店員(店長)
- 洋菓子店 / 和菓子店の店員(店長)
- 幼稚園の教員
- ピアノの講師
- 空手の師範
- 医師 / 獣医師
- 看護士

など

自分とのかかわりを考え、まとめる。

紙芝居、劇、作文、楽器演奏などで自分の夢や希望を伝える。

これまでの活動を振り返る。

6 留意点

- 子ども同士の交流を数多〈取り入れ、それぞれの思いや考えを出し合うことで見方を広げ、相互の交流を深める中で自分を肯定的に見つめ、自信を深めさせる。
- 他者との違いに気付き、それを認め、思いに共感し、それを尊重していこうとする態度を培う。
- 自分の夢を実現した人たちや、幼い頃からの思いを大切にしている人の話を聞いたりすることで出会いの 心地よさや楽しさを実感させる。

事例21:学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組

最近の子どもたちについては人間関係をうまくつくれず、友だちとの関係に疲れているとの指摘も多い。クラスで起きている問題について児童生徒どうしで解決法を話し合い、クラスのルールを作る取組事例である。

1 テーマ 仲間を知ろう! 自分を知ろう!

2 目的と概要

言われるとうれしくなる言葉・悲しくなる言葉を出し合い、確認し合った上で、現にそのクラスで起きている問題を取り上げ、その解決方法について考えさせる。クラスの人間関係を良好にすることに通じる文化を育み、技能を身に付けられるようにする。

3 所要時間 / 教科等

短/道德 特別活動 等

4 準備するもの

特になし

5 進め方

言われるとうれしく元気になる言葉と言われると悲しくつらくなる言葉をそれぞれ出し合う。

攻撃的な言い方などにより、どれほど傷つくのかを確かめ合う。

クラスで起こったトラブル場面などを取り上げて、なぜトラブルが高じたのか、どうすれば解決できるのかを考える。

対立解決についての考え方を整理し、クラスの「きまり」を作る。

クラスの「きまり」は、子どもたちどうしで自主的に守らせる。「きまり」をめぐってさらに問題が生じた際には、 改めて話し合いをさせる。

6 留意点

- 学級に共通の言葉が生まれることを期待し、児童からそのような言葉が発信されたときには、見逃さずに受け止めて、みんなのものにしていく。
- クラス内で実際にあったトラブル場面や攻撃的な言い方等を取り上げる場合は、当該事例の当事者の実態
 に留意する必要がある。個人の糾弾などにつながることのないよう、十分な配慮を行う。

- クラスの「きまり」については、子どもたち自身に考えさせ、決めさせる。「きまり」の内容については、クラスの全員にとって有益かつ合理的なものとなるよう必要に応じ、教員が助言を与える。
- このアクティビティを成功させるため条件整備として、教員と児童生徒の間、児童生徒相互の間に望ましい
 人間関係を形成することをねらいとし、次のような取組を進めることも有効と考えられる。
- 人間関係についての技能などは、普段の遊びなどで身に付いていくことが望ましい。教職員が子どもの遊びを観察し、積極的にかかわることも大切である。
- 日記帳のやりとりなどによって子どもと心の交流を図り、子どもの気持ちや暮らしの状況を受け止める努力も、この学習を成功させる上で不可欠になる。
- 児童生徒によっては、学校だけではなく家庭の協力も得た方が成長につながりやすい場合がある。そのような場合などは、保護者との連携を図るよう努める。
- 人間関係の形成を促す様々なアクティビティをよく知って、学年や学級にぴったりのものを探り当て、実施する。
- 普段の様々な取組の中で、語りやすい人間関係をつくる活動を大切にし、計画に位置付ける。

参考:児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント

児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント

児童生徒の自主性を尊重するためには、学習プログラムの計画立案から導入、展開、評価に至るまで、一連の流 れを持つように組み立てるべきである。そのためには、学習計画の立案・実施・振り返りのそれぞれの段階で次のような点に留意することが求められる。

1:主体的な学習を支える基盤を整備する

学習の計画や実施に先立って、学習をよい形で成立させるための様々な条件の整備が不可欠である。条件のなかには、教室をきれいに保つことや学校図書館を充実させることなどの他、児童生徒の基本的な人間関係づくりの力を 育み、豊かな集団を形成することが含まれている。例えば、児童生徒が互いに異なるものを受け容れ、相互理解を 図っていけるようにコミュニケーション能力を育成する。その際、異なる意見の存在に気付き、お互いの考えを交換し 合うために、基礎学力の育成、思考の源としての言葉を運用する力、話す力・聞く力の育成、カウンセリング的な技法 を生かしたコミュニケーション能力の育成に努め、誰もが自分の考えを臆することなく発表できる温かい集団を作っ ておく。そのため、日頃から国語科をはじめ各教科等における言語活動の指導を充実させるとともに、学校を挙げ て、教職員がカウンセリング的な技法を身に付け、児童生徒の声に耳を傾ける学校文化をつくること求められる。

2:指導者としての支援体制の可能性と範囲を共通理解する

計画を立てる前提として、教員が指導者として目的を明確に持ち、事前に支援体制について共通理解を図っておく ことが求められる。今日では、家庭における子育ての実態も多様化しており、養育の放棄・怠慢などの児童虐待が見 受けられる一方、過保護や過干渉と思われるケースも見られるが、いずれにしても、家庭への支援を抜きには、人権 教育や人権学習を成立させることも困難となる。他の機関や団体とも連携しつつ、学校として様々な課題に教職員が 足並みをそろえていかに積極的に取り組むのかが社会的に問われている。

3:児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒が取り組み易く、解決可能な課題を設定する

学習計画のテーマ設定に当たっては、日常生活の延長線上に学習を位置付け、身近な課題設定をする。特に、解決を迫られている課題や成長が期待される課題であることが望ましい。これらの具体的な課題解決を通して、自尊感情を高め、より合理的なものの見方を培い、共に考え・生きることの自覚を深める。さらに、課題が一部の子どものためではなく全員のためであるよう考慮することが大切である。そのためには、児童生徒一人一人の関心をつかむように日頃より努め、とくに焦点を当てるべき子どもの興味や関心を活かしつつ、全ての児童生徒が入り込みやすい広がりのある課題設定を行うことも考えられる。

4:意欲を高める導入のための学習活動を選択する

学習計画の導入については、児童生徒が学習テーマに強い関心を寄せ、学習計画の道筋をある程度イメージでき るように、特に工夫を凝らす必要がある。そのような視点から、児童生徒が意欲を持って学習集団として課題解決に 集中できるような導入法を工夫する。学習課題の内容や性格を踏まえて、ゲーム的な学習活動、擬似体験的な学習 活動、あるいはフィールドワーク的な学習活動などを適宜選択する。導入の学習活動が効果的に展開されたときに は、次の自主的な話し合いや小集団活動へのつながりがはっきり見えてくるものである。

5:自主的な話し合い活動や小集団による活動を展開する

導入を受けての自主的な話し合いや小集団活動においては、児童生徒の疑問や関心を積極的に伸ばしてやること が望ましい。学習活動全体の大テーマに応じて、小グループで活動する小テーマが浮かび上がることを期待するわ けだが、計画段階で主な小テーマを準備しつつも、児童生徒からその範囲をはみ出た小テーマが出てくることも期待 したい。一方的な指導に偏ることのないように工夫し、児童生徒一人一人の声が、活動を通して反映されていると実 感されるように配慮することが大切である。

個々の児童生徒の顔が見える活動を継続させることは、一人一人の児童生徒の人権を保障することにもつながる。また、自主的な話し合いを通して、①学習課題について最初の共通認識が生まれる、②意見対立や疑問が浮き

彫りとなり、学習集団に自覚される、

の学習課題の中の小テーマが浮かび上がり、

関心に応じてグループが形成さ

れる、というような成果が期待できる。この段階では特に、児童生徒から何かが産み出されることをじっくりと待つ姿 勢を教員が持つことと、方向性を見い出せるよう支援することが重要である。

6:人物や情報との印象的な出会いを提供する

児童生徒が自分たちの話し合いや自主活動を通して、何らかの疑問を抱いたり、自分たちなりの結論的な考えに 至ったり、問題意識が拡散してしまったりしている場合は、人物、事象、統計的データ等の提示により児童生徒を新た な問題に出会わせることが有効である。

これにより、児童生徒はそれまでの共通認識をさらに深めたり、再検討したり、新たな疑問を抱いたりする。そして、新たな課題に意欲を持って取り組むことになる。

7:考察を深めるための話し合いを実施する

出会いを踏まえて話し合いをさせ、児童生徒の探求活動を具体的に計画させる。探求活動としては、「図書館など で情報を探索する」、「インターネットに発信して多くの人からの反応を探る」、「新しく人と出会う」、「フィールドワーク を行う」、「インタビューを重ねる」、「質問紙調査等により幅広い意見を収集する」等が考えられる。これらの活動は、 中学校を卒業する頃までにはある程度の基礎知識を得て、実際に行って技能を習得できるよう、小・中学校で連携し て計画を組むことが望ましい。

8: 多様なものの見方や考え方を受容する

考察を深めるための探求活動を進める際には、結論を急がず、失敗を生かし、結果よりも過程を尊重する指導を心がけることが大切である。児童生徒一人一人が、自由にかつ安心して意見交換が行えるように配慮したい。ここでいう多様な物の見方や考え方を受容するとは、何でも許容することを意味するのではない。

9:自主的探求活動の展開を図り、一人一人の児童生徒の活躍の場を保障する

探求活動でもう一つ大切にするべきは、一人一人の活躍の場を保障することである。児童生徒の主体性や自主性 は、一人一人の児童生徒が学習活動の過程においてその当事者としての自覚を持つことから可能となる。そのため には、一人一人の児童生徒の得意な学習スタイルや知的プロフィールなどの個性を踏まえつつ、目的を共有し、自 尊感情と参画意識を持って意欲的に活動できる場を保障することが求められる。教師は児童生徒の探求活動に臨機 応変に適切なヒントを与える。

学年を超えた縦割り集団を活用するなどして、異年齢集団による取組を設定することも、成就感を持たせ意欲を育てることにつながる。

10:まとめの作品作りや発表の機会と場を設定する

これまでの学習では、知識が習得されたらそれで終わる傾向が強かった。技能や態度、行動力の育成をめざす人 権学習にあっては、特に自分たちが学んだことを発信する活動を大切にしたい。とりわけ、最終段階では、自分たち の学んだことが本当に社会的に役に立つのか、実際に活用できるのかを確かめる活動が位置付けられなければな らない。学習形態に応じて「調査結果や実験結果をまとめて報告する」又は「芸術作品を完成させて発表する」等の成 果を発表できる機会と場を設定する。その際、校内だけに止まらず、広く保護者や地域社会へと発信の場を広げるこ とが効果的である。

また、発表内容に関連して、実際に社会的に活動している人たち、問題の当事者、解決のために活動している人等 を対象に発表を行うことが有益である。もちろん、このような発信の活動は、最終段階だけではなく、取組のあらゆる 過程で位置付けられてよい。

(2)「体験」を取り入れた指導方法の工夫

事例22:交通安全ウォーキングを通じた地域の高齢者との交流体験の取組

高齢者をはじめ、地域の様々な人たちに体験的活動における指導的役割を担ってもらい、これらの人々との交流を 通じて、活動の成果を高め、コミュニケーション能力の育成を図る取組事例である。

1 テーマ 交通安全ウォーキングを楽しむ

2 目的と概要

地域の高齢者との交流体験を通して、地域や高齢者に対する親愛の情、尊敬の念が育つことを主なねらいとしている。自己の感情や意志を素直に表現しながら、楽しく交流し、共感し合う体験を通して、人とかかわることの楽しさや 喜びなどを味わわせたい。

高齢者と交通安全に気を付けながら歩き、親しみや信頼感を持ちながら会話を楽しむ。

3 所要時間 / 教科等

短/生活、特別活動等

4 準備するもの

黄色の横断旗

5 進め方

高齢者と子どもがペアを組む。 参加者全員が自己紹介をする。 道中の安全に気を付け、交通ルールを確認しながら、目的地まで歩く。 *交通ルールやマナーを身に付ける。 *信号の見方、信号のない交差点の渡り方など高齢者の人とともに再確認をする。 目的地に到着した後は、目的地での活動を行いながら、高齢者との会話を楽しむ。 学校に向かって出発する。 学校に到着した後、さらに自由に会話を楽しむ。 6 留意点

- 自己の感情や意志を素直に表現しながら、楽しく交流し、共感し合う体験を通して、人とかかわることの楽しさや喜びなどを味わわせる。
- 高齢者と一緒に歩きながら地域の自然や人々の生活に触れ、地域を大切にする心や人としての豊かさ、や さしさなどを学び取らせる。

事例 23:保育所・幼稚園との交流と保育実習体験の取組

校区内にある保育所や幼稚園を訪ね、幼い子どもたちと接し、世話をすること等を通じて、自分の成長も多くの人々に支えられたことを理解し、自己肯定感を高める等のための取組事例である。

1 テーマ ふれあい

2 目的と概要

校区の保育所・幼稚園へ出かけ、保育実習の体験活動を行う。幼児とふれあい、その世話をしたり遊び相手になったりすることを通じて、自分が必要とされる存在であることを確認し、自己肯定感を高める、保育実習を通して自分自身の幼少の頃を振り返り、自分の成長を支えた様々な方の支援があったことに気付く、労働の苦労や責任、喜びについて実感する、自分が親になる時の子育てのイメージを養う等の効果を期待できる。

3 所要時間 / 教科等

中(事前·事後学習を含む) / 技術·家庭、特別活動 等

4 準備するもの

- 保育実習のための教材・教具(例えば絵本、おもちゃ・遊び道具など)、又はこれらを作成するための材料・ 道具(例えば模造紙、色紙、文房具など)
- 基本的に、学習者自身で準備

5 進め方

校区の保育所・幼稚園を訪問し、保育について見学や聞き取りをし、保育計画を立てる。(就学前の幼児の 立場に立って計画する)

一緒に遊べるおもちゃや遊びをグループで考え、必要となる教材・教具を集めたり、作ったりする。

作成した保育計画に基づいて、それぞれの行き先に出向き保育実習を行う。

実習を通じて感じたこと気付いたことを児童生徒同士で話し合い、何を学んだかについてまとめた上で、実習先へ報告する。

6 留意点

- 保育実習をより身近なものと感じさせるため、可能であれば、なるべく卒園した保育所・幼稚園で実習を行えるようにする。
- 日常的な校種間連携を行い、ともに子どもたちの成長を支援する立場で行う。
- 実習でのつながりをもとに、行事への招待や合同の行事が行えるような日常的な校種間連携へとつなげて いきたい。
- 中学校での職場体験学習の一環として実施することもできる。

事例24:一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流・ボランティア体験の取組

ー人暮らしや体の不自由な高齢者を地域のコミュニティセンターに招いて交流し、ボランティア活動を体験する取組 事例である。

1 テーマ ふれあいリハビリの方との交流会

2 目的と概要

地域のコミュニティセンターに一人暮らしの高齢者や体の不自由な高齢者を招き、手品や紙芝居、音楽の発表などの活動を通して交流を図る。高齢者との交流を通して福祉に関する関心や意欲を高め、人権課題への自覚を深める とともに、ボランティア活動の中でのさわやかな心のふれあいを通して、人をいたわる気持ちや親切にするやさしい 気持ち、相手の立場に立って考える想像力やそれを行動に移せる実践力を育てる。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 等

4 準備するもの

カルタなど一緒にできるゲーム

5 進め方

活動の計画を立てる。

交流を行う。

【活動例】

- 。 はじめの言葉
- 出会いのあいさつ(自己紹介)
- ふるさとカルタ
- 肩たたきをしよう
- みんなで歌おう
- 。 高齢者の方のお話や歌
- 別れのあいさつ
- 。 おわりの言葉
- 6 留意点
 - 交流会の実施に当たっては、社会福祉協議会をはじめ関係諸機関との連携を図りながら計画・立案をする。
 - 活動を行うに当たっては、児童生徒がこれまでに行ってきた活動と体験活動を有機的に結びつけ、活動内 容を深めるとともに、体験の中で生じる疑問を授業の中で発展させる工夫を行うことが大切である。

事例25:達人・名人への弟子入り修行体験の取組

地域の伝統芸能や文化の達人・名人に弟子入りして修行を行う体験学習を通して、勤労を尊ぶ態度を養うとともに、 社会における人とのつながりの大切さを実感し、人間関係を調整できるための力を身に付けさせる事例である。

1 テーマ 地域の伝統芸能・文化を生かして

2 目的と概要

地域に在住するその道の達人・名人を探し出し、その家に出かけて弟子入りをして師匠に学ぶ。 達人・名人と交流 する中で、職人気質や技のすばらしさに触れ、 生き方を考える体験をするとともに、 地域の伝統芸術や文化に理解を 深め、 人とかかわる力を高める。

3 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動等

4 準備するもの

地域の伝統芸能・文化に関する資料

5 進め方

課題の探究 ・地域の名人・達人を探す。 課題の設定 ·弟子入りする名人,達人を決める。

・自分が習いたい技ごとにグループに分かれ、弟子入りの準備をする。

課題の追究

・達人・名人のもとで修行をする。

課題の深化

·自分たちの師匠の紹介文をまとめる。

課題の拡大

・自分たちの習った技を伝える(修行した成果を発表する)。

学習のまとめ

・自分たちの学習を振り返り、取組の成果を確認する。

6 留意点

- 体験する文化等は、例えば、竹細工、陶芸、大工、三味線、生け花、書道、茶道、和服着付け、 畳作りなどが 考えられる。
- 達人・名人とは、活動に入る前から信頼関係を築くよう事前の打合せや準備を十分に行う。

参考:体験的な活動を取り入れた指導のポイント

体験的な活動を取り入れた指導のポイント

1:人権教育の目的に照らして体験的な活動を位置付けること

体験的な活動には、高齢者や障害のある人との交流活動や奉仕活動、擬似障害体験活動、地域清掃などの公共 性の高い奉仕活動等々の様々な形態がある。これを、各教科等との関連を踏まえ、人権教育の目的を明確に意識し て計画・実施する。

2:事前・事後の指導を工夫して本来の目的に合致させること

体験的な活動においては、その内容の精査と指導過程の工夫が求められる。まず、事前・事後の指導を整え、体験 的な活動が効果的にねらいに迫るものとなるように工夫すること、次いで、交流活動や奉仕活動において、児童生徒 が何をどのように体験するのかについて、訪問先の機関と事前に協議・整理しておくことが大切である。過度の体験 的な活動の設定は、児童生徒に負担を負わせるだけでなく、交流する相手に大きな損失を与えることにもなる。

3:児童生徒が主体的にかかわることのできる体験的な活動にすること

奉仕的な活動は、自発的な形で行われることが望ましいが、体験がない場合は自発性を期待することは難しい。児 童生徒にまず体験させて、学習の中から、自発性を育てていく指導過程が求められてくる。その際、発達段階を踏ま え、指導として一方的に押し付けるのでなく、児童生徒一人一人が自らの生活体験や教科等における学習を通して、 主体的に参加していけるような指導計画や工夫が必要である。そのためにも、児童生徒に目的意識を持って考えさ せる場を保障すること、体験的な活動の種類や内容を事前に学習する機会を設定し、自ら選択し活動していくような 場面を設定していく。

4:児童生徒一人一人が、体験を通して人権課題への自覚を深め、自分の考えを深め広げていくことのできる体験的 な活動にすること

体験的な活動は、座学と異なり、児童生徒にとって新鮮であり興味や関心の高まるものと言える。例えば、児童生 徒同士の話し合いや発表の場を数多く設定することで体験的な活動の成果と課題が自覚できるようにする。その際、 学校内に止まらず、広く、家庭や地域社会の協力も得て、児童生徒の成長を支援する体制をとることも効果的であ る。

また、指導の過程で、児童生徒一人一人の成長を見逃さないためにも、個々の発言を尊重すること、さらには、感想や学びの記録を通して、一人一人の心に寄り添う指導を継続させることが望ましい。

5:児童生徒の実態、学校や学級の実態、家庭や地域社会の実態を踏まえること

人権教育の実施においては、児童生徒や学級、学校、地域社会などの実態を踏まえて体験的な活動の内容を精査 することが必要である。例えば、学校が地域の中でどのような役割を果たしてきたのか、また、どのような役割を家 庭や地域社会から期待されているのかを事前に把握した上で、体験的な活動を実施することが重要であり、実施に 際しては、このような家庭や地域社会からの理解と共感を得ることが必要である。

6:地域社会の人達から学ぶ機会を充実させること

子どもの成長は、学校だけで図られるものではない。特に人権教育のように、長く生涯にわたって、社会における 更なる実践が求められるとき、家庭や地域社会との連携は不可欠である。そのため、学校だけでなく、保護者や地域 住民が、体験的な活動における指導的な役割を担っていくことが、体験的な活動の成果を高め、社会参画を目指す 行動力を育てることにもつながる。

7:人権感覚の高揚と定着を図るために道徳の時間における指導を生かすこと

体験的な活動は、総合的な学習の時間や特別活動の時間に実施されることが多いが、心の問題として人権感覚を 育てていくためには、人間としての在り方や生き方という視点から道徳の時間を工夫し、体験的な活動と連携を図る ことが効果的である。

道徳の時間の主たるねらいは道徳性の育成とその道徳的実践力の向上であり、その内容項目は、人権教育の学 習内容と密接に繋がるものが多数含まれている。このような道徳の時間本来の計画的・継続的な指導を通して、発 展的な課題として人権課題への動機付けや価値への自覚の深まりを図ることは、体験的な活動を主体的なものとし ていくためにも必須の指導である。

(3) 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫

事例26:幼児期における取組

幼児期は、遊びを中心とする生活の場で人権感覚を育むことが望まれる。以下は、絵本の読み聞かせをする中で、 共感能力等を涵養する取組事例である。

1 テーマ 絵本に親しむ

2 目的と概要

「絵本に親しむ」活動を通じて、人と人との温もりのある言葉のやりとりの心地よさに気付き、「伝え合う力」、「相手を思いやってかかわる力」、「社会的共感能力」の基礎を育む。

3 所要時間 / 教科等

中/-

- 4 準備するもの
 - 1日目 絵本
 - 2日目 図書館への依頼、図書館職員との打合せ、貸し出しカードの作成(保護者対応)
- 5 進め方
- (1日目)

園で揃えた絵本の中から、読みたいものを幼児に選ばせ、各自絵本を楽しませる。(3・4 歳児については、 「絵本に親しむ」活動の初めての回のみ保護者や教員と選ばせる。)幼児が、夢中になって絵本の世界に 入り込めるよう、適宜必要な助言を与える。

絵本を読む中での幼児の気付き・つぶやきを聴いて回る。幼児が考えたこと・感じたことを自由かつ率直 に表現できるよう、肯定的な態度で聴く。

幼児のそれぞれの表現を受け止め、認めていく。

(2日目)

図書館に行く。

図書館職員の方に絵本を読んでいただく。(日常とは異なる環境での読み聞かせは、幼児に新鮮な思いを 抱かせる効果が期待できる。)

各自の貸し出しカードを持たせ、図書館の本を選ばせる。(「自分の貸し出しカードを持つ」ことで、図書館 へ来る楽しみが生まれ、家族と来館する契機となることが期待できる。)

6留意点。

(1日目)

担任等は、幼児が楽しみながら自己表現ができ、心や体をしなやかにする心地よさを味わえるよう配慮する。

(2日目)

- 保護者一日体験の行事等として行うと、家庭における「読み聞かせ」の契機になる可能性がある。
- 館内では、静かに行動する等、公共の場でのマナーを予め指導しておくことが必要である。
- 幼児の貸し出しカードは、基本的に保護者に用意していただくこととなるが、家庭の状況等に配慮し、場合により柔軟な対応を行うことも必要である。

事例27:小学校低学年における取組

小学校低学年において、肯定的かつ受容的に自他を受けとめる児童を育てることをめあてとした取組である。

- 1 テーマ ぼく・わたしを発見する
- 2 目的と概要

「自慢できること」、「びっくりしたこと」など、自分のこと、自分が体験したことを記入させる記入カードを使用して、自 分の様々な面を見つめさせ、発表させるとともに、自分や友だちについて発見したこと等を確認する。個々の個性や 良さをお互いに理解し合う中で、自己肯定感や他者に対する受容性を養う。

3 所要時間 / 教科等

短/特別活動 等

4 準備するもの

記入カード

- 記入カードには、自分のことについて答えさせる次のような質問を載せる(質問数は6問程度)。
- 【質問項目例】
 「一番自慢できることは?」、「びっくりしたことは?」、「一番いい思い出は?」、「一番楽しい(幸せな)場所
 は?」、「いっぱいしたこと(がんばったこと)は?」、「自分のことで、みんなに知ってほしいのは?」
- 各質問ごとに、答えを記入するための記入欄を設ける。

5 進め方

教員の話(教員自身の体験をベースにした話)を聞き、本時の学習課題を知る。 記入カードへの記入のしかたの説明を聞き、各質問項目について記入する。 各質問項目ごとに、記入した内容について発表する。ただし、発表したくない項目については、パスできる。 発表者が言い終わると全員で『そうなんだ』と声を揃えて言う。 自分や友だちについて発見したことや感想を書く。 書いたことを発表し合う。

6 留意点

記入カードの記入欄は、吹き出し形式にする等、記入しやすいよう工夫する。

質問事項については、生徒や学級の状況によって適切に工夫する。その際、「自己肯定感」や「多様性に対す る受容的態度」を養うという目的に合致している項目かを考慮する。

カードに記入させている間、個々の児童の様子を見ながら、ていねいに個別指導を行う。

受容的な雰囲気の中で展開されるよう配慮する。

事例28:小学校高学年における取組

概念理解が進み、抽象的思考が深まる小学校高学年において、地球規模の問題である環境問題についての学習 を行う。日常の生活圏を越え地球規模で繋がる問題についての認識を深め、そこで培われた問題意識で日常生活を 照射し、各自の生き方・在り方を考えさせる取組である。

1 テーマ 環境問題から考える「共に生きる社会」

2 目的と概要

環境問題について、「共に生きる」という視点で自分の問題として考えさせる。世界各地で起きている環境問題の原 因がどこにあるのか、自分たちの生活とどのように繋がっているのかを学んだ上で、人類の未来に責任を負うという 視点から認識を深めさせ、共に生きるために自分ができることを考えさせる。

グループで協力して調べ、発表する、各グループの成果物を互いに評価し合うなどの活動も取り入れ、共生感覚の 涵養と実践力の育成を目指す。

3 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動等

4 準備するもの

- 世界各地の環境問題をテーマにした 30 分程度の視聴覚教材(又は講師への依頼)
- 壁新聞作成に必要な文房具(模造紙・マジック・糊等)
- 5 進め方

導入的指導として、世界各地の様々な環境問題とその原因等についての概略説明などを行う。また、グループ ごとの課題研究となることを予告する。

視聴覚教材を視聴する(又は講話を聴く。)。

4~6人ずつのグループを作る(グループの数は偶数になるようにする。)。

グループに分かれ、環境問題に関する新聞記事や書籍等を持ち寄り、各自が特に興味・関心を抱いた記事を 選び、どのような点で興味・関心を持ったかについて意見を述べ合う。

各グループで、取り上げる環境問題を一つ選定する。

取り上げた環境問題に関し、地域生活の中での問題の現れについて聞き取り調査を行ったり、国内外における 問題の様子について、インターネットや図書館の書籍等で調べたりする。

取り上げた環境問題を題材として壁新聞を作る。「テーマ」、「テーマを選んだ理由」、「調べ学習でわかったこと」、「コメント(私たち自身の問題として)」、「今の私たちにできること」の5点は必ず紙面に入れる。

作成した壁新聞を一斉に張り出す。

グループを、発表担当グループと聴き役担当(質問担当)グループの2つに分ける。両グループの数は同じに なるようにする。発表担当は作成した壁新聞の内容について発表する。聴き役担当は、発表担当の各グルー プを順に廻って発表を聴き、質疑応答の後、発表の内容でよかった点について述べる。

一巡したところで担当を交替し、発表、質疑応答等を同様に行う。

教員によるまとめを行う。

6 留意点

- 環境問題について、単なる知識上の理解のみで終わらないよう、また、「共に生きる」というテーマから外れることがないよう指導する。時空を超えて想像力豊かに環境問題を捉え、自分の生き方・在り方の問題として引き付けて考えることができるよう、教員は、動機付けやテーマ設定、調べ学習、まとめ等の過程において適切な指導を行う。
- 環境問題は、身近な地域の問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その探求の仕方も自然科学的な アプローチや政治・経済的なアプローチなど多岐にわたる。このため、児童の状況等に応じ、テーマの枠を 設定するのも一つの方法である。
- 小学4年理科のエネルギー分野の学習等、教科学習との連動も図りながら展開することも考えられる。
- ねらいに応じて、海岸の漂流物拾いを兼ねた海岸清掃、ゴミ焼却場等の見学等を計画に入れてもよい。

事例29:中学校における取組

パソコンや携帯電話などの情報機器を個人で所有する者も多くなり、ネットへのアクセス等の機会も増える中学生 を対象に、情報モラルの大切さを指導する取組である。

1 テーマ 情報モラルの大切さを学ぶ

2 目的と概要

インターネットの特性及び個人情報保護の必要性を知り、情報モラルの重要性を理解させる指導の取組を通じ、情報に関する倫理観を養う。また、高度情報化社会の光と影について理解を深めさせ、情報の真偽を適切に判断し、情報手段を適切に活用できる能力と態度を育てる。

3 所要時間 / 教科等

中/技術·家庭(技術分野)等

4 準備するもの

- 個人情報の入った仮想 Web ページ
- 「情報モラル研修教材」(独立行政法人教員研修センターのホームページにて公開)
- ワークシート

5 進め方

(仮想 Web ページを使った指導)

人情報の入った仮想のクラス Web ページを閲覧し、これをインターネット上で公開することによる利点・問題 点について考える。

Webページの中の不適切な内容について考えて発表する。

- * 生徒の肖像、電話番号·住所等
- このWebページを公開したとき、どのような問題が起こりうるかについて考え、発表する。
- * 画像へのいたずら、個人の自宅・連絡先等に向けた嫌がらせ、名簿業者を通じた個人情 報の売買と 購入業者による悪用など

個人情報を情報通信ネットワーク上で公開することの影響について考えをまとめ、個人情報とは何かについて理解を深める。

(「情報モラル研修教材」を使った指導)

独立行政法人教員研修センターのホームページで公開している「情報モラル研修教材」の擬似体験ページ を閲覧し、個人情報流出の危険性や恐ろしさを実感をもって理解する。

* 誰にでも当たる懸賞コーナー、友だち探しチャット、携帯電話のメールからの個人情報の流出、身に覚え のない請求

ネットワーク社会において各自が気を付けていくべきことをワークシートに書き込み、発表し合う。 教員の講義によりネットワーク社会の光と影について整理する。

6 留意点

小学校段階からの情報モラル教育の基盤の上に、インターネットによる加害者・被害者とならないための判断 力を身に付けさせる。 個人情報の入ったクラスの仮想 Web ページは、自分たちの問題として引き付けて考えさせるため、実際のクラスのものに多少の変更を加えて教材化してもよいが、予め保護者等の許可を得るなどの事前準備が必要である。

個人情報の流出事件の報道記事を提示することも、自分自身の課題として生徒に考えさせる一方法となる。 技術・家庭以外の各教科等においても、情報モラル教育の充実を図ることが必要である。

参考:プライバシー保護と個人データ流通についての原則

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン(1980年9月 OECD 理事会勧告附属文書) 第2 部 国内適用における基本原則」より

- 学校内における様々な活動の中で、個人情報の取扱いやプライバシーに配慮することはきわめて重要であり、 教職員は、プライバシー保護の問題に関し、十分な認識を有していなければならない。同時に、児童生徒に対しても、発達段階に応じ、情報化社会における個人情報保護等の問題について、適切に指導していく必要がある。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン(OECD 理事会勧告附属文書(1980 年 9 月)」は、プライバシー保護等に関する国際的な基本原則を定めたものであり、我が国の個人情報保護法の考え 方のベースともなったものであって、教職員の研修や、児童生徒への情報教育等の取組の中で、この原則を題材 に学習を行うことも非常に有意義と考えられる。
- 全22条からなるこのガイドラインにおいては、総論や国際的適用における基本原則などのほか、国内適用の場合についても8項目からなる基本原則が示されているが、それらに共通するのは、自分に関する情報は自分でコントロールするという考え方である。情報化が進む現代社会にあっては、どのような場合に自分に関する情報をどこまで提供するのかを判断できなければ、個人が様々な不利益を被ることになりかねない。これらの原則に関する学習を通じ、プライバシー保護のルールについて理解を深めるとともに、自らの情報を適切に管理する技能を身に付けていくことが求められる。

1. 収集制限の原則 (ガイドライン第7条)

個人データの収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

2. データ内容の原則 (ガイドライン第8条)

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

3.目的明確化の原則〔ガイドライン第9条〕

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならず、その後のデータの利用 は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更ごとに明確化された他の目的の達成 に限定されるべきである。

4. 利用制限の原則 (ガイドライン第 10 条)

個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

(a) データ主体の同意がある場合、又は、

(b)法律の規定による場合

5. 安全保護の原則 (ガイドライン第 11 条)

個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置 により保護されなければならない。

6. 公開の原則(ガイドライン第12条)

個人データに関わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が 容易に利用できなければならない。

7. 個人参加の原則 (ガイドライン第13条)

個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- (b)自己に関するデータを、(i)合理的な期間内に、(ii)もし必要なら、過度にならない費用で(iii)合理的な方法

で、かつ、(iv)自己に分かりやすい形で、自己に知らしめられること。

- (c)上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を 申立てることができること。
- (d)自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、 修正、完全化、補正させること。
- 8. 責任の原則 (ガイドライン第14条)

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

事例30:高等学校における取組

高校生を対象に、現代社会が直面している問題を、法的な観点も含めて考えさせることにより、社会規範の相対性と「人権」の持つ普遍性についての認識を深めさせることを目当てにした取組事例である。

1 テーマ 生命倫理について考える

2 目的と概要

科学技術の急速な発達に伴い、生命倫理をめぐる諸事案が深刻な社会問題となっている。社会事象の持つ多面性 に気付かせるとともに、ディベートの手法を採り入れることにより、命をめぐる問題について自らの課題として引き付 けて考えさせる。

3 所要時間 / 教科等

中(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動等

4 準備するもの

PC 室(インターネット検索)、図書室(参考図書検索)の使用予約(1時間)

5 進め方

現代社会が直面する生命倫理をめぐる諸問題(遺伝子操作、クローン、臓器移植、尊厳死、安楽死、代理出産 等)を提示する。

ディベート(模擬裁判)と、最終的な発表形態となる新聞について解説する。

協議の上、テーマを2つに絞り込み、生徒は2グループに分かれる。

各テーマごとに、グループのメンバーをさらに肯定派・否定派・中立派の3派に分ける。各派の人数は均等になるよう調整する。

各派ごとに資料を収集し、肯定派と否定派は、発表用資料を作成する。 資料収集に当たっては、法的側面も含めて、客観的資料を幅広く収集するよう指導する。

教員は、発表用資料を点検指導し、中立派には、それを基に質問書を作成させる。

肯定派・否定派は、それぞれ対立する派の発表資料に対する反論書を作成し、当日のシナリオを検討する。

1つめのテーマについて裁判形式(肯定派には弁護側、否定派には検察側、中立派には裁判官の立場での模 擬裁判形式)で討議する。

2 つめのテーマの裁判(弁護側、検察側、裁判官)を担当している生徒は、1 つめのテーマの裁判討議中、陪審 員と新聞記者を担当する。この生徒たちには、疑問点など質問する機会を与える。

陪審員担当の生徒は、最後に評決を行い、裁判官は、陪審員による評決を参考に、法的根拠を明示した理由 書を付して判決を下す。

陪審員担当の生徒は、評決と判決についての感想をまとめる。

新聞記者担当の生徒は、評決・判決・感想を含めてこれまでの経緯等を記事にまとめる。

2つめのテーマについても同様に行う。

新聞を発行し、教師によるまとめを行う。

6 留意点

- 科学技術の発達と生命倫理を巡る問題が生じる背景には、倫理、社会、文化、政治、経済等様々な要素がある。
 生徒の状況によっては、論拠となるポイントを適切に押さえているか等の指導が臨機応変に必要である。
- 基本的人権や生命の重み等から外れた議論になることがないように、また、単なる知識・理解に止まることなく、 最終的には、自分の問題として捉えられるよう適切に指導する。

【資料】「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」

ジュネーブ大学の Lマサランティ教授(心理学専攻)を指導者とする研究班が、NGO の一つで人権教育の研修や 普及に活躍している EIP(平和の手段としての学校のための世界協会)と協力して 1979 年に開発・公表した簡易テキ ストによる世界人権宣言である。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できる ために、フランス語での日常会話で使われている約2

500 語だけで人権宣言をやさし〈書き換えている。さらに 30ヶ条からなる人権宣言の内容を5つのカテゴリー(あなた、家庭、社会、国、世界)に分類し、一部は順序を入れ替えるなど、理解しやすくなるための工夫をしている。ただし、日常生活で使う基本的な言葉だけで人権宣言の内容を十分にあらわすことには当然無理もあるので、人権宣言の原文もあわせて読めるように並べて印刷されている。小学生から大人まで、誰もが学習に使える教材である。なお、EIP から英語版も刊行され、広く世界的に活用されてきている。英語版も掲載しておくので、英語の授業等でも活用していただきたい。

第1条(世界) 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。

(原文) すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条(あなた) あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。

(原文) すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条(社会) だれにもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたもだれかを自分の奴隷にすることはできません。

(原文) 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条(社会) あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利はだれにもありません。あなたも、 だれであれひとを拷問することはゆるされません。

(原文) 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第7条(国) 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。

(原文) すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利 を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかな る行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条(国) 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって 自分を守ってくれるように要求することができます。

(原文) すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条(あなた) 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。

(原文) 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条(社会) あなたがもし裁判にかけられるようなことがあっても、その裁判は秘密に行われてはなりません。 あなたを裁く人は、 だれからもさしずを受けてはなりません。

(原文) すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平 な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条(あなた) あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうったえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。

(原文) 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第6条(あなた) どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。

(原文) すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第12条(あなた) もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書 いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利 があります。

(原文) 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条(あなた) あなたは自分の国のうちを、好きなように行ったり来たりする権利をもっています。 あなたは自 分の国を離れて、別な国へ行〈権利をもっています。 またそうしたければ、 ふたたびもとの自分の国へもどることもで きます。

(原文) すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条(あなた) もしだれかがあなたに害を加えて苦しめるときには、あなたは別の国へいって、あなたを守って くれるようにたのむ権利をもっています。あなたがだれかを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切に し、守らないときには、あなたはそのような権利をもちません。

(原文) すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条(あなた) あなたはひとつの国の国民となる権利をもっています。また、だれももっともな理由がないのに、 あなたが自分でねがって他の国の国民になろうとするのをさまたげることはでさません。

(原文) すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条(家族) だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる 権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、ま ったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれ かをむりやり結婚させることはできません。

(国) あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです。

(原文) 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第25条(家庭) あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。

(原文) すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条(あなた) あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を 学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させ ることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを 教えられるべきです。

(家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

(原文) すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償 でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるもの でなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 17 条(あなた) あなたは、他のだれもと同じように、いろんなものを自分のものとしてもつ権利をもっています。 だれにもそれをあなたからうばいとる権利はありません。

(原文) すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条(あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりで、あるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

(原文) すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する 自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を 表明する自由を含む。

第19条(あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。 だれもあなたがそうするのを禁止することはできません。

(社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

(原文) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条(国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

(原文) すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

何人も、結社に属することを強制されない。

第21条(あなた) あなたは、たとえば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を 選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国のことがらに積極的 に参加する権利をもっています。

(国) これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人がだれの名前を書いたかを知られることがない自由な投票によって表現するものです。投票は男か女かにかかわりな〈平等で、だれもがおこなうことができます。

(原文) すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第23条(あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、 自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護 を受ける権利を有する。

すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受 け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条(社会) 労働時間はあまり長すぎてはなりません。というのはだれもが休息する権利をもっているのであり、定期的に給料をもらいながら休みを取れことができるべきだからです。

(原文) 何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息および余暇を得る権利を有する。

第27条(社会) あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同でおこなったことがらから利益を得ることが許されるべきです。

(あなた) あなたの作品はあなたのものとして守られるべきであり、あなたはそれらから利益を得ることが許される べきです。

(原文) 何人も、自由に、社会の文化的生活に参加し、芸術を楽しみ、かつ科学の進歩とそれの恩恵にあずかる 権利を有する。

何人も、自己が創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的および物理的利益の保護をうける権利 を有する。

第22条(社会) あなたが住んでいる社会は、あなた、および、あなたの国に住んでいるすべての男の人、女の 人に与えられているあらゆる便宜(文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえでの)を、あなたが発展さ せ、享受するのを助けるべきです。

(原文) 何人も、社会の一員として、社会保障をうける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的潴力を通じて、 また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会 的および文化的権利の実現に対する権利を有する。

第25条(あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が 亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、 助けてもらう権利をもっています。

(原文) すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第28条(世界) あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、 それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。

(原文) すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利 を有する。

第29条(あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んで いるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

(原文) すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として 法律によって定められた制限にのみ服する。

これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条(世界) 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどとすることは許されません。

(原文) この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の 破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第2条(世界) したがって、たといあなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮層の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

(原文) すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、 門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利 と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなん らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差 別もしてはならない。

(英語版) The Universal Declaration of Human Rights in Daily Language

Article 1

World When children are born, they are free and should always be treated in the same way.

All human beings are born free and equal in dignity and rights.

They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood. Article 3

You You have the right to live, to live in freedom and in safety.

Everyone has the right to life, liberty and security of person.

Article 4

Society Nobody has the right to make you their slave and you cannot make anyone your slave.

No one shall be held in slavery or servitude, slavery and the slave trade shall be prohibited in all their forms. Article 5

Societv Nobody has the right to torture you, that is, to hurt you, and you cannot torture anyone.

No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.

Article 7

The law is the same for everyone: it should be applied in the same way for all. Country

All are equal before the law and are entitled without any discrimination to equal protection of the law. All are entitled to equal protection against any discrimination in violation of this Declaration and against any incitement to such discrimination.

Article 8

Country You can ask for legal protection when the law of your country is not respected.

Everyone has the right to an effective remedy by the competent national tribunals for acts violating the fundamental rights granted him by the constitution or by law.

Article 9

You Nobody has the right to put you in prison, to keep you there, to send you away from your country, unjustly or without a reason.

No one shall be subjected to arbitrary arrest, detention or exile.

Article 10

Society If you must go on trial, this should be done in public. The people who try you should not let themselves be influenced by others.

Everyone is entitled in full equality to a fair and public hearing by an independent and impartial tribunal, in the determination of his rights and obligations and of any criminal charge against him.

Article 11

You You should be considered innocent until it can be proved that you are guilty. If you are accused of a crime, you always have the right to defend yourself. Nobody has the right to condemn you and punish you for something you have not done.

(1) Everyone charged with a penal offence has the right to be presumed innocent until proved guilty according to law in a public trial at which he has had all the guarantees necessary for his defence.

(2)No one shall be held guilty of any penal offence on account of any act or omission which did not constitute a penal offence, under national or international law, at the time when it was committed. Nor shall a heavier penalty be imposed *than the one that was applicable at the time penal offence was committed.* Article 6

You You should be protected in the same way, everywhere and like everyone else.

Everyone has the right to recognition everywhere as a person before the law.

Article 12

You You have the right to ask to be protected if someone wants to force you to change: the way you are; what you and your family think or write.

Nobody can enter your house without a reason.

No one shall be subjected to arbitrary interference with his privacy, family, home or correspondence, nor to attacks upon his honor and reputation. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks. Article 13

You You have the right to come and go as you wish in your country.

You have the right to leave your country for another one; and you can return to your country if you want.

(1) Everyone has the right to freedom of movement and residence within the borders of each state.

(2) Everyone has the right to leave any country, including his own, and to return to his country.

Article 14

You If someone hurts you, you have the right to go to another country and ask it to protect you.

You lose this right if you have killed someone and if you, yourself, do not respect what is written here.

(1) Everyone has the right to seek and enjoy in other countries asylum from persecution.

(2) This right may not be invoked in the case of prosecutions genuinely arising from non-political crimes or from acts contrary to the purposes and principles of the United Nations.

Article 15

You You have the right to belong to a country and nobody can prevent you, without a good reason, from belonging to another country if you wish.

(1) Everyone has the right to a nationality.

(2) No one shall be arbitrarily deprived of his nationality nor denied the right to change his nationality.

Article 16

Family As soon as a person is old enough to have children, he or she has the right to marry and have a family. In doing this, neither the color of your skin, nor the country you come from has any importance. Men and women have the same rights when they are married and also when they are separated.

Nobody can force a person to marry.

Country The government of your country should protect your family and its members.

(1) Men and women of full age, without any limitation due to race, nationality or religion, have the right to marry and to found a family. They are entitled to equal rights as to marriage, during marriage and at its dissolution.

(2) Marriage shall be entered into only with the free and full consent of the intending spouses.

(3) The family is the natural and fundamental group unit of society and is entitled to protection by society and the State. Article 25

Family You have the right to have whatever is necessary so that you and your family: do not fall ill and so that you are looked after when you are ill, are not hungry; are not cold; have a house.

The mother who is going to have a baby and her baby when it is born, should be helped. All children have the same rights, even if the mother is not married.

(1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control. (2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock,

(2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.

Article 26

You You have the right: to go to school; to take advantage of compulsory education without having to pay anything. You should be able to learn a profession or continue your studies as far as you wish. At school, you should be able to develop all your talents and you should be taught to get on with others, whatever their religion or the country they come from.

Family Your parents have the right to choose how you will be taught, and what you will be taught at school.

(1) Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory. Technical and professional education shall be made generally available and higher education shall be equally accessible to all on the basis of merit.

(2) Education shall be directed to the full development of the human personality and to the strengthening of respect for human rights and fundamental freedoms. It shall promote understanding, tolerance and friendship among all nations, racial or religious groups, and shall further the activities of the United Nations for the maintenance of peace.

(3) Parents have a prior right to choose the kind of education that shall be given to their children.

Article 17

You Like everyone else, you have the right to own something and nobody has the right to take it from you.

(1) Everyone has the right to own property alone as well as in association with others.

(2) No one shall be arbitrarily deprived of his property.

Article 18

You You have the right to choose your religion freely, to change it, to practise it as you wish, on your own or with other people.

Everyone has the right to freedom of thought, conscience and religion; this right includes freedom to change his religion or belief, and freedom, either alone or in community with others and in public or private, to manifest his religion or belief in teaching, practice, worship and observance.

Article 19

You You have the right to think what you want, to say what you like, and nobody can forbid you from doing so. Society You should be able to exchange your ideas with men and women from other countries, no matter where they live.

Everyone has the right to freedom of opinion and expression; this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive and impart information and ideas through any media and regardless of frontiers. Article 20

Country Nobody can force a person to belong to a group but everyone has the right: to organize meetings; to take part in a meeting if he or she wants to, to meet in order to work together in a peaceful way.

(1) Everyone has the right to freedom of peaceful assembly and association.

(2) No one may be compelled to belong to an association.

Article 21

You You have the right to take an active part in your country's affairs: by belonging to the government; by choosing politicians who have the same ideas as you; by going to vote freely to show your choice.

Country These actions should express the will of all the people by a secret vote. Men's and women's votes are equal and everyone can vote.

(1) Everyone has the right to take part in the government of his country' directly or through freely chosen representatives.

(2) Everyone has the right of equal access to public service in his country.

(3) The will of the people shall be the basis of the authority of government; this will shall be expressed in periodic and genuine elections which shall be by universal and equal suffrage and shall be held by secret vote or by equivalent free voting procedures.

Article 23

You You have the right to work, to be free to choose your work, to receive a salary which allows you to live and support your family.

Society If a man and a woman do the same work, they should receive the same salary. All people who work have the right to group together to defend their interests.

(1) Everyone has the right to work, to free choice of employment, to just and favorable conditions of work and to protection against unemployment.

(2) Everyone, without any discrimination, has the right to equal pay for equal work.

(3) Everyone who works has the right to just and favorable remuneration ensuring for himself and his family an existence worthy of human dignity, and supplemented, if necessary, by other means of social protection.

(4) Everyone has the right to form and to join trade unions for the protection of his interests.

Article 24

Society Each work day should not be too long, for everyone has the right to rest and should be able to take regular paid holidays.

Everyone has the right to rest and leisure, including reasonable limitation of working hours and periodic holidays with pay.

Article 27

Society Whether you are an artist, a writer or a scientist, you should be free to share the work with others and to profit from what you have done together.

You Your works should be protected and you should be able to benefit from them.

(1) Everyone has the right freely to participate in the cultural life of the community, to enjoy the arts and to share in scientific advancement and its benefits.

(2) Everyone has the right to the protection of the moral and material interests resulting from any scientific, literary or artistic production of which he is the author.

Article 22

Society The society in which you live should help you to develop and make the most of all the advantages (culture, money, protection of your person) which are offered to you and to all the men and women in your country.

Everyone, as a member of society, has the right to social security and is entitled to realization, through national effort and international co-operation and in accordance with the organization and resources of each State, of the economic, social and cultural rights indispensable for his dignity and the free development of his personality.

Article 25

You You have the right to be helped if you cannot work: because there is no work; because you are ill; because you are ill; because you are too old; because your wife or husband is dead; for any other reason beyond your control.

(1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.

(2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.

Article 28

World So that your rights and freedoms are respected, in your country and all the other countries in the world, there must be an 'order' which can fully protect these rights and freedoms.

Everyone is entitled to a social and international order in which the rights and freedoms set forth in this Declaration can be fully realized.

Article 29

You This is why you also have duties towards the people you live amongst, who also allow you to develop your personality.

Society The law does not take anything away from Human Freedoms and Rights, but it allows everyone to respect others and to be respected.

(1) Everyone has duties to the community in which alone the free and full development of his personality is possible. (2) In the exercise of his rights and freedoms, everyone shall be subject only to such limitations as are determined by law solely for the purpose of securing due recognition and respect for the rights and freedoms of others and of meeting the just requirements of morality, public order and the general welfare in a democratic society.

(3) These rights and freedoms may in no case be exercised contrary to the purposes and principles of the United Nations.

Article 30

World In all parts of the world, no society, no human being can take it upon himself to destroy the rights and freedoms which you have just been reading about.

Nothing in this Declaration may be interpreted as implying for any State, group or person any right to engage in any activity or to perform any act aimed at the destruction of any of the rights and freedoms set forth herein. Article 2

World Therefore, everyone has the right to possess or to take advantage of all that has just been said:

even if he or she does not speak your language

even if he or she does not have the color of your skin

even if he or she does not think like you

even if he or she does not have the same religion as you

even if he or she is poorer or richer than you

even if he or she is not from the same country as you.

Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, color, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.

(Adapted from a text prepared by Professor Massarenti, University of Geneva, for the World Association for the School as an Instrument of Peace.1979)

教育委員会及び学校における研修等の取組

1.総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備

参考:教育委員会の人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例

人権教育に関する施策を進めるに当たり、各教育委員会においては、施策の基本的な方針を策定するとともに、これに基づく推進計画をとりまとめ、総合的・計画的な施策の推進を図ることが肝要である。

基本的な方針の策定に際しては、人権教育・啓発推進法や国の基本計画等を踏まえるとともに、すべての教育活動が人権尊重の立場から着実に推進されるようにすること、一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念について理解を深め、行動できるようにすることを基本的な方向として示す必要がある。

また、推進計画の作成に際しては、学習プログラムの開発、教材・資料の整備、効果的な教職員研修プログラムの 策定など、推進すべき施策の内容・方法等に関し基本的な事項を定め、これを明示することが重要である。

以下に示すのは、施策推進の基本方針とこれに基づく推進計画とを併せて策定する際における盛り込む事項の例である。

人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例

1.人権教育推進の基本理念

2. 基本的推進方向

人権問題の現状

人権教育の目標と基本的な視点

人権教育の基本方向

- ・ 教育を受ける権利の保障
- ・ 人権が尊重される教育
- ・ 人権及び人権問題を理解する教育
- ・ 人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育

3.課題別人権教育の推進

*地域の実情に即して、適切な取組を推進。

4.施策の基本方向

学校・園における人権教育に関する施策

- ・ 学習プログラム・教材の開発
- ・ 教職員研修と推進システムの充実
- ・ 家庭・地域等との連携及び校種間連携の推進
- ・ 開かれた学校・園づくりの推進

家庭、地域社会における人権教育に関する施策

- ・ 子育て支援
- 生涯学習支援
- ・ 指導者の育成
- ・ 人権のまちづくりへの協力
- ・ 人権関連資料の整備

参考:学校に対する人権教育推進状況調査の項目例 学校に対する人権教育推進状況調査の項目例

1. 推進体制に関すること

学校の教育目標に人権教育の基本的な方針が示されているか。 児童生徒や地域の実態に応じた人権教育全体計画及び年間指導計画が作成されているか。 人権教育推進のための企画・運営や、人権侵害に対して組織的に対応できるよう、人権教育担当者を配置し ているか。

人権教育が系統的に推進されるような推進組織があるか。

2.指導に関すること

各学年で人権学習が適切に実施されているか。 児童生徒の人権及び人権学習に関する実態を把握するための調査を実施しているか。 実施後の点検・評価・効果測定に取り組んでいるか。 教育内容の系統化や交流学習の実施等で、校種間連携を図っているか。

3.研修·研究に関すること

教職員の人権意識の高揚など人権教育に関する年間研修プログラムが作成されているか。 校内研修の内容・形式・回数の状況はどうか。 授業に活用できる教材・資料を収集したり、人権に関する書籍を備えたりし、環境整備に取り組んでいるか。 研修・研究の成果についての評価は適切に実施されているか。

4.家庭・地域等との連携に関すること

人権に関する教育上の諸問題や身近な人権問題について、啓発を行っているか。 各学年の人権学習の取組について、情報提供を行っているか。 PTA 活動等で、人権に関わるテーマを取り上げているか。 外部講師を招聘して授業や研修会を行っているか。どのような講師を招聘しているか。 家庭・地域等との連携の状況について、評価は適切に実施されているか。

5. 教育委員会との連携に関すること

人権教育の推進に関する通知文についての内容の周知を図ったか。 教育委員会から配付された指導資料等の活用を図っているか。

2. 各学校の成果に関する情報の発信

(1)学校への発信・普及

事例 31: 先進的な取組を推進している学校に対する研究指定

1 目的と概要

地域で先進的な取組を推進している学校に対し、人権教育推進校としての研究委嘱を行うとともに、その研究内容 や成果等に関する情報を域内の学校に発信し、地域全体のレベルアップに役立てる。

2 研究主題の例

人権侵害に直接ふれている研究主題

- 『人権侵害を許さない』実践力・行動力のある子どもの育成
- 地域に生きる心豊かな子どもの育成 人権侵害のない社会を目指して -
- こころに着目した研究主題
 - 豊かな心を持ち、自ら進んで実践できる子どもの育成
 - 豊かな心を持ち、真実を求め、ともに未来を拓く子どもの育成
 - 自他を思いやる心を持ち、共に生きるこころ豊かな子どもの育成 自尊感情・自己発現に視点を当て て -
 - 思いやりの心を持ち、主体的によりよく生きる子どもの育成 体験的な活動を生かした人権教育の実 践を通して -
 - かかわる 見つめる 自己の確立へ 地域社会とともに進める心の教育 -

自分自身や自分以外の人とのかかわりに着目した研究主題

• 自己をみつめ、よりよく生きようとする子どもの育成

- 自分を大切に 友達を大切にする子どもの育成
- 認め合い、支え合う豊かな人間関係を育み、人権感覚を高めあう学級づくり 構成的グループエンカウンターの手法を用いて -
- 自他の違いやよさに気付き、人とのかかわりを大切にする子どもの育成 認め合い、伝え合い、学び 合う活動の工夫 -
- 自分を取り巻く人たちとの共生を目指し積極的に自己実現できる子どもの育成 交流・体験活動から 始まる人権尊重 -
- 人に優しい生き方を身につけ、たくましく生きる子どもの育成
- 支え合い、共に生きる社会の実現に向け行動できる子どもの育成 一人一人の人権を大切にして -
- 自分大好き 友達大好き 人間大好き

個別の人権課題を切り口にした研究主題

- 障害のある人や高齢者とのかかわりを通した人権教育の取組 様々な人権問題を主体的にとらえる 視点を身に付けさせ、共に考え、共に生きようとする心をはぐくむ -
- 人権問題の正しい理解と日常的な実践 自らかかわりを求める主体的な子どもの育成 -
- 研究にかかわる人々に着目した研究主題
- 地域·家庭と連携した総合的な人権教育の創造
- 家庭·学校·地域·行政の四者が一体となった人権教育の推進
- 教科等の指導に着目した研究主題
- 学びと人権 学びの価値を実感する授業改革 -

事例 32:実践事例集・指導資料、学習プログラムの作成・配付

1 目的と概要

教育委員会が、その年度における域内の学校の取組の中から、他校のモデルとなるすぐれた実践事例を収集し、 それらをもとに事例集や指導資料、学習プログラム等を作成する。作成した資料は、各学校に配付してその活用を求 めることにより、先進的な取組の普及を図る。

2 資料の構成例

実践事例を豊富に収録した指導資料の構成例

人権教育について

- 1. 子どもたちの現状と課題
- 2. 人権教育の推進
 - (1)役割

人権に対する意識・意欲・態度の形成の基礎として、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にしあう態度や行動を育成するものとして推進する。

(2)観点

次の観点にもとづいて推進する

「自尊感情」、「生命の尊重」、「善悪の判断・規範意識」、「思いやり」、「コミュニケーション能力」、「共に生きる」、「権利と責任」、「社会貢献」

(3)観点別のねらい

人権教育に取り組むに当たって

- 1. 人権教育の効果的な実施のために
- (1)子どもと接する姿勢
 - 子どもを、背景を含めて理解する
 - 子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える
 - 子どもの自立を支援する
 - 子どもの人間関係づくりを進め、仲間づくりを支援する

(2)連携と対応の姿勢

- 保護者、地域社会の人々と連携する
- 組織として対応する
- 2. プログラム化にあたって

 (1)スキルの習得をめざして
 - (2)効果的な手法を取り入れて

人権教育の実践事例

- (各実践ごとに)
 - タイトル 単元名 ねらい プログラム(指導計画)例 教材(資料)例 取組例

人権学習プログラム集の構成例

人権教育について

- 1. 人権教育とは
- 2. 人権教育を通じて育てたい資質・能力
- 3. 人権教育の目標と重点
- 4. 人権教育における課題別目標例一覧
- 5. 学校における取組
 - (1)人権教育の自校の目標設定
 - (2)人権教育の推進組織と活動内容
 - 推進組織の例
 - 活動内容の例
 - (3)人権教育の全体計画・年間計画の策定
 - 全体計画の例(各学校種ごとに)
 - 年間計画の例(いくつかの学年を例に)

学習をすすめるにあたって

(1)ねらい・視点・配慮を明確にする

ねらい

幼児期から高校までの系統立てた内容とする(普遍的な視点からのアプローチ、個別的な視点からの アプローチのそれぞれについて系統化)。

• 視点

ねらいの達成をめざし、身に付けさせたい知識・態度・技能について、具体的に示す。

配慮

教育の中立性の確保、個人情報保護の観点等の観点から、教職員間で共通認識を図る。

- (2)学習プログラムの活用についてのポイント
- 各題材ごとのねらいについて
- 学習計画について
- 展開例について
- 資料等について

学習プログラム

(各題材ごとに)

題 材名 ねらい 学習計画 展開 資料・参考・発展・ワークシート

(2) 家庭·地域への発信·普及

事例 33: 広報誌の人権教育の月別連載記事

1 目的と概要

教育広報誌等に「人権教育のコーナー」を設け、毎月の連載記事を連載し、その時機に応じた話題・情報を発信することにより、人権教育に関する保護者や地域住民の意識の啓発を行う。

2 月別情報等の掲載例

月	行事 記念日等	掲載記事 テーマ例	掲載記事の内容等
4	新学期	個人の情報 を大切に	家庭との連絡票・連絡網に掲載する情報の取り扱い方についての留意 点、活用する際のマナーについて情報を伝える。
5	児童福祉 週間	子どもを守る 様々な機関	教育委員会、教育相談室・児童相談所・警察の相談機関等の内容と連絡 先の情報を伝える。
6	人権擁護 委員の日	知っています か?「人権擁 護委員」	人権思想を広め,人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護する活動に取り組んでいる人権擁護委員や子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」の活動内容と連絡先についての情報を伝える。
7	社会を明る 〈する 運動 強調月間	家庭・学校・ 地域が手を 結ぶために	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について 理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社 会を築くことを目指す"社会を明るくする運動"について、その趣旨や内容 を知らせる。
8	夏季休業 日中	人権作文に 挑戦しよう	法務省と全国人権擁護委員連合会が実施している「全国中学生人権作 文コンテスト」を紹介し、作文を書〈ことを契機に「いじめ」や様々な人権課 題等に関して家庭で話し合うことを勧める。
9	敬老の日 老人の日 老人週間	敬う心が時代 を拓く	9月15日の「老人の日」と21日までの「老人週間」の趣旨を知らせるとと もに、敬老の日の取組について知らせる。 実際の交流を通して高齢者に 対する正しい理解を深めることの意義を伝える。
10	法の日 法の日週 間	法に関する 教育の意義と 内容につい て	法に関する教育について、学校等における実践例を紹介し、その取組 が、規範意識の育成につながることについて知らせる。
11	児童虐待 防止月間	気付いたあ なたが知らせ ほしい	児童虐待が子どもに対する深刻な人権問題であることを知らせ、家庭だ けでな〈学校や地域等が連携を図り、子供たちを守ることについて知らせ る。
12	人権週間 人権デー	見つめよう 「私」の人権 感覚	12月4日~10日までの「人権週間」に地域で開催するシンポジウム、講 演会、座談会、映画会等の情報を伝え、積極的な参加を求め、人権にか かわる意識啓発を働きかける。
1	防災とボラ ンティアの	ボランティア に挑戦しよう	平成7年の阪神・淡路大震災において、その重要性が広く認識された各 種のボランティア活動について紹介し、生命の大切さや相互扶助の精神

	週間		の重要性を訴える。
2	1 年のまと めに向け て	人権作文入 賞者の紹介	8月に取り上げた「全国中学生人権作文コンテスト」の入選作品を紹介 し、人権にかかわる意識啓発を図る。年度末を向かえ当該広報誌に対す る感想や意見を募集する。
3	年度末の まとめ	本年度もあり がとうござい ました	4月~2月までの掲載記事に寄せられた感想や意見を紹介し、次年度へ とつなげていく。

事例34:「家庭教育の手引き」における人権教育の視点の反映

1 目的と概要

人権教育を効果的に推進していくためには、家庭との連携が重要なポイントとなる。教育委員会が、家庭教育についての保護者等向け手引き書を発行する際に、人権教育の視点からその内容を検討し、人権教育の視点を踏まえた家庭教育の重要性について保護者等の意識を高める。

• 活用方法

学校等の教育機関を通して保護者等に配付し、日常の子育てはもとより、保護者会や公開講座等 で資料として活用することを求めていく。教育委員会のホームページにも掲載し、必要に応じて、ど のような立場からも資料として活用できるように工夫する。

また、社会教育においても、この冊子をテキストとする講座を設け多様な視点から地域住民への啓 発を図る。

2 手引き書の内容例

(1)手引き書作成の視点

手引き書の内容を検討するに当たり、人権感覚の育成等につながる7つの視点から、内容を整理する。 (人権感覚等を育む家庭教育のための7つの視点)

家庭教育の果たす役割とは(それぞれの発達段階ごとに)

「基本的な生活習慣」の確立のために

「豊かなこころ」をはぐくむために

「対人関係」の確立のために

適正な「集団関係」 のために

「規範意識」をはぐくむために

望ましい「社会生活」を送るために

(2)手引き書に盛り込む内容

【例】 <親と子の心の対話 > 家庭教育の手引書

•子どもの発達段階に応じて、乳幼児編・小学校編・中学校編・青年編の4分冊を作成。

視点	乳幼児編	小学校编	中学校編	青年編
1 家庭 教育の	家庭教育の始まり は育児	家庭は支え合い、思 いやる心を育てる場	揺れる思春期を過ごす ために	現代の若者の実態
果たす役割とは(そ)	親だからこそできる こと	家庭は生活習慣や社 会性を身に付ける場	成長期の食事	自分勝手と自己主張
れぞれ の発達	目をかけ、手をか け、声をかけ	親は子どもをまず受け 止めて	思春期におこる身体の 変化	時代を担う頼もしい存 在
段階ご	子どもの居場所	安全と人に対する配	個性や長所を見付ける	今もう一度、家庭教育

		慮だけはしっかりと	ために	
	親としての楽しみ	子どものやる気と自主 性の芽を育てよう	将来の目標に向かって	最後の拠り所は家庭
[親として育つ	ほめ上手は育て上手	高校受験に向けて	どの家庭にもある青 年期の悩み
	こうなりそう、だから こうしよう	親子で学校や街ので きごとを共有しよう	放課後の過ごし方	親の願い子どもの願 い
2 基本 的な生	みんなで食べると おいしいね(食事)	最近の子どもたち	親子であいさつをかわ すために	子どもと積極的にか かわり合う
活習慣 の確立 のため	おしっこ・うんち一人 でできるよ(排泄)	基本的な生活習慣(規 則正しい生活)	中学生の生活リズム	親離れ、子離れ一人 前になること
- IC	こころも体もゆった り休もう(睡眠)	基本的な生活習慣(あ いさつ・言葉遣い)	中学生の言葉遣い	自立の基準
[きれいだと気持ちが いいね(清潔)	じょうぶなからだ	安心できる家に帰りた い	男女の自立
	子は親の鏡です		互いに分かり合いたい	
3 豊か なここ ろをは	子どもに「大好き よ!」のスキンシッ プ	親の感動を子どもへ	人としてやってはいけ ないこと許せないこと	人として大切なことを 教える
くくむた めに	愛情はこころの栄養	一緒に楽しむ	育てよう豊かな心	いのちの大切さ
	子どもをよく見て話 を聞いて	季節の行事を作ろう	心を育てる読書活動	健康が第一
	親子で散歩「自然」 と仲良しに	長い休みだからできる こと	大いに活用、公共施設	余暇を楽しむ
[絵本に親しみ心の 財産を増やす	子どもを本好きにする	芸術との出会い	いつまでも学ぶ姿勢 を大切に
	祖父母との触れ合 い	物より体験	人や自然とのかかわり	読書・芸術で心豊かに
4 対人 関係の	あいさつができる子 どもに	「短所」は「長所」	「いじめ」早期発見	子どものよさと可能性
確立の ために	しっかり返事ができ る子どもに	個性は光る・個性は伸 びる	いじめを許さない環境 づくり	友人関係を大切に
[自分の思いをはっ きり言える子どもに	自分をコントロールす る方法	学校・学級における居 場所づくり	親として必要なこと
	親子のコミュニケー ション	相談してみようかな	学校不適応·不登校へ の対応	成長するこころと体

	他の人とのかかわ りのある遊び	あいさつは心の窓	学校生活に占める部活 動の果たす役割	互いの人格を尊重す る
	子どものこころに共 感を	子どものサインが見え ますか?	専門家の力を借りて	誇りを育て、生きがい をもたせる
	しつけはその場で	それでも一番つらい のは「子ども」	一人一人が愛され期待 される存在	常に学び続ける親の 姿
5 道正 な集団	子どもの仕事は遊 ぶこと	地域の遊び場スポット	それぞれの家庭のル ールの確立	社会が求める人材に
関係の ために	自己主張する・我慢 する	たくさんある遊びの効 能	家族の一員として果た す役割	地域社会の役割と協 力
	友達づくりと集団遊 び	身に付けさせたいも のは何?	職場体験・ボランティア 活動で身に付ける力	社会貢献の心をはぐく むボランティア活動
	親は聞き上手に		明日の社会の担い手を 育てる	次世代のために
6 規範 意識を	親がお手本!	きまりを守って気持ち よく	自由と責任	親の果たす役割
はぐく むため に	ルールを守る - 良 いこと・悪いこと -	物の貸し借りは考えも の	中学生の身だしなみ	若者を取り巻く危険
	手始めは、簡単な 手伝いから	お金の使い方を身に 付けさせよう	社会の中で守るルー ル	我慢をすることの大切 さ
[テレビっ子にしない		身の回りに潜む危機	
7望ま しい社 会生活	地域や自然に親し む	友達づくりはまず大人から	自分の周りにいる人たち	親子であっても別人 格 - 違って当たり前 -
を送る ために	物づくりを通したふ れあい	子どもに見せよう地域 で活躍する姿	みんなまとめて自分の 子ども	自信と愛情をもって社 会へ送り出す
	みんなで楽しむ子 育て	地域の行事に参加し よう	安全な地域を作る	地域の一員として活 躍する
	野外活動のすすめ	地域の子どもは地域 で育てる	地域で夢をはぐくむ	
	共同作業の効果	便利だけれども危険 がいっぱい	地域づくりは家庭から	

3.効果的な研修プログラムの例

(1)内容別·目的別の研修

)人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修(児童生徒理解、人間関係づくり等の基本を学ぶ)

事例35:子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修(子どもたちがつながる - どうする か考えてみよう)

1 目的と概要

日常生活で発生する子どもたちどうしの対立の解決方法を、ワークシートを活用して子どもたちに考えさせる授業について、その指導案づくり等の研修を行う。体験参加型の研修として、教育センターや校内で小グループを 活用することが効果的である。

2 対象

小学校教員

3研修の内容・進め方

「もめごとの場面」の絵とふきだしが描かれたワークシートを活用してどのような授業を行うか(子どもたちに 考えさせるためどのように指導するか)、参加者に考えさせる。 授業の展開は、概ね、下のアウトラインによるものとする。



授業展開のアウトライン

活動	留意点
(1)絵を見て、どんな状況なのかを話し 合う	 自分たちの生活をふりかえりながら考えさせる。 一人一人の考えを大切にする。
(2)ふきだしに、せりふを書く	 自分の書きやすいふきだしから書きこませるようにする。
(3)書いたふきだしを発表する	• 様々な思いを認め合うようにする。
(4) 対立を解決する方法を話し合う	 「対立は悪いこと」というだけの結論にならないよう配慮 する。

一連の指導計画の中でこの授業案をどのように活用するか、活用例を考える。

*指導の成果が子どもたちの毎日の生活に活かされることとなるよう、指導計画の全体イメージ を作る。

もめごと(ぶらんこの取り合い)の場面以外の場面での指導案を作成する。

事例 36: 児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修(子どもたちがつながる② - 今どんな気持

ち?)

1 目的と概要

日常の学級経営の中で児童生徒間の豊かな人間関係づくりを促進するため、様々な資料(絵カード、ワークシート) を活用した取組を行う指導方法等について、研修を行う。

体験参加型の研修として、教育センターや校内で小グループを活用して行うことが効果的である。

2 対象

小·中学校教員

3研修の内容・進め方

様々な資料(絵カード、ワークシートなど)活用してどのような指導を行うか(子どもたちに考えさせるためどのように指導するか)、参加者に考えさせる。

指導の展開は、概ね、下のアウトラインによるものとする。

。 様々な資料の例

絵カード

- ふきだしのワークシート
- サイコロトークの絵



指導展開のアウトライン

*朝の会、帰りの会等での継続した取組として実施することも想定。

活動	留意点
(1)絵カードを見て、気持ちと場面につい て話し合う	 自分たちの生活と重ねて考えさせる。
(2) 絵カードの気持ちを考え、ワークシー トに書く	 一人一人の考えが大切にされるよう配慮する。
(3)気持ちの伝え方を考える	 いろいろな伝え方があることに気づかせる。
(4)考えた方法で気持ちを伝える	
(5)気づいたこと、感じたことについて話し 合う	 表情、しぐさなどでも気持ちがわかることに気づかせるようにする。
(6) いろいろな場面での気持ちの伝え方 を考える	

これらの取組を継続して行う際の取組方法について考える。 人間関係づくりのプログラムを作る。

参考:児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例

人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、児童生徒理解や集団づくりに関する事項に ついては、教員研修においても繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要である。 以下に示すのは、児童生徒理解・集団づくりに関し、研修を実施する際の研修テーマの例である。

児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例

1.児童生徒理解・集団づくりに向け系統立てた取組に関する参加型研修

子どもとつながる

- •教師が自分の姿を見せる
- •自分の子ども時代を温かく振り返る(他の人と聴き合いながら)
- •自尊感情・自己肯定感を高める
- •子どもと対話する姿勢(聴くと話すの基礎)
- •子どもと対話するためのレッスン
- •「読む、書く」ことでの子どもとの対話
- 子どもがつながる
 - ●対話のあるクラスをつくる
 - 子どもがつながるプログラムをつくる

集団づくりのために

- •子どもたちの人間関係をつかむ
- •集団づくりの方針をたてる
- •友だちの関係を図で表す
- •集団を分析する

2. 児童生徒理解・集団づくりに関する実践事例を基にした参加型研修

心をはぐくむあたたかな学級づくり

- •学級の人間関係を友好的にするには
- •対人関係スキルを身につけるには(人間関係トレーニング)
- •互いに支えあう力を身につけるには
- •ストレスに対処する力を身につけるには(ストレスマネジメント学習)
- •担任がひとりで抱え込まないためには

子どもや保護者との信頼関係づくり

- 子どもが と訴えてきたとき
- •子どもに事情を聴きたいとき
- •子どもと相談するとき

参考:授業等で配慮したいポイント例(人権尊重の視点から)

人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな 意味をもつこととなる。

教員は、日々の授業や学習活動、学級経営の中で、児童生徒に対する適切な配慮を行い、一人一人が大切にされ る学習環境づくりに努めなければならない。

これらを踏まえ、以下のような視点から、日々の授業等の在り方を繰り返し検証し、学習環境の改善に努めていく必要がある。

授業等で配慮したい人権尊重の視点からのポイント例

場面	内容	留意点
児童生徒の 呼名	子どもによって異なる 呼び方が不公平感等を 与えていないか (「〇さん」、「〇ちゃ	子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表 れることがある。 一人一人に不公平感等を感じさせない配慮が必要である。

	ん」、「つつ!」等)	
<u>座席替</u> えや グループ決 め	くじびき、名簿順等で決 めたり、児童生徒同士 で決めさせたりしていな いか	座席やグループを決める際には、児童生徒の個々の事情(視力・ 聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等)に十 分に配慮する必要がある。変更等を行う場合にもその判断を行うの は教員である。
教室での指 名	日付順、席順、名簿順 物理的条件等によって 指名していないか	常に児童生徒の応答を予想し指名を行う。求める内容に応じて、教 師が指名の方法を選択し、意図的・計画的に発言を求めていく。
机間(個別) 指導	机間指導の仕方に偏り がないか	児童生徒の求めに応じて机間指導を行うと指導の在り方に不均衡 が生じてくる場合がある。個別指導の記録をとり、意図的・計画的な 机間指導が行えるようにする。
児童生徒の 言動等に対 する改善点 の指摘	特定の児童生徒への改 善点の指摘を、他の児 童生徒に求めていない か (「(今の発言が)聞こえ ましたか?」等)	児童生徒の言動等への否定的な評価に基づく改善点の指摘をクラ ス内の他の児童生徒に求めていると、当該児童生徒に対する負の 評価観を、クラス内で固定化してしまうことにもつながっていく。この ような評価・指摘は、原則として教師自身が、自らの責任で行う。
時間配分・ 進行管理等 の判断	教員自らの判断を曖昧 にしていないか (「時間が来たので終わ りにしましょう」、「時間 が来たら知らせてくださ い」等)	学習活動に関する時間の配分や活動の開始・終了の周知は、教員 が自らの判断で行う。 個人面談等、一定の時間配分でものごとを進める場合においても、 その進行については、他者に委ねるのではなく、教員自身で管理を 行う。

)人権尊重の課題について認識を深める研修(知的理解を深める)

事例 37: 人権教育への取組姿勢を主体的にするための個別人権課題等に関する研修 - 教育委員会における研修の進め方 -

1 目的と概要

学校における人権教育の推進を図るためには、教員が様々な研修の機会を通じ、人権教育に主体的にかかわろうとする意欲や態度を高めていけるようにすることが大切である。特に人権侵害が厳然として存在する状況等を踏まえ、個別の人権課題等に関する正しい理解を深めるような教員研修の機会を提供することにより、人権教育に携わる上で必要とされる主体的な取組姿勢を喚起する。

2 教育委員会による研修等の進め方例

各学校の人権教育担当者を対象とする研修会の内容として位置付け、年間を通して計画的に取り組む。研修を主催する教育委員会の指導主事等が、人権に関わる関係機関との連絡調整を行い、これら機関の協力を得ながら、幅広い人権課題についての研修を行えるようにする。

市教育委員会による人権教育担当者研修等の進め方例

学 期		研修等の進め方	留意点
	第 1 回	 ・① 各学校の人権教育の推進状況について情報交換等を行い、市町村全体の方向性と課題を明確にする。 ・② ①の内容を踏まえ、都道府県教委の指導主事等を講師に招き指導・助言を受ける。 	 事前に、各学校の実態が明確になるような調査用紙を配付して調査を行い、結果を取りまとめておく。
	第 2· 3 回	 ・ その年度の人権教育の重点となる人権課題について、講師を招聘し、正しい理解と認識を深める。 ・ ② ①で取り上げた以外の個別の人権課題についても情報提供を行い、受講者の課題意識を高める。 ・ ③ 個別の人権課題について担当者を決め、文献による研究、行政・関係諸機関の担当者からの聞き取り調査を行うことにより、自身の地域における個別の人権課題についての指導資料を作成する。 	 教育委員会として、基本方針 を踏まえ、重点とする人権課題 について専門性の高い講師を 招聘する。 人権教育・啓発に関する基本 計画を資料として提示する。 市町村部局の関係所管課や 人権擁護委員、保護司等への 協力依頼を行う。
夏季休業期間/二学期	第 4· 5 回	 	 図書館等の休館日に研修会を 設定し、資料検索等の場と機 会を保障する。 事前の情報提供を適切に行う とともに、必要に応じて、指導 主事等が同行し、聞き取り調査 が円滑に進むよう支援する。

三学期	第 6· 7 回	• ① 得られた情報をもとに、指導資料の原稿執筆を 行う。	 適切な表現・内容の選択、出 典の明示など、資料作成上の 留意点等を予め示し、指導・助 言を行う。 資料については、関係所管課 の確認を求め、表現・内容等に ついて精査を行う。
	第 8 回	 ① 完成した資料についての内容を確認し、活用上の留意点を確認する。 ② 各学校における活用の可能性について情報交換を行い、今後の方向性について協議する。 	 市民集会での配付等、学校以 外の配付先を検討し、作成した 資料の活用度を高める。 次年度の研修会において、資 料を活用した「研究授業」の機 会を設定し、研修に継続性・発 展性を持たせる。

)人権尊重の理念を確実に身に付ける研修(人権感覚を磨く)

事例38:人権感覚を培う参加体験型グループ研修

1 目的と概要

校内研修等において、アクティビティを取り入れた参加体験型のグループ研修を実施し、教職員の人権感覚を培 う。また、これらのアクティビティは、教育委員会が主催する人権教育の指導者養成研修等において、アクティビテ ィの進行役となるファシリテータ(学習促進者)の役割を実際に体験させ、ファシリテーション技能の向上を図る実技 研修のメニューとしても活用できる。

教育委員会は人権教育担当教員向けにファシリテーション実技研修を主催し、担当教員はその成果を持ち帰り、 自らファシリテータとなってアクティビティを実施することにより、各学校に参加体験型の研修を広めていくことが望 まれる。これらの教員を、PTAの研修や公民館等の講座の指導者として活用することも有効である。

2 対象

全校種の教職員(ファシリティ実技研修のメニューとしては、主に人権教育担当教員対象)

3 多様なアクティビティ等を活用した体験型グループ研修の内容例(ファシリテータ実技研修のメニューとして、又は、人権感覚育成等のための校内研修として)

(1)ファシリテータの役割についての講義(ファシリテータ実技研修の前段として)

参加体験型の研修において重要な役割を果たすファシリテーターの役割について、講義形式で確認する。 【ファシリテータの役割】

- 参加者の感情を受け入れる、リラックスした雰囲気を演出する。
- •「人の心」に配慮した進行をする。(人間理解が大切である。)
- 参加者の主体性を引き出す。(人の行動を変えるものは外にあるのではなく、その人の内にある。)
- 体験をより大きな気付きへと導く。
- 葛藤の場面を用意し、主体的な発言を促す。問題の解決方法を教えるのではなく、解決は参加者 に任せる。
- •ファシリテータの役割を果たす上では、自らもその場から学ぼうとする態度が特に重要となる。

(2)初めて出会った者同士の緊張を解きほぐすための活動(アイスブレーキング)

研修の実施に当たり、まず、初めて会う参加者同士が、お互いの緊張した心を解き放ち、これから行う研修への 意欲を高めるための活動を行う。その後の研修の中で、率直に自分を表現できるようにするトレーニングとしての 意味合いも持つ(心の中の「氷」を割っていくことから「アイスブレーキング」と呼ばれる。)。

【アイスブレーキングの方法例】

誕生日チェーン

- ねらい
 - 参加者の緊張をほぐし、和やかな雰囲気をつくる
 - 口頭や文字による会話以外のコミュニケーションを体験する
 - 自分から行動することの大切さに気づく
- 方法
 - 会話をしないという条件で、誕生日の月日順に一列に並んでもらう(意志の伝達は、身振り・手振りなど言葉以外の方法で行う)。
 - 並び終えたら、順番に誕生日を発表してもらう。
 - 感想を出し合う。

あいさつと自己紹介

- ねらい
 - お互いに名乗りあい、名前を覚えて親しくなる
 - コミュニケーションにおける視線の重要性を感じる
- 方法
 - はじめは、人と視線を合わせないように、ひとりでぶらぶら歩く。
 - 次に、一人一人と視線を合わせ、目であいさつしながら、歩き回る。
 - 視線を合わせたときと合わせないときの感情の違いを出し合う。
 - 最後に、一人一人と握手して、相手の目を見ながら「こんにちは。^〇〇です。よろしくお
 - 願いします。」と声に出して、あいさつしてまわる。
 - 感想を出し合う。

自己紹介

- ねらい
- 名前を覚えて親しくなる
- 方法
 - 列(輪)になって並び、はじめの人から自分の前の人までの名前を覚えて、順に発表し、 最後に自分の名前を付け足して紹介する。
 - 隣の人も同様に、自分の前の人までの名前を順に発表し、最後に自分の名前を付け足して紹介する。

(3) 校内で実施できるアクティビティ

人権教育担当教員等が、ファシリティ実技研修などの機会を通じて様々なアクティビティの実施方法等を修得し た後、自らファシリテータとなって、広く校内の教職員の参加の下に、これを実践する。

コミュニケーションスキル - 聴いてもらうと気持ちいい -

ねらい

- 受容的に話を聴いてもらう心地よさを体験する
- 受容的に話を聴く態度を身に付ける

方法

- 2人1組(または3人1組)で話し手と聞き手を決める。(3人組の場合は、一人が対話の 様子を観察する)
- はじめに、話し手が自分の事(趣味や仕事など)を話し、聞き手は相手と目線を会わさず、 相づちも打たないで聞く。
- 次に、話し手は同じ話をするが、聞き手は頷いたり、感心したりしながら聴く。
- 最後に、話し手は同じ話をし、聞き手は共感的な理解を示したたり、時々要約しながら相 手の話に合わせて聴く。
- 話し手と聞き手を交代し、同様のことを行う。
- 3つの聴き方に対して、話しているときに感じたことを交流する。

自尊感情を高める - あなたの、よいところさがし -

ねらい

- 自分を肯定的に評価されることで自尊感情の高まりを体験する
- 相手を肯定的に評価する態度を身に付ける

方法

- 2人1組になって、一人が相手のこれまでの行動で、よいなあと思ったことを一定時間内(3 分)で伝える。もう一人は、自分へのメッセージを頷きながら黙って聞く。
- 聞き手と話し手を交代する。
- 感想を出し合う。

価値観の多様性に気づく - ランキング -

ねらい

- 意見の違いに気付く
- グループでコンセンサスを得る能力を身に付ける

方法

- 予め用意されたワークシートを使い、その中の項目を自分が重要だと思うものから順位付けする。
- グループの中で、それぞれの考える順位を、その理由とともに発表する。
- メンバーによって違う順位を、お互いに意見を出し合いながら、グループの意見にまとめる。
- グループごとに発表する。

先入観に気づく - フォトランゲージ -

- ねらい
- 人それぞれに先入観や価値観の違いがあることに気付く
- 幅広いものの見方を身に付け
- 方法
- 写真や絵を使い、その中の人の立場に立って考えたり、どの場面なのかを想像して意見 を発表する(その際に使う題材には、評価や価値観に異論が出やすいものや違ったイメー ジで捉えられやすいものを選ぶ。)。
- 使用した題材の説明をする。
- 意見交流する。

(2)教職員のライフステージに応じた研修

事例 39: ライフステージに応じた総合的な研修計画

1 目的と概要

個々の教員に求められる役割は、経験年数によっても変わることとなる。人権教育に関しても、個々の教員のライフステージに応じ、適切な研修機会が提供されなければならない。初任者研修、10年経験者研修等の年次研修の プログラムの中にも、人権教育に関する必要な研修内容が盛り込まれる必要がある。

教育委員会・学校においては、ライフステージを通じた総合的な研修機会の提供を行うとともに、個々の教員においても、自らのライフステージに応じ、適切な研修計画を立て、実施していくことが望まれる。

2 対象

全校種の教員

3 ライフステージを通じた人権教育研修の全体計画例

各年次研修等の横の連携を図った研修計画例

学期	初任者研修	2·3年次研修	10年経験者研修	10年を単位に	管理職研修
1 * 101	1071241101125			実施する研修	
一学	・人権尊重の推進に向	・人権尊重の推進に向	・人権教育全体計画、	・課題別人権研修	・人権教育にお
期	けて	けて	年間指導計画の作	・研究テーマの設定	ける基本方針
	・児童生徒理解	・児童生徒理解	成		・人権教育にか
	・保護者への対応	・保護者への対応	・学校の取組内容の評		かわる経営方
			価·点検		針の策定
夏季	・人権フィールドワーク	・人権フィールドワーク	・各人権課題に関する	・個人研究の推進	・PTA人権研修
休業	地域の特色	を理解する	指導資料の開発と校		会への助言
期間			内研修の企画		・地域との連携
二学	・人権侵害事象への	・各人権課題への理	・核内研修の実施	・人権教育のリーダー義	・人権教育の今
期	対応	解	・各人権課題の理解	成研修	日的な課題と
	・研究発表会への参	・研究発表会への参	・研究発表会への参	・各人権課題の理解	学校教育の果
	ħа	加	ħa	・研究発表会への参加	たす役割
	ンスよく確実な	定着を図る。	」 ブランに計画的に盛り辺 立場から報告を求める。		
三学	・研究授業の実施	・研究授業への参加	・研究授業の実施	・課題別人権研修	・1年間の取組の
期		L	・研究のまとめ	・研究の起め	検証と次年度
					の課題設定

各ライフステージにおける教員に求められる役割と年次研修のねらい

初任者研修 2.3 年次研修

ライフステージの早い時期には、まず、人権に関する正しい理解と認識を持つこととともに、児童生徒の実態の把握と理解、保護者への対応等、人権教育にかかわる基礎的な知識と技能を習得することが必要である。

10 年経験者研修

一定の経験経た段階においては、これまでの研修や実践を基礎に、研究会等で授業公開・実践発表ができるよう な力を身に付けさせたい。また、自らの成果と課題を明確にすることも大切である。

10年を単位に実施する研修

経験を積むにしたがい、学年や学校全体としての取組において主導的役割を求められるようになる。また、社会の変化に伴い人権教育の内容も時代と移り変わっていくことや、児童生徒・保護者の意識が、今後ますます多様化が進んでいく等を勘案すると、経験を積むだけでは様々な変化に応じることが難しく、一定の期間を単位とした研修の機会を充実させることが望ましい。

事例40:家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた教員研修の全体構想

1 目的と概要

学校教育と社会教育が連携し、総合的に人権教育を推進するために、両者の関連を意識した研修計画を立案する。 学校・教育委員会における教員のライフステージに応じた研修と社会教育研修とを相互に密接に連関させ、家庭・地 域の取組等とも協力して、総合的な研修機会の提供を図る。

2 研修計画の全体構想例

【全体構想図】

(学校及び教育委員会における研修)

教員のライフステージに応じた研修と家庭・地域の取組等との連携(例)

<教員のライフステージに応じた研修>

	管理職		人権教育担当:	者		РТА
保・幼・小・	国・都道府県・市町村の法令・方針・	-1	学校・地域の課題の		P	 TA人権教育研修会
中·高連携	施策に関する研修	1	人権教育コーディネ			人権意識の高揚
	●人権尊重の精神に立つ学校経営		としての研修	- II		人権問題についての理
法務局・地方	・人権教育目標の設定(実態把握を		●人権教育構想図,	全体		の深化
法務局	(12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12)		計画・年間指導計			子どもへのかかわり方
	 ・校内人権教育推進体制の構築 		作成			び家庭の役割の理解
警察	・学校としての取組の点検・評価・	Lo	●校内研修、校種間	り連携	I P	TAリーダー講習会
10	改善	\square	の企画・運営	r		研修の意義の理解
大学 🔤	 ・人権侵害事象に対する対応・指示 	10	 ・人権問題につい、 	ての理 🎧	n/ ·	研修会の企画・運営の
	及び体制のあり方	Ľ	解の深化	1		方の理解
各人権課題ご	●家庭や地域社会と連携した人権教徒	ξī.	・人権意識の高揚	1	ıl -	研修内容・方法の工夫
との関係機関	・PTA人権教育研修の助言		・取組の連携	1	3	善
公的機関、	 ・地域の関係諸機関との連携 		●PTA人権教育研	F修会 🔤	- I -	リーダー自身の人権意
公益法人、			の企画・運営			の高揚
ボランティ		\geq	- ・研修の意義につい	いての	講	演会
フ団体 等月		_	理解の深化		·	人権問題への理解
	パワーアップ(10年目教員)		 ・研修の工夫・改善 	善	1.	人権意識の高揚
			 ・ P T A 役員との 	連絡・	۱·	課題解決への実践的類
1	・年間の人権教育計画の作成		調整	ii		の育成
1	 同和問題など様々な人権問題の校内 					社会教育
	研修の企画・立案			1		域指導者育成研修会
A -	・学校としての取り組みの点検・評価			1		人権課題に対する正し
A !		_		1		理解と認識の深化
	ステップアップ(5年目教員)	_		1		人権教育の内容・手法
	 身近な人権課題の研究 人権尊重の 			1		知識・スキルの習得
	及び指導資料の作成 理念に基づ					参加体験型におけるフ
	 指導資料を用いた研究 いた認識を 					シリテータとしてのス
4 4	授業の実施と協議 深める研修	_				の習得
1	2~4年目教員	-		i		校、PTA、自治会等
1	 ・人権教育計画や実践的 ・各人権課 ・各人権課 			1		機関・団体による地域 ほんない語言
1	プログラムの企画・作 題の理解 まれた翌辺オス研修 り間勝ち			1		議会等の設置 神秘のみどまたちちょ
1	 成力を習得する研修 と認識を ・参加体験型学習への参加 深める研 			1		地域の子どもたちを り、育てようとする地)
	 ・参加体験型学習への参加 深める研 ・協議 修 			1		り、育てよらとする地 の教育力の向上
	・ 励歌 ・ 学年や学級における人			1		の教育力の同上 学校の体験的活動への間
	・予中や予設における人 権教育の企画力や実践			1		子校の14時町店動への し 人権問題に関わる研修
	相致育の正菌力や美設 力を身に付ける研修				1	の開催
	初任者	-			116 1	の前離 域想読会の開催
	・児童生徒の観察力、人権は「第三次」					戦心設立のTATME 地域住民同士のコミュ
	の視点に立った児童生りまとめ			i		地域住民間エジュミュ ケーションの向上
1	後・保護者との接し方 の理解			1		ノージョンの尚上 人権感覚が豊かな人間
	・人権侵害事象への対応力			1		八福忠鬼が豆がる八幅 係の形成
I	A STREET IN THE PARTY OF			1		
	実		態	i		
人物子	この 意識に対する実態					

(3)学校と地域等が一体となって行う研修

事例41:教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修

1 目的と概要

長期休業期間中の教員が、教育委員会が主催する人権教育の指導者養成研修会に参加し、指導者として必要な 知識や技能を身に付ける。研修を終えた教員は、PTA や地域の人権研修会の講師等となり、人権教育指導者とし ての更なるスキルの向上を図るとともに、保護者や地域住民等の人権意識の啓発等に資する。

2 対象

全校種の教員(人権教育担当者)、保護者・地域住民等

3 長期休業期間を利用した研修の実践例

(1)指導者としての養成

夏季休業期間中の教員を対象とする指導者養成研修会

各学校の人権教育担当教員を、地域における人権教育指導者として養成するため、参加体験型の研修方法を 体験・実習させ、指導者として必要な基本的な知識と技術を身に付させる。

「教員のための人権学習ファシリテータ入門講座(10回)」

夏季休業日中前期に10回の集中講座を実施する。

•【第1~7回】

出会いのための人間関係づくりのトレーニングをはじめとしたファシリテータとしての基礎的 な技術を取得し、個別の人権課題について学ぶ。

•【第8~10回】

受講者自らがグループでワークショップのプログラムを作成し、発表し合う。

・研修の工夫

毎回の研修終了後には、各回のポイントをまとめたプリント(「レッツ・コミュニケート」)を配付し、各研修者が研修 内容を振り返るための用に供する。

講座終了後にはアンケートを行い、寄せられた感想や意見を記録として残す。

本講座の修了者を、PTA を対象とする研修会の講師として活用する。

(2)地域における指導者としての実践

夏季休業期間における PTA を対象とする研修会

指導者としての養成を受けた教員がリーダーとなり、保護者等を対象とした校内での研修会の指導に当たる。教 員と保護者等が共通の体験を通して、人権教育の基本的な内容を理解し合い、学校と家庭の連携の基本的な体制 を整える。

冬季休業期間における地域(青少年対策協議会・民生・児童委員)を対象とする研修会

社会教育及び関係部署との連携を図り、教職員・PTAを対象とした研修と同じ内容の研修会を地域の教育関係者 を対象に実施する。この研修会には、教職員・PTAの代表者の参加も求め、三者の共通理解を深めるとともに、そ の地域における人権教育の基本的な方向性について確認し合う。

事例 42: 人権週間に合わせた研修の機会の設定

1 目的と概要

学校・家庭・地域が連携した人権研修の取組を、人権週間の活動の中に位置付けて、様々な対象者別の研修会を 企画・実施するとともに、教員、保護者、地域住民等が一堂に会する場を設定することにより、相互の理解促進と連携 体制のより一層の充実を図る。

2 対象

全校種の教員、保護者、地域住民等

3 教員・保護者・地域を対象とした研修の実践例

(1)教員を対象とする研修

研究発表会への参加

教育委員会が指定する人権教育の研究奨励校が研究発表を行う。研究発表には、全学校の参加を求め、研究の 成果については、各学校における教育活動に還元させる。

「 学校 人権研究発表会」の開催

授業公開や人権意見発表会、教育講演会を実施し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて参加者とともに理解を深めていく。

• 参加者

。 児童、保護者、教職員(他校の参観者を含む)、人権擁護委員、民生委員等

- 内容
 - 。 道徳の授業公開(各教室)
 - 。 人権意見発表会(体育館)
 - 。 教育講演会

(2)保護者、地域住民等を対象とする研修

保護者のための人権教育集中講座の実施

保護者を対象として、複数のテーマの人権教育講座を、連続して実施する。文部科学省が配付している「家庭教育手帳」等も活用し、人権教育のテーマと子育てとの関連性を持たせるよう、研修内容の調整を行う。PTA 組織 に働きかけ、全ての学校の保護者が何らかの形で参加するよう協力を求める。

人権学習会等の実施

学校を開放し、保護者や地域住民等が自由に参加できる学習会等を開催する。

- *参加者
 - 。 保護者、地域関係者、教職員等
- * 内容
 - 人権に関する作文の朗読
 - *国語科や道徳の時間等に指導した人権作文を活用
 - 。 人権啓発ビデオの視聴
 - 人権コンサート(例;「響きあうしあわせ・よろこびのうたコンサート」など)
 - * 音楽家を招聘して講演・演奏会を開催

(3)教員、保護者、地域住民が一同に会した研修会

人権フォーラムの開催

教育委員会等と関係各部局・機関が連携して、教員、保護者、地域住民が一同に会した研修会(「人権フォーラム」)を開催する。

研究奨励校の発表、各学校における実践の紹介など、学校による積極的な参画も求めるとともに、保護者・地域 住民等を対象とする課題別研修や、講演会、体験型の研修の機会も設定し、様々な観点から、人権意識の啓発と 高揚を図る。

- テーマ「育てようこころのちから」
- 発表内容
 - o 【学校教育部門】
 - 研究奨励校の研究発表(公会堂ホール)
 - 各学校の人権教育に関する実践発表パネル展(公会堂ロビー)
 - 。 【社会教育部門】
 - 人権講談会;人権をテーマにした講談師による講演
 - 課題別ワークショップ
 - 家庭の中でできる男女共同参画 女性がいきいきできる社会 (女性の人権)
 - 子どもの心の叫びがきこえますか?(子どもの人権)
 - 考えてみましょう 差別をなくす一言を、自分にもできることを(同和問題)

- 地域で働く外国人(外国人の人権)
- 体験型研修
- 楽器を通してつながろう!わたしとあなたと世界と

人権週間における成果発表と「市民のつどい」

市教育委員会と市長部局担当課等のコーディネートにより、人権週間を、人権教育・啓発の1年間の取組を総括 する期間として設定し、学校、地域等において様々な成果発表の機会を設けるとともに、課題の検証を行い、次 年度へとつなげる。

さらに、人権週間中の日曜日には、学校・家庭・地域の関係者が一堂に会す場(「市民のつどい」)を設け、相互の交流を図る

月 火 木 ± ъk. 金 Ħ 該当する学校の授業を参観する。各種事業に参加する。 家庭 各学校の 学校A 授業公開 特色や実 学校B 講演会 授業公開 態に応じ 学校C 授業公開 て、保護 者や地域 地域 学校の授業参観を行う。ゲストティーチャーとなる。行事に参加する の方々に 各課の事業を展開する。市民のつ増いを開催する。 行政 情報を発 社会教育 市民のつどいを開催・企画する 市民の 信する。 人権教育に関する推薦図書を広報誌等で紹介し、市民のわど 図書館 っとい いや展示する。 市教委 学校訪問|学校訪問 学校訪問 学校訪問 部課長・指導主事等が学校を訪問し、 各学校の状況を把握する。

人権週間における成果発表、課題検証等の取組

4. 学校における系統的・計画的な研修の推進

事例 43:学校における年間研修プログラムの作成

1 目的と概要

学校において、人権教育に関する計画的な研修の推進を図るため、年間研修プログラムを作成する。

年間研修プログラムは、教育委員会が示す指針や当該学校における人権教育の全体計画等を踏まえ、教職員が、 その実現・実施のために求められる資質・能力を、系統的に身に付けられるようにするものであり、各学校において、 それぞれの実情に応じた効果的なプログラムを作成し、学校全体で、組織的に研修に取り組んでいくことが求められ る。

また、年度終了時には、プログラムの実施状況について適切な評価を行い、次年度以降における研修の取組の改善につなげていく。

2 年間研修プログラムの作成例

学校における人権教育の年間研修プログラムの作成例

* 新転任者の着任後早急に新転任者研修を実施するとともに、年度当初の校内人権研修会(全員参加)で年間プログラム案の決定と共通認識、校内組織の確立を図ることとした作成例である

月(時間 帯)	研修内容	方法
------------	------	----

4月		
4月 (始業日 前)	新転任者研修(ガイダンス及 びフィールドワーク)	着任後早急に、新転任者に対して、自校の特色や教育実践を 紹介し、校区内のフィールドワークを実施する。
(放課後)	校内人権研修会(年間プログ ラム案の決定と校内組織 の確立)	 人権教育部会及び各人権領域担当者会議において原案作 成後、全教職員で共通理解を図る。
5月 (放課後)	 校内人権研修会(配慮を 要する子ども理解) 校内人権研修会(仲間集 団づくりの方法論) 	 全教職員が、配慮を要する子どもの情報を共有する。
6月 (放課後)	 校種間連携研修会(相互 理解と課題の共有化) 	• 中学校区の(保)、幼、小、中、(高)の教職員が集まり、研 修交流を行う。
7月 (放課後)	 校内人権研修会(子ども 理解) 	• 事例研を含む、子ども理解の研修を行う。
(夜間)	 PTA 地域人権研修会(課 題研修) 	 保護者、地域と共に、特定のテーマについて研修会を実施 する。
8 月 (全日)	 校内人権研修会(フィー ルドワーク) 	• 平和登校や平和学習を含む、研修会を実施。校外に出て 研修を行う。
9月 (放課後)	 校内人権研修会(課題研 修) 	 ある人権課題にテーマを絞って研修する。
10月 (放課後)	 校内人権研修会(課題研 修) 	 ある人権課題にテーマを絞って研修する。
11 月 (放課後 および夜 間)	 校種間連携研修会 PTA 地域人権研修会(課 題研修) 	 中学校区の(保)、幼、小、中、(高)の教職員が集まり、研修交流を行う。さらに、保護者や地域を含む学習会にまで 広げる。
12月 (放課後)	 校内人権研修会(子ども 理解) 校内人権研修会(推進計 画の確認と見直し) 	 事例研を含む、子ども理解の研修を行う。 推進計画の進捗状況を交流する。
1月 (放課後)	 校内人権研修会(課題研 修) 	 特定の人権課題にテーマを絞って研修する。
2月 (放課後)	 校内人権研修会(総括事 前研修) 	 総括会議に向けて、人権教育部の会議や各人権領域担当 者の会議において成果と課題をまとめる。
3月 (放課後)	 校内人権研修会(総括会 議) 	 総括事前研修の成果と課題を受けて、次年度の体制と方 向性を決定する。その後、次年度の人権領域仮担当者を決 定し、申し送り事項を作成する。

おわりに

本調査研究会議は、平成15年6月に第1回の会議を開催し、以来、人権教育の指導方法等の改善・充実に向けた 検討を続けてきた。その成果については、これまでも第一次及び第二次のとりまとめとして、一定の成果を得られた 段階ごとに、逐次公表してきた。

今回の〔第三次とりまとめ〕では、さらに、これまで示してきた指導等の在り方に関する基本的な考え方を基に、各学校・教育委員会において具体的な実践を進めていくために役立てる資料を、新たに提供することとした。

今後は、これらの成果が、現場でどのように活かされ、人権教育の充実にどのように貢献しているかについて、検証を行っていくことが、本調査研究会議の重要な課題となるものと考えている。

子どもたちに人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、何よりもまず、各学校・教職員による積極的な取組が重要となる。各学校においては、本調査研究会議の成果を大いに参考にしつつ、さらに児童生徒の実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めていただきたい。

同時に、学校における人権教育の推進を図る上では、教育委員会による条件整備が不可欠である。各教育委員会においては、地域の実情等を踏まえつつ、各学校に対し適切な指導・助言を行うとともに、研修の実施や、優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発やその成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなどを通じ、各学校・教職員への支援の充実を図られるよう、お願いしたい。

国においても、人権教育の充実に関し、教育委員会や学校に対する支援の充実を図ることが望まれる。とりわけ、 本とりまとめに関しては、全国の教育委員会・学校等に向け積極的な情報提供を行うとともに、国レベルの研修や、 モデル事業の実施に際しても本とりまとめの成果を反映させていくなど、その普及に努められたい。

今回のとりまとめが、広く関係者において有効に活用されるとともに、各関係者の努力により、学校における人権教育のさらなる進展が図られ、子どもたちが、人権に関する理解を深め、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]のできる人権感覚を育み、ひいては人権尊重社会の実現をもたらす原動力となることを、切に願うものである。